

第3次 秋田市地域福祉計画

(平成26年度～平成30年度)



平成26年3月
秋 田 市

はじめに

人口減少や少子高齢化が進行する社会において、地域における相互扶助力の低下など社会環境が大きく変化し、福祉課題の多様化・複雑化につながっております。本市では、こうした課題に対応するため、このたび、第3次秋田市地域福祉計画を策定いたしました。

本計画では、県都『あきた』成長プラン（第12次秋田市総合計画）がめざす基本理念「ともにつくり ともに生きる 人・まち・暮らし」の実現のため、第2次計画（平成21年3月策定）で本市がめざす地域福祉像とした「地域のしあわせをみんなで築く」を発展的に引き継ぎ、「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」を基本理念といたしました。

この基本理念のもと、効果的に地域福祉を推進していくために、「地域福祉を担う人づくり」「担い手の連携による支え合いの地域づくり」「利用者にあった福祉サービスの相談支援のしくみづくり」「だれもが暮らしやすい福祉のまちづくり」の4つを基本目標に掲げ、13の施策を設定しております。

また、「孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり」、「災害時に備えた支え合いの地域づくり」および「担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化」を計画全体を牽引する重点事業と位置づけ、課題解決に向けた具体的な取組を進めてまいります。

秋田市エイジフレンドリーシティ構想や社会情勢の変化などを踏まえながら、福祉サービス以外の生活環境整備や地域づくり、さらには、様々な主体による公的制度以外の支援をも含め、本市における福祉活動を総合した計画となっておりますので、地域や市民の皆様との連携のもと、本計画の着実な推進に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、市民意識調査、ヒアリング調査やワークショップにご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

秋田市長 穂 積 志

目 次

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景	2
2 計画の位置づけ	20
3 計画期間	21
4 策定方法	22

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 福祉ニーズと福祉サービス	27
2 市民の生活課題と解決の方向	49

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	77
2 基本目標	78
3 取組の基本原則	79
4 施策の体系	86

第4章 計画の取組

基本目標1 地域福祉を担う人づくり	94
基本目標2 担い手の連携による支え合いの地域づくり	103
基本目標3 利用者に合った福祉サービスと相談支援のしくみづくり	116
基本目標4 だれもが暮らしやすい福祉のまちづくり	124

第5章 重点事業

1 孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり	137
2 災害に備えた支え合いの地域づくり	143
3 担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化	156

第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理	161
2 計画の評価と見直し	161

資料編	秋田市地域福祉市民意識調査の概要	163
	ヒアリング(聞き取り)調査の概要	174
	地域福祉ワークショップの概要	184
	第3次秋田市地域福祉計画の策定経過	209
	秋田市社会福祉審議会条例	210
	秋田市社会福祉審議会運営要綱	212
	秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	215
	秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱	216

第1章 策定の趣旨

この計画は、社会福祉の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法第107条の規定に基づき策定された市町村地域福祉計画であるとともに、本市の福祉保健部門における基本計画であり、すべての市民が地域において自立した生活を営むことができるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった分野ごとの福祉保健サービスを地域生活という視点で再編・統合するとともに、こうした公的な支援（公助）と市民による支え合いの取組（共助）、市民一人ひとりの努力（自助）とを連携させ、総合化したものです。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

1 策定の背景

(1) 近年の福祉政策の方向性

- ・ 地域での自立した生活を支援
- ・ 利用者主体、市町村中心のサービス供給
- ・ 社会保障と税の一体改革

いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。

これよりわが国の福祉政策は、個人の尊厳を尊重する視点から、市民一人ひとりの生活全体に着目し、地域での自立した生活を支援するという基本的な考え方に基づいて、たとえ障がいがあっても、また、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めています。

また、公的な福祉サービスの供給については、利用者主体、市町村中心の仕組みを志向しており、介護保険法に基づく介護サービスや障害者総合支援法（旧・障害者自立支援法）に基づく障害福祉サービスなどの取組が進められています。

その後、少子高齢化が進み、社会保障費が年々増加する中、税制や年金制度、医療と介護、子育て支援、障がい者制度、雇用などを抜本的に見直していく、「社会保障と税の一体改革」がスタートし、社会保障制度改革として、介護保険制度改革、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法の成立、生活保護法の改正、生活困窮者自立支援法の成立などが進められています。

平成 12 年 社会福祉法スタート

利用者の立場に立った社会福祉のしくみの確立

〃 介護保険制度スタート

介護を社会全体で支えるしくみの創設

平成 15 年 次世代育成支援対策推進法施行

次世代育成支援対策を推進するための理念と責務を掲示

----- 第 1 次秋田市地域福祉計画策定 -----

平成 17 年 介護保険制度改革

介護予防を重視するしくみや新しいサービス体系の導入

平成 18 年 障害者自立支援法施行

障がい者の自立と社会参加の促進の新しいサービス体系の導入

----- 第 2 次秋田市地域福祉計画策定 -----

平成 24 年 社会保障制度改革推進法施行

年金、医療、介護、少子化対策など社会保障改革の基本方針

〃 子ども・子育て関連三法成立（本格施行は平成 27 年）

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援などを
総合的に支援していくための理念と責務を掲示

平成 25 年 障害者総合支援法施行

障がい者の社会参加の機会の確保、地域生活における共生、
社会的障壁の除去を明示し、これまでのサービスを見直し

生活保護法改正法成立（施行は一部を除き平成 26 年）

就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正
化等を行う

生活困窮者自立支援法成立（施行は平成 27 年）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活
困窮者に対し、自立相談支援事業等を行う

(2) 今後の福祉政策の課題

- ・ 家庭の扶養能力（介護・育児機能）の低下
- ・ 地域社会の脆弱化、地域の相互扶助力の低下
- ・ 人口減少社会・少子高齢社会

地域での自立した生活を営むうえで、電球の交換やごみ出しができない、買った物を持ち帰ることができない（買い物弱者）、玄関前の除雪ができないといった生活力の低下に起因する問題、ひとり暮らしが淋しい、家に閉じこもってしまうといった心の問題、自覚がない悪質商法の被害や詐欺の被害、孤立死、災害時の避難といったリスクに対する脆弱性の問題など、公的な福祉サービスだけでは対応できない様々な生活課題が、少子高齢化の加速などによる社会の変化とともに顕在化してきています。

特に、生活上において何らかの支援が必要な、いわゆる要援護者においては、近年クローズアップされた孤立死問題、東日本大震災において明らかになった災害時の避難や避難生活、豪雪時における除雪などのリスクが高まっています。

かつて、このような多様な生活課題は、家族や、向こう三軒両隣という言葉に代表される隣近所、地域の助け合いによって解決されていましたが、世帯のさらなる高齢化・少人数化が進み、家庭の扶養能力が低下していることや、地域での人と人とのつながりの希薄化、住民の地域への帰属意識の低下などにより、地域社会が脆弱化し、地域の相互扶助力が低下していることなどから、身近な生活課題を解決できない人が高齢者を中心に急増しています。

このような、血縁や地縁といった伝統的なつながりが弱まっていく過程において、助け合いの機能の多くは、介護保険制度や障害福祉サービス、保育所などといった、公的な福祉サービスや市場における福祉サービスとして次第に外部化されましたが、人口減少社会・少子高齢社会においては、福祉ニーズのさらなる増加・多様化が見込まれることから、その対応が大きな課題となっています。

○家庭の扶養能力（介護・育児機能）の低下

家庭の扶養能力が低下していることにより、家庭だけでは対応できない日常生活に関する福祉ニーズが増加・多様化しています。

平成 22 年国勢調査によると、秋田市における一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の世帯規模は 1 世帯あたり 2.40 人（平成 17 年調査時 2.48 人）で縮小を続けており、世帯人員が 3 人以下の世帯が一般世帯全体の 79.8%（平成 17 年調査時 77.0%）、うち単独世帯は 30.3% を占めています。少人数世帯では、介護・育児が特定の養護者・養育者に集中し、その負担感が大きくなりがちです。（世帯規模の縮小）

また、65 歳以上の親族のいる一般世帯が急増し、一般世帯全体の 38.5% を占めています。特に、高齢者単独世帯は一般世帯全体の 9.2%、夫婦のみ世帯は 11.3% と大幅に増加しています。高齢者のみ世帯では、世帯員の生活機能の低下などにより、日常生活に不便を生じている例が見られます。（ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加）

区分別世帯数・一般世帯に占める割合の推移

(人)

家族類型別	単独世帯		夫婦のみ世帯		二世帯世帯		その他親族世帯	
1995年(平成 7年)	31,775	27.7%	21,166	18.4%	45,227	39.4%	16,269	14.2%
2000年(平成12年)	36,646	29.9%	24,327	19.8%	46,062	37.5%	15,330	12.5%
2005年(平成17年)	38,961	29.8%	26,870	20.6%	47,854	36.6%	16,435	12.6%
2010年(平成22年)	39,727	30.3%	28,204	21.5%	47,738	36.5%	14,383	11.0%
高齢者がいる世帯	総数		うち単独世帯		うち夫婦のみ世帯			
1995年(平成 7年)	30,952	27.0%	4,815	4.2%	8,548	7.4%		
2000年(平成12年)	36,953	30.1%	7,017	5.7%	11,029	9.0%		
2005年(平成17年)	46,073	35.3%	9,826	7.5%	13,374	10.2%		
2010年(平成22年)	50,490	38.5%	12,030	9.2%	14,854	11.3%		

秋田市企画財政部情報統計課「秋田市の人口－平成22年国勢調査報告－」（平成24年3月）

○地域社会の脆弱化、地域の相互扶助力の低下

地縁団体への未加入世帯の増加や、役員のみ手不足・高齢化により、地域社会が共同体としての機能を低下させ、住民の身近な生活課題を解決できないことにより、公的な福祉サービスで対応が求められる福祉ニーズが増加・多様化しています。

地縁団体（町内会・自治会）に加入している世帯の割合は、平成25年4月推計で約81.2%となっています。若い世代やマンション・アパートなどの集合住宅居住者を中心に町内会に加入しない住民や、会費を納めているだけで活動に参加しない住民が増えており、役員中心の活動になりがちです。（地域と関わろうとしない世帯の増加）

役員についても、そののみ手不足が深刻化しており、特に会長は、後任が見つからないことなどから10年以上固定化されている団体が約15%、のみ手がいないため持ち回りの1年交代制としている団体が約22%となっており、そうした団体では活動が停滞したり、継続的な活動が行われないなどの傾向がみられます。（地域自治活動の硬直化）

集合住宅における町内会または自治会の結成（加入）状況
（集合住宅における地域福祉に関するアンケート調査・平成22年12月実施）
（有効回答数：73棟）

1	マンション単独で結成している	6.8%
2	地域の町内会・自治会に加入している	38.4%
3	管理組合のみである	43.8%
4	結成していない	11.0%

町内会の運営上困っていること（複数回答）

（有効回答数：959）

1	役員のなり手が少ない	67.9%
2	会員の高齢化(少子高齢化)	63.8%
3	行事への参加者が少ない	44.1%
4	特定の会員しか運営・行事に関わらない	43.9%
5	役員の高齢化(世代交代が進まない)	42.5%
6	役員の負担が重い	26.8%
7	行政からの依頼事項・配付物が多い	20.5%
8	行事のマンネリ化	19.3%
9	集会施設(町内会館等)がない/狭い/不便	17.1%
10	日中留守の家庭が多い	14.5%
11	活動費の不足	12.4%
12	新旧住民の交流が図りにくい	11.4%
13	運営のための経験・知識不足	7.5%
14	未加入世帯の増加	4.7%
15	行事(祭り等)の会場の確保	3.7%
16	会員がルールを守らない	3.0%
17	その他	8.4%
18	特に困っていない/上手くいっている	11.2%

上記のうち、より大きな課題と考えていること（大きい順に3つ）

1	1番目の課題 役員のなり手が少ない	46.8%
2	2番目の課題 役員の高齢化(世代交代が進まない)	20.1%
3	3番目の課題 行事への参加者が少ない	20.5%

秋田市市民生活部生活総務課「町内会（自治会）アンケート」（平成22年5～6月実施）

○人口減少社会・少子高齢社会

高齢者の急増により福祉ニーズの増加・多様化が見込まれますが、公的な福祉サービスをおもに負担する生産年齢人口が大幅に減少することから、公的な福祉サービスだけで増加・多様化する福祉ニーズに対応することは困難となっていきます。

本市の総人口は、平成17年以降減少に転じており、平成42年には、平成22年よりも6万4千人以上減少し、259,483人（19.8%減）となる見込みです。（急速な人口減少の進行）

平成23年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む子どもの数）は1.22で、秋田県の1.35、全国の1.39を大幅に下回っているほか、未婚化、晩婚化が統計上も顕著となっています。

このため、今後、年少人口および生産年齢人口が急減する一方で、第1次ベビーブームの世代（昭和22～24年生）が、平成22年で61～63歳に達するなど、老年人口は平成42年までの20年間に1万7千人以上増加し、総人口に占める老年人口の比率は、平成22年の24.1%から、平成32年には31.7%、平成42年には36.6%まで上昇する見込みです。（急速な少子高齢化の進行）

総人口・年齢3区分別人口・割合の推移・推計

(人)

	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
2005年(平成17年) ※1	333,109	43,879	13.2%	218,498	65.7%	70,371	21.1%
2010年(平成22年) ※1	323,600	39,574	12.3%	205,301	63.6%	77,625	24.1%
2015年(平成27年) ※2	309,760	35,166	11.4%	187,156	60.4%	87,438	28.2%
2020年(平成32年) ※2	294,013	30,813	10.5%	169,840	57.8%	93,360	31.7%
2025年(平成37年) ※2	277,109	26,878	9.7%	154,951	55.9%	95,280	34.4%
2030年(平成42年) ※2	259,483	23,679	9.1%	140,777	54.3%	95,027	36.6%

- 1) 秋田市企画財政部情報統計課「秋田市の人口－平成22年国勢調査報告－」（平成24年3月）
 2) 同「秋田市の将来推計人口・世帯数 2010(平成22)年～2030(平成42)年」（平成24年11月）

(3) 地域福祉の意義

- ・ これからの社会福祉のかたち
- ・ 支え合いの地域づくりによるリスク対策
- ・ 地域社会の再生の軸

地域における市民の多様な生活課題を解決していくためには、公的な福祉サービスだけで対応することは困難であることから、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、行政および社会福祉事業者だけでなく、多様な民間主体（ボランティアやNPO、住民団体など）や市民一人ひとりが担い手となり、協働しながらきめ細かな活動に取り組んでいくことが必要です。

地域福祉の目的は、すべての市民が身近な地域で自立した生活を営めるようにすることであり、そのためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった分野の垣根を払い、地域に存在する公・共・私の多様な主体が協働して支え合う必要があります。したがって、地域福祉とは、従来の社会福祉の縦割り行政を地域自立生活支援の視点から再編成した、これからの社会福祉のかたちであるともいえます。

また、生活に支援が必要な要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、孤立（死）予防、災害時の避難支援、地域における除雪などのリスク対策が必要となります。その場合も、防災対策において自助・共助・公助という言葉がよく使われるように、公・共・私の多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが、支え合いの地域づくりを実現することになり、最大のリスク対策につながります。

さらに、市民一人ひとりが地域の生活課題に対する問題意識を共有することは、地域での人々の絆を強め、解決のために協働することは、地域の活性化につながることを期待されます。その意味で地域福祉の推進は、共同体としての地域社会を再生する軸となりえます。

(4) 地域福祉を推進するための市の役割

- ・利用者主体のサービス（セーフティネット）の提供
- ・地域生活の総合的な支援
- ・地域福祉活動のコーディネート

市民にとって地域での自立した生活を妨げる生活課題は、日常のあらゆる場面で起こりうるものであり、また、災害時など緊急時に関わる様々なリスクでもあることから、地域福祉における「福祉」の概念は、介護保険、障害福祉サービス、保育といった公的な福祉サービスにおいてイメージされる「福祉」よりも自ずと幅の広いものになります。

市は市民の福祉を増進する責任を有することから、まずは、セーフティネットとして機能し、かつ、持続可能な、利用者の立場に立った公平で適正な福祉サービスを提供していく必要があります。

そして、狭義の福祉の枠にとらわれず、防災や防犯、教育や文化、雇用、公共交通やまちづくり、建築など、あらゆる分野において地域福祉の視点から取り組むことが必要となります。

また、公的な福祉サービス（フォーマルサービス）と、それ以外の地域福祉活動や市場による福祉サービスなど（インフォーマルサービス・サポート）が相まって効果的に機能するよう、市民の地域福祉活動を促進するとともに、公・共・私の多様な主体の連携・協働を調整する必要があります。

ことに、現在、社会問題ともなっている、災害時の避難支援や孤立死予防など、要援護者の安全安心に関わる喫緊の課題については、地域における福祉活動の取組を支援するとともに、公・共・私で行われている、様々なサービスと取組についての、役割分担と連携を進めることが必要です。

(5) エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想

- ・ 高齢者が豊かな経験や知識、能力で、社会の支え手として活躍できるしくみづくり
- ・ 高齢者が支えが必要になっても、その人らしくいきいきと暮らせる社会の実現

高齢化対策として、介護保険制度等の福祉サービス、バリアフリー化等が進められてきましたが、その多くは、高齢者を「支えられる人」と捉えた視点によるものです。

高齢者といっても、その健康、意欲、経済状態は多様であり、また、自身の豊かな経験や知識、能力を活かして、社会で活躍したいと考えている高齢者も多く存在します。

少子高齢化、人口減少が急速に進行する中、本市では、高齢者は「支えられる人」という視点を大胆に変革し、市民一人ひとりが高齢になっても、社会の支え手として活躍の場と機会を得られるしくみづくり、支えが必要になった場合でもその人らしくいきいきと暮らせる「高齢者にやさしい都市」の実現に向けて取り組み、今後の本市の成長と発展のエネルギーとしていくこととしました。これが、秋田市エイジフレンドリーシティ構想です。

そのため、総合計画である県都『あきた』成長プランにおいて、「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」を成長戦略のひとつに位置づけ、世界保健機関（WHO）が設立した、エイジフレンドリーシティを目指す世界各都市の連携の取組「エイジフレンドリーシティグローバルネットワーク」に平成23年に参加しています。

さらに、平成25年度には、ネットワーク参加都市に義務づけられている、エイジフレンドリーシティ行動計画をまとめ、本市がエイジフレンドリーシティになるための考え方や取り組むべき方向性を示しています。これは、「高齢になっても地域社会で活動、活躍することができ、いきいきと過ごすことができる社会」を基本理念に、8つの基本方針に基づき、行政中心の行動計画、市民中心の行動計画にまとめたものです。

今後は、5年サイクルで計画の実施、評価を行い、構想を推進していきます。

(6) これまでの取組～秋田市地域福祉計画(第1次、第2次計画)の総括――

- ・ 第1次計画(地域福祉の理念の普及)
- ・ 第2次計画(福祉施策の総合化、課題解決のしくみづくり)

○第1次計画(地域福祉の理念の普及)

初めての秋田市地域福祉計画として、地域福祉を「地域のしあわせをみんなで築くこと」とし、市民一人ひとり、地域社会の「エンパワーメント」を図ることを目指しました。市民参加による各地区での地域福祉ワークショップ開催、福祉保健部門の分野ごと実施計画への反映により、地域福祉の理念の普及を図りました。

平成15年の社会福祉法第107条の施行を受け、本市では、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における作業を中心に、アンケート調査やワークショップなどにより市民参加を得ながら、平成16年3月、平成16年度から平成20年度までの5年間を計画期間とする秋田市地域福祉計画(以下、「第1次計画」という。)を策定しました。

第1次計画では、地域福祉とは「地域のしあわせをみんなで築いていくこと」であると宣言し、5つの基本理念(①適切なサービス、②自立、③協働、④地域づくり、⑤参加・参画)および3つの基本方針(①主体的な選択、②公・共・私の責任と役割分担、③社会参加と自己実現)のもと、市民一人ひとり、さらには地域社会の「エンパワーメント(自分の中に力をたくわえ、積極的な自己をつくり出すことによって問題の解決に取り組み、社会的な決定力を獲得すること)」を図ることをめざし、地域福祉の理念について、行政施策へ反映させるとともに市民へのPRを進めてきました。

行政施策への反映については、高齢者・障がい者プラン、次世代育成支援行動計画の策定にあたり、各計画の基本理念に地域福祉の理念を据え、施策への反映に努めました。

また、リーフレットの全戸配布や、地区ごとのワークショップの開催、地域福祉活動実践事例集および事例紹介ビデオ作製(秋田市民生児童委員協議会)などにより、市民へのPRを行い、地域福祉の理念の普及に一定の役割を果たしました。

○第 2 次計画（福祉施策の総合化、課題解決のしくみづくり）

第 1 次計画の 5 年間による地域福祉の理念普及を受け、次の段階として、従来の福祉の分野別取組を、地域での自立生活ができるようにという視点から再構成（福祉施策の総合化）するとともに、地域における身近な生活課題の解決のしくみづくりとして、二つの重点事業を設置しました。

第 1 次計画の 5 年間を受け、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における作業を中心に、アンケート調査やワークショップなどにより市民参加を得ながら、平成 20 年 3 月、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間を計画期間とする第 2 次秋田市地域福祉計画（以下、「第 2 次計画」という。）を策定しました。

第 2 次計画では、「地域のしあわせをみんなで築く」を基本理念とし、「公・共・私の社会的努力によって、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援すること」と整理した上で、4 つの基本目標（①地域福祉を担う人づくり、②支え合いの地域づくり、③利用者主体のサービスのしくみづくり、④日常生活の場としての福祉のまちづくり）のもと、13 の施策について、公（市）・共（地域）・私（市民）のそれぞれについて、取組と期待される役割にまとめました。

また、各施策の取組状況を評価するため、地域福祉意識調査の結果を基に、7 つの目標指標を設定しました。

さらに、地域福祉活動の先導的取組とするため、ニーズ調査を踏まえ、ワークショップでの議論を参考に、課題解決に向けた公・共・私の役割分担と連携による取組として、2 つの重点事業「孤立死を出さない地域づくり」「災害時の要援護者の避難支援」を設定しました。重点事業は、地域福祉推進関係者連絡会や地域活動座談会、地区別ワークショップの開催などで地域に働き掛けながら、取組を推進しました。

第 2 次計画の取組については、①目標指標の達成状況、②施策ごとの市の取組状況、③重点事業の取組状況の 3 つの点から評価すると、第 2 次計画は、福祉施策の総合化と課題解決のしくみづくりとして、一定の成果を上げているものの、まだまだ取組は半ばであり、今後も継続的・発展的な取組が必要であることがわかります。

第1章 策定の趣旨

《①目標指標の達成状況》

第2次計画策定時に平成19年度地域福祉市民意識調査に基づき設定された目標と、第3次計画策定に向け平成24年度に行った同調査の結果（実績）を比較しました。

指標となった7項目中、5項目で実績数値は改善されているものの、目標を達成した項目はなく、また、1項目で数値が悪化していることから、今後も、各施策の取組を強化して推進していく必要があります。

施策1 福祉意識の向上

◎白矢印は状況が改善、黒矢印は状況が悪化している。

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)	実 績 (24年度)
地域福祉の取組に関わっている人 ※1	6.0%	10.0%	5.6% ↓
地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人 ※1	57.2%	66.7%	60.6% ↑

※1 地域福祉市民意識調査による。肯定的に理解している人は、取組に関わっている人と理解しているが行動には至っていない人との合計

施策2 担い手の育成

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)	実 績 (24年度)
福祉に関わるボランティア活動をしている人	9.8%	15.0%	9.8% ⇨

施策3 住民同士の交流

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)	実 績 (24年度)
相談や悩み事、困ったときに助けてくれる人が近所にいる人	35.7%	50.0%	36.1% ↑

施策4 地域活動の推進

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)	実 績 (24年度)
地域活動（地域自治活動や市民活動）に参加していない人	48.6%	40.0%	46.0% ↓

施策10 サービス利用の支援

指 標	現 状 (19年度)	目 標 (25年度)	実 績 (24年度)
地域福祉権利擁護事業の認知度	11.5%	20.0%	14.5% ↑
成年後見制度の認知度	33.3%	40.0%	37.1% ↑

《②施策ごとの市の取組状況》

13の施策における、市の取組状況について、各部局で取組の方向に沿った事業が行われているかどうかの進捗状況を、下記のとおり、ABCの三段階評価で検証しました。

その結果、13の施策における71の取組（事業）について、A評価が24事業、B評価が45事業、C評価が2事業でした。課題はあるものの、おおむね取組の方向に沿った事業が行われていることがわかります。なお、C評価となった事業「地区別地域福祉計画策定の協力」「地域福祉活動の場の充実」については、事業の見直しが必要です。

- A・・・十分な成果を上げた（8割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など）
- B・・・ある程度の成果を上げた（4～7割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分であり、一部見直ししながら事業を進めていく必要がある、など）
- C・・・内容の見直しが必要（あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要であるなど）

施 策	取組数	A 評価	B 評価	C 評価
施策 1 福祉意識の向上	4	—	4	—
施策 2 担い手の育成	8(3)	—	8(3)	—
施策 3 住民同士の交流	5	2	3	—
施策 4 地域活動の推進	4	3	1	—
施策 5 地域福祉活動の推進	5	1	2	2
施策 6 担い手の連携による取組みの推進	4	2	2	—
施策 7 福祉保健サービスの提供	8	4	4	—
施策 8 情報の提供	3	2	1	—
施策 9 相談体制の充実	5	—	5	—
施策 10 サービス利用の支援	3	—	3	—
施策 11 安心できるまちづくり	9	5	4	—
施策 12 バリアフリーの推進	3	1	2	—
施策 13 自立生活の支援	10	4	6	—

※施策 2 は、計画策定時の取組数は 5 だったが、その後 3 つの取組を追加している。

第1章 策定の趣旨

《③重点事業の取組状況》

第2次計画では、生活課題の解決のためのしくみづくりとして、二つの重点事業を、設置しております。

重点事業1「孤立死を出さない地域づくり」については、各地区でのワークショップ開催により、地域の実情と課題を明らかにした上で、孤立予防対策をとりまとめるとともに、地区社会福祉協議会や連合町内会、民生委員・児童委員など地域の関係団体や高齢者などへのリーフレット配布により、周知啓発を行っております。

しかし、見守り活動等を行っている地域団体や行政関係機関とのネットワーク化や、民間事業者との連携など、さらなる取組が必要との指摘が寄せられています。また、地域での孤立化を考えた場合、高齢者だけではなく、障がい者世帯や子育て世帯、生活困窮者、若年の引きこもり等、さまざまなケースがあることがわかっており、そうした世帯に対する孤立予防の観点からのアプローチも課題となっています。

重点事業2「災害時の要援護者の避難支援」については、要援護者支援の考え方をまとめた全体計画「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」をとりまとめ、それに基づく「避難支援対象者名簿」や災害対策基本条例に基づく「要援護者把握用リスト」による地域への情報提供を行っております。また、要援護者の避難生活支援に向けて、市内の福祉施設・特別支援学校を福祉避難所に指定しています。

しかしながら、地域における取組はまだ始まったばかりであり、要援護者ごとの個別計画である「個別避難支援プラン」の策定まで取組が進んだのは、十数町内会にとどまっており、今後は、地域が取り組む避難支援体制の構築のため、さらに支援を行っていくことが必要となっています。また、地域への情報提供に同意していない要援護者や、集合住宅等の町内会未加入者への支援方策、福祉避難所における物資、人材、運営方法等の具体的な検討も課題となっています。

第2次計画の計画期間中に、いわゆる「無縁社会」や所在不明高齢者問題、東日本大震災の発生等により要援護者対策の必要性がクローズアップされております。こうした中、二つの重点事業については、一定の事業成果はあったものの、まだまだ課題が残っており、第2次計画の期間で終わるのではなく、今後も継続していくことで更なる推進を図っていく必要があります。

重点事業 1 孤立死を出さない地域づくり

事業概要	ひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を営むことができるよう、日頃から地域全体で見守るしくみの充実を図ります
目 標	孤立死ゼロをめざします
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立死予防に関する地区ワークショップの開催(平成 21 年度) ・ 孤立死予防総合対策のとりまとめ (平成 21 年度) ・ 孤立死予防総合対策の推進 (平成 22～25 年度)
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉推進関係者連絡会 (※1) の開催 (平成 21～25 年度) ・ 10 地区でワークショップ、研修会を開催 (平成 21～22 年度) ・ 孤立死予防対策のとりまとめ (平成 21 年度) ・ リーフレットの作成、配布 (平成 22～25 年度) ・ 孤立死予防対策に掲載の各事業の推進 (平成 22～25 年度)

※1 重点事業の推進と市内各地区の地域福祉に関する団体との意見交換を行うため、連合町内会または地区振興会、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会の地区 3 団体の代表を対象に開催する会議。

第 1 章 策定の趣旨

重点事業 2 災害時の要援護者の避難支援

事業概要	たとえ自力での移動が困難でも災害時には地域の支援で無事に避難できるよう、一人ひとりの避難支援プランを作成します
目 標	災害時犠牲者ゼロをめざします
事業計画	<ul style="list-style-type: none">・災害時要援護者の避難支援プランに関する地区説明会の開催（平成 21 年度）・避難支援プラン個別計画の策定（モデル地区）（平成 22 年度）・避難支援プラン個別計画の策定（全市域）（平成 22～25 年度）
実施状況	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉推進関係者連絡会の開催（平成 21～25 年度）・「災害時要援護者の避難支援プラン」策定（平成 21 年度）・リーフレットの作成、配布（平成 22～25 年度）・避難支援対象者名簿による情報提供（平成 22～25 年度）・「個別避難支援プラン」作成を含む、モデル地区町内会の避難支援体制づくりの取組（平成 22 年度）・地区説明会の開催（平成 22～25 年度）・各地区における「個別避難支援プラン」作成を含む、避難支援体制づくりの取組（平成 23～25 年度）・福祉施設 77 施設、特別支援学校 4 校を、福祉避難所に指定（平成 23 年度）・「秋田市災害対策基本条例（※2）に基づく要援護者把握用リスト」による情報提供（平成 24～25 年度）

※2 東日本大震災の教訓を基に、自助、共助、公助の連携と役割分担による災害に強いまちづくりを目指し、平成 24 年 3 月に策定されている（同年 7 月施行）。その中で、市の責務として、災害時に特に支援が必要な要援護者の支援のために必要な情報を、地域団体に提供することを規定している。

(7) 見直しの基本方針

- ・ 重点事業を含む第 2 次計画の継承と発展
- ・ 地域福祉を巡る社会情勢、エイジフレンドリーシティ構想などの反映

第 1 次計画の 5 年間で取り組んできた地域福祉の理念の普及活動を踏まえ、第 2 次計画では、次の段階として、従来の社会福祉の分野別の取組を、誰もが地域で自立した生活ができるよう支援するという視点から再編成し、福祉サービス以外の生活環境整備や地域づくり、さらには、様々な主体による公的制度以外の支援をも含めて、本市における福祉全体の総合化を図るとともに、課題解決のしくみをつくっています。

第 3 次計画においては、第 2 次計画において整理された基本的な考え方である、「公・共・私の責任と役割分担」「絆づくり」「福祉施策の総合化」を継承しながら、この 5 年間の社会福祉制度の変化や、社会情勢の変化などの観点から、これまでの取組を再検証し、見直しを行います。

特に、第 2 次計画において、課題解決のしくみづくりとして設定した二つの重点事業については、第 2 次計画期間中に、孤立死や地域での孤立の問題が全国的な問題となったことや、東日本大震災が発生したことで、さらなる具体的・効果的な要援護者支援の取組が必要となったことから、これまでの取組を一層強化していく必要があります。

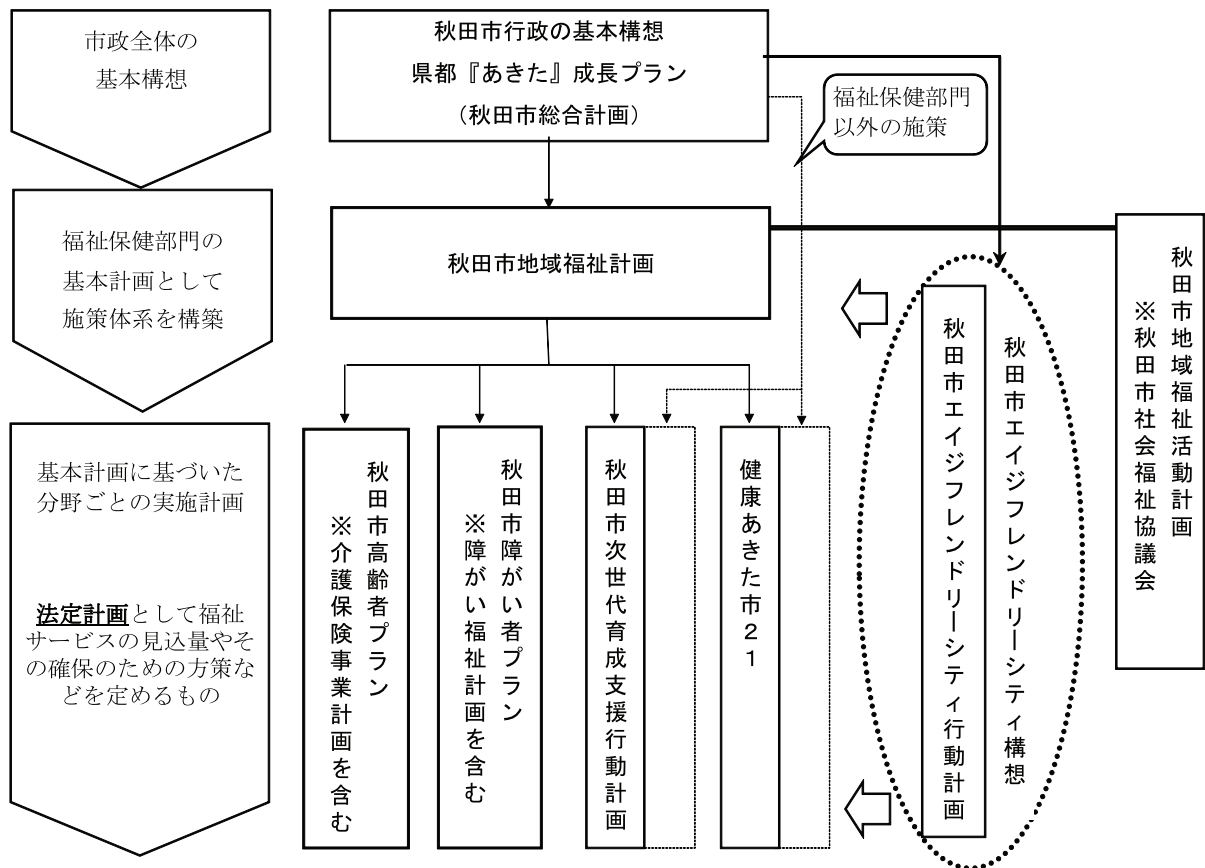
また、本市が進める「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想」は、本市の施策全般に反映させることが必要な考え方であり、「高齢者にやさしい都市」は、健康な高齢者のみならず、要介護者や障がい者などの要援護者、子育て中の親と子どもなど、誰にとってもやさしいまちであることから、地域福祉の理念にも親和性が高い考え方です。こうしたことから、策定に当たっては、構想の十分な反映が必要です。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、「秋田市総合計画」がめざす基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」を実現するための福祉保健部門の基本計画であり、社会福祉法第107条を策定の根拠としています。

また、地域福祉計画は、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市次世代育成支援行動計画」、「健康あきた市21」を統合し、各計画の施策を推進する上での共通理念と各計画の基本方向を示すものとなります。それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、個別計画において位置づけます。また、秋田市エイジフレンドリーシティ構想を反映させ、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画と整合性を図るものです。

なお、秋田市社会福祉協議会（社会福祉法第109条の規定による社会福祉法人）が策定する「秋田市地域福祉活動計画」とは、相互に連携した計画とします。



計画の名称	策定の根拠
秋田市総合計画	地方自治法第2条第4項（第12次計画策定時）
秋田市地域福祉計画	社会福祉法第107条
秋田市高齢者プラン	老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画） 介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）
秋田市障がい者プラン	障害者基本法第11条第3項（市町村障害者計画） 障害者総合支援法第88条（市町村障害福祉計画）
秋田市次世代育成支援行動計画(※1)	次世代育成支援対策推進法第8条
健康あきた市21	健康増進法第8条第2項

※1 平成27年度に、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画に移行予定

3 計画期間

地域福祉計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とし、必要に応じて見直しをすることとします。

計画の名称	現行計画の 計画期間	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
県都『あきた』成長プラン (秋田市総合計画)	H23～H27	第12次計画						
秋田市地域福祉計画	H26～H30	第2次計画	第3次計画					
秋田市高齢者プラン (秋田市介護保険事業計画)	H24～H26	第7次計画 第5期計画	第8次計画 第6期計画					
秋田市障がい者プラン (秋田市障がい福祉計画)	H25～H29 H24～H26	第4次計画			第3期計画	第4期計画		
秋田市次世代育成支援行動計画(※1)	H17～H26	後期計画						
第2次健康あきた市21	H25～H34							
秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画	H25～H28							

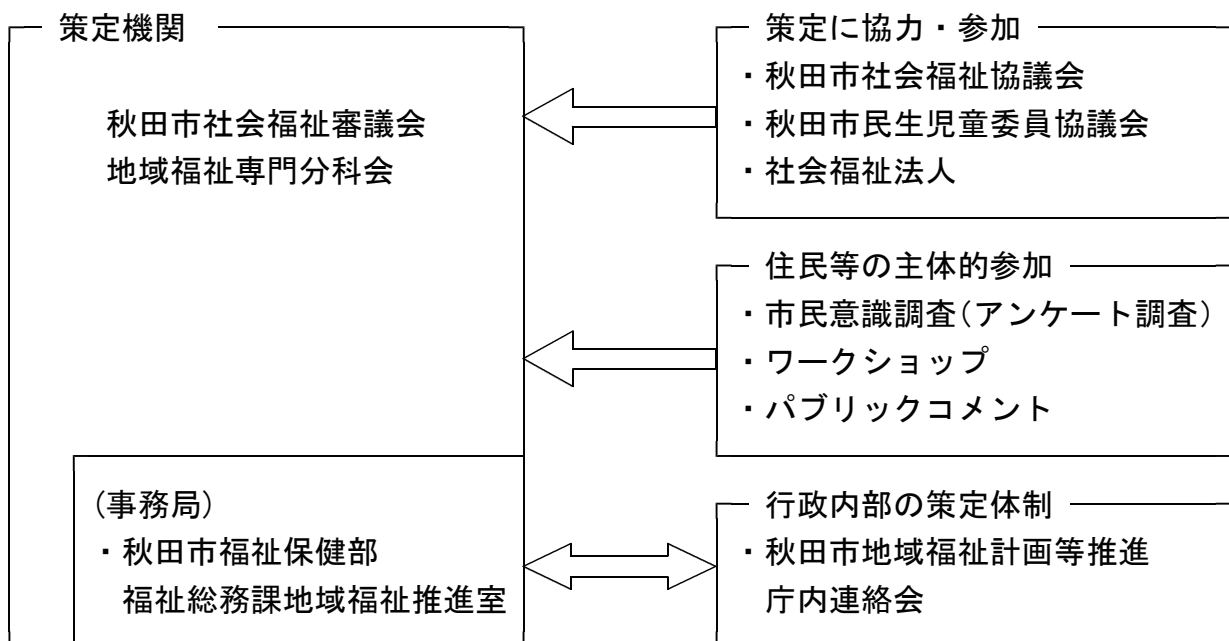
※1 平成 27 年度に、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画に移行予定

4 策定方法

(1) 策定体制

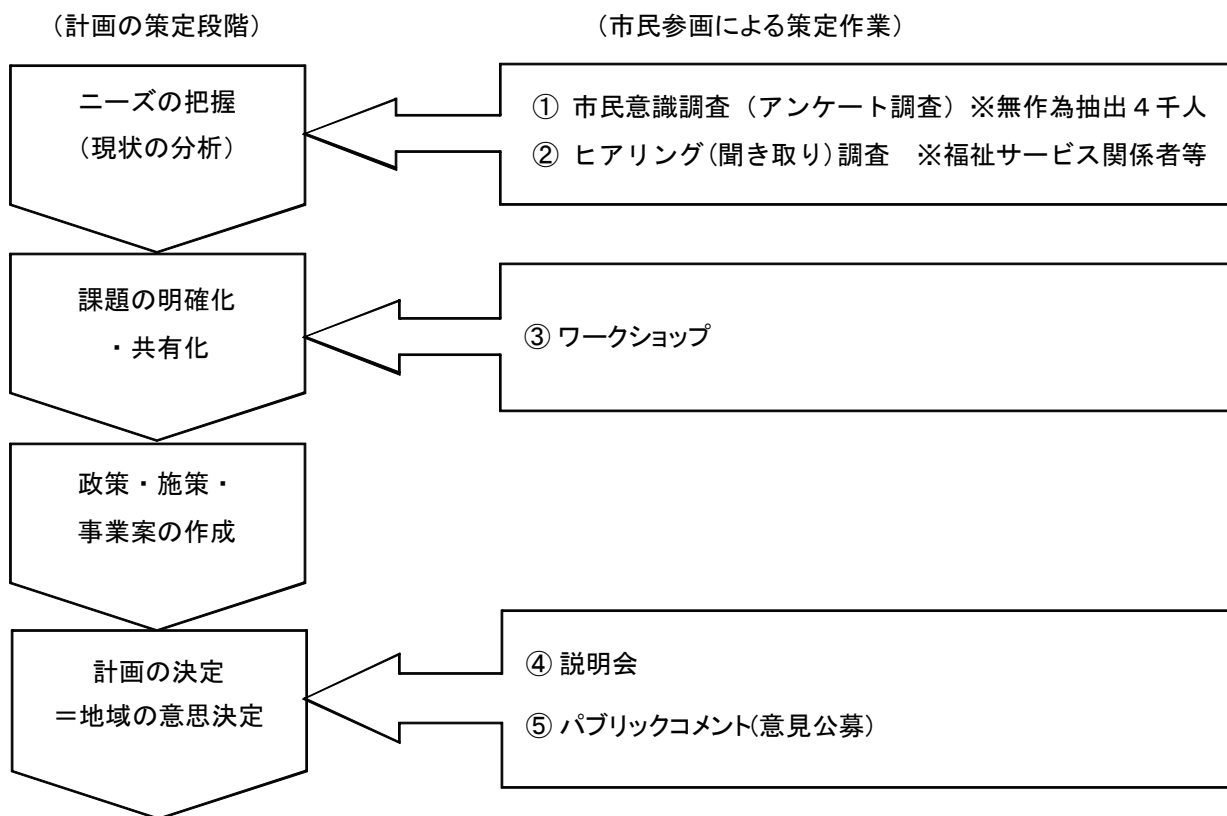
策定作業の中心を担うのは、社会福祉法第7条に規定され、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関の「秋田市社会福祉審議会」であり、同審議会において地域福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関とし、策定方針の作成や策定作業を進めました。

策定作業にあたっては、秋田市社会福祉協議会や秋田市民生児童委員協議会など地域福祉活動の中核的な担い手から協力を得るとともに、庁内においても「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」で全庁的な調整を図りました。



(2) 市民等の意見聴取

社会福祉法第107条の規定に基づき、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために講じる必要な措置として、これらの参画を得て生活課題の把握および解決方向の検討を行ったほか、広く意見公募を実施しました。



第1章 策定の趣旨

①市民意識調査（アンケート調査）

地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得るため、一般市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

1 実施状況

- (1) 調査実施期間 平成24年12月14日から12月31日まで
- (2) 調査対象者 20歳以上の市民から無作為抽出した4千人
- (3) 実施方法 郵送による無記名アンケート
- (4) 有効回答者数 1,927人（回答率：48.2%）

2 調査内容

- (1) 日常生活の困りごとに関して（7問）
- (2) 地域活動に関して（5問）
- (3) 地域福祉を支える制度に関して（6問）
- (4) これからの地域づくりに関して（8問）
- (5) 高齢者等が地域で安心して暮らせるための取組について（3問）
※第2次計画重点事業の取組に関すること

②ヒアリング（聞き取り）調査

市民意識調査を補足するため、ア 福祉サービスに関わっている人、イ 経済関係者、ウ ボランティア支援関係者を対象とした聞き取りを実施しました。

1 実施状況

- (1) 調査実施期間 平成25年7月4日から9月5日まで
- (2) 調査対象者

ア 福祉サービスに関わっている人

民生委員・児童委員

地域包括支援センター管理者（15施設）

障がい者の相談支援専門員（3施設）

秋田市福祉保健部・子ども未来部の相談員（母子自立支援員、家庭教育相談員、子育て相談員、婦人相談員、生活保護相談担当）

イ 経済関係者

秋田経済同友会、秋田商工会議所青年部

ウ ボランティア支援関係者

秋田県社会福祉協議会ボランティア支援担当

秋田市ボランティアセンター（秋田市社会福祉協議会）

- (3) 実施方法 面談による聞き取り調査

2 調査内容

- (1) 日常生活の困りごとに関すること
 (2) 地域活動やこれからの地域づくりに関すること
 (3) 高齢者などが地域で安心して暮らせるための取組に関すること
 ※第 2 次計画重点事業の取組に関すること
 (4) 本市の経済・家計の状況に関すること（経済関係者）
 (5) 事業者と地域、行政の連携に関すること（経済関係者）
 (6) ボランティア参加者の動向に関すること（ボランティア支援関係者）
 (7) その他

③ワークショップ

市民の主体的な参加により、第 2 次計画重点事業を検証し、また、生活課題や地域の課題を抽出し、課題解決策を検討するため、ワークショップを実施しました。

1 実施状況

- (1) 実施日 第 1 回 平成 2 5 年 7 月 1 2 日
 第 2 回 平成 2 5 年 7 月 1 8 日
 第 3 回 平成 2 5 年 7 月 2 6 日
 第 4 回 平成 2 5 年 8 月 2 日
 第 5 回 平成 2 5 年 8 月 9 日
- (2) 参加者 公募、呼びかけによる市民、のべ 9 6 人

2 テーマ

- 第 1 回 地域福祉に関する生活課題
 第 2 回 高齢者などの世帯が安心して暮らせるには
 ※第 2 次計画重点事業「孤立死を出さない地域づくり」の検証
 第 3 回 災害時に高齢者などが無事避難できるには
 ※第 2 次計画重点事業「災害時の要援護者の避難支援」の検証
 第 4 回 町内会などの地域コミュニティ活動を活性化するには
 第 5 回 これからの地域福祉を進めていくために必要なことは

第1章 策定の趣旨

④説明会

ヒアリング調査対象者やワークショップ参加者に計画案を説明し、意見を反映させる機会とするため、説明会を実施しました。

1 実施状況

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 実施日 | 平成26年2月19日、2月22日 |
| (2) 参加者 | 59人（第1回）、22人（第2回） |

⑤パブリックコメント（意見公募）

市民意見を計画に反映させるため、計画案に対する意見を募集しました。

1 実施状況

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 実施期間 | 平成26年2月17日～2月28日 |
| (2) 受付意見 | 5件（3人） |

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 福祉ニーズと福祉サービス

(1) 市民の福祉ニーズの現状

①福祉サービスの利用者

《高齢者・障がい者》

高齢者・障がい者とも増加傾向にあります。特に、高齢化率は24%を超え、さらなる高齢化の進行が見込まれます。

市全体の人口が減少傾向にあるのに対して、高齢者人口は年々増加しており、高齢化率は年々上がっています。特に昭和22～24年頃生まれのいわゆる団塊の世代が、平成23年から65歳を迎えており、平成37年頃には後期高齢者となるなど、高齢化がさらに加速することが予測されています。現在、継続的な福祉サービスを必要としていない方でも、病気や生活機能の低下などによって将来的に必要となる可能性を抱えていることから、高齢者の増加にともないサービス需要が増加するものと見込まれます。特に、支援が必要なひとり暮らし高齢者の増加が顕著となっています。

障害者手帳所持者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加傾向にあります。特に、精神障がい者は障害者自立支援法が施行されてから、手帳所持者が増加しています。近年、高齢障がい者の数と割合の増加により、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫といった内部機能に障がいのある身体障がい者が増加傾向にあり、今後もさらなる増加が予測されます。また、制度間の谷間を埋めるため、発達障害や難病患者が障がい者に加わるなど、障がい者の範囲も広がっています。なお、障がい者の地域移行について、第3期秋田市障がい福祉計画では、平成17年10月時点の施設入所者数から115人について平成26年度までの地域生活移行を見込んでいます。

介護保険の要介護認定者は年々増加しており、高齢者人口の急増に比例してさらなる増加が見込まれます。また、介護保険制度改革における予防給付と地域支援事業の見直しを踏まえ、要支援者等の比較的自立度が高い在宅高齢者のため、介護サービス事業者のみならず、NPO法人、民間事業者、ボランティアや地域の支え合いなど、多種多様な主体の連携による日常生活支援を行う必要があります。その受け皿整備が必要となっています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

高齢者数および高齢者単独世帯数の推移・推計

	総人口	高齢者数				高齢者単独世帯数		
		前期 高齢者	後期 高齢者	合計	高齢化 率	前期 高齢者	後期 高齢者	合計
2005年(平成17年) ※1	333,109	38,198	32,173	70,371	21.1%	4,911	4,915	9,826
2010年(平成22年) ※1	323,600	38,257	39,368	77,625	24.1%	5,161	6,869	12,030
2015年(平成27年) ※2	309,760	44,695	42,743	87,438	28.2%	6,045	7,517	13,562
2020年(平成32年) ※2	294,013	48,150	45,210	93,360	31.7%	6,537	7,844	14,381
2025年(平成37年) ※2	277,109	42,822	52,458	95,280	34.4%	5,813	8,995	14,808
2030年(平成42年) ※2	259,483	38,406	56,621	95,027	36.6%	5,264	9,724	14,988

※1 秋田市企画財政部情報統計課「秋田市の人口－平成22年国勢調査報告－」（平成24年3月）

※2 同「秋田市の将来推計人口・世帯数 2010(平成22)年～2030(平成42)年」（平成24年11月）

障がい者数の推移(身体障がい者)

	視覚	聴覚	平衡機能	音声言語 ・そしやく	肢体	内部	合計
平成20年度	919	1,005	11	204	7,692	3,504	13,335
平成21年度	897	1,039	9	206	7,878	3,634	13,663
平成22年度	897	1,036	11	200	7,949	3,799	13,892
平成23年度	878	1,061	8	200	7,977	3,860	13,984
平成24年度	898	1,087	10	162	8,074	4,027	14,258

障がい者数の推移(知的障がい者・精神障がい者)

	知的障がい者					精神障がい者		
	軽度	中度	重度	最重度	計	入院	在宅	計
平成20年度	367	417	598	392	1,774	737	5,090	5,827
平成21年度	371	397	593	446	1,807	737	5,693	6,430
平成22年度	383	400	599	461	1,843	758	6,087	6,845
平成23年度	421	409	595	475	1,900	763	6,510	7,273
平成24年度	444	424	598	484	1,950	819	7,069	7,888

要介護認定者数の推移

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成19年度	1,390	1,341	3,830	2,218	1,896	1,807	1,618	14,100
平成20年度	1,266	1,668	3,693	2,422	2,129	1,903	1,685	14,766
平成21年度	1,744	1,623	3,666	2,599	2,210	1,985	1,791	15,618
平成22年度	2,070	1,684	3,769	2,786	2,182	1,934	1,846	16,271
平成23年度	2,283	1,770	3,664	3,033	2,401	2,057	1,906	17,114
平成24年度	2,356	2,072	3,744	3,181	2,433	2,127	1,940	17,853

《子ども・子育て世帯》

子どもの数は減少しており、さらなる減少が予測されます。
経済的な支援を必要としている母子家庭は増加傾向にあります。

年少人口（15歳未満）は、市町合併（平成17年）による増加を除き減少を続けており、その全人口比は漸減しています。合計特殊出生率は1.22（平成23年）と、近年増加傾向にあるもののいまだ低水準であり、今後のさらなる減少が予測されます。

就学前児童数は、平成25年度で14,181人であり、その居場所としては、保育所が年々増加し、幼稚園が減少しています。また、在宅（保育所、幼稚園以外）の就学前児童は、4,260人と推定されます。

母子世帯等のうち、経済的な支援を必要とする児童扶養手当受給資格者は増加傾向にあります。平成22年国勢調査によると、離別率は上昇していますが、有配偶者数や児童数が減少していることから、今後の極端な増加はないものと予想されます。

児童数および児童の居場所、家庭状況の推移

	年少人口		就学前児童数		保育所 児童数	幼稚園 児童数	母子 家庭	父子 家庭	児童扶養 手当受給 資格者
		全人口比		在宅数					
平成21年度	40,684	12.5%	14,924	5,215	5,065	4,644	3,423		2,866
平成22年度	39,574	12.2%	14,749	5,039	5,173	4,537	3,472		3,065
平成23年度	39,059	12.1%	14,484	4,728	5,403	4,353	3,438	259	3,081
平成24年度	38,483	12.0%	14,359	4,459	5,668	4,232	3,475	288	3,032
平成25年度	37,820	11.8%	14,181	4,260	5,801	4,120	3,411	285	—

※年少人口は10月1日、就学前児童数および保育所児童数は4月1日、幼稚園児童数は5月1日

母子家庭・父子家庭は8月1日、児童扶養手当受給資格者は3月末

※保育所児童数は、認可保育所、へき地保育所、認可外保育施設及び企業内保育施設の合計

《生活保護受給者》

本市の保護率（平成24年度 16.82%）は全国平均と同じで県平均より高く、60歳以上の被保護者の比率が高まっています。

生活保護受給者は、平成24年度の月平均で4,125世帯、5,426人、保護率は16.82%となっています。これは、全国の保護率と比較して同じ水準であり、秋田県の保護率より高い水準となっています。近年、保護率は横ばい状態にありましたが、平成20年度から、雇用・経済状況の悪化などにより増加に転じており、今後も保護率は上昇傾向が続くと考えられます。年齢構成別では、60歳以上の比率が高い水準にあり、今後も増加が見込まれます。

保護状況の推移

(人)

	被保護者		保護率			60歳以上	
	世帯数	人員	秋田市	秋田県	全国	人数	構成比
平成20年度	3,439	4,591	13.94%	11.5%	12.5%	2,546	56.5%
平成21年度	3,624	4,796	14.65%	12.4%	13.8%	2,661	57.0%
平成22年度	3,863	5,118	15.78%	13.6%	15.2%	2,797	56.1%
平成23年度	4,053	5,379	16.58%	14.5%	16.2%	2,931	55.3%
平成24年度	4,125	5,426	16.82%	14.6%	16.8%	3,021	56.3%

被保護者は月平均、60歳以上は7月1日

②公的なサービスだけでは解決できない新たな福祉ニーズ

地域での自立した生活を妨げる多様な生活課題には、日常生活のちょっとした問題から、社会問題化している人権にかかわる問題、孤立死や自殺の増加、災害発生時における避難といった命に関わる問題まで、公的な福祉サービスにつながりにくいものや公的な福祉サービスだけでは対応が困難なものなど数多くあり、新たな福祉課題となっています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加によって、電球の交換やごみ出しができない、買った物を持ち帰ることができない、玄関前の除雪ができないなど生活力の低下に起因する日常生活の問題等が、公的な福祉サービスにつながりにくいものであるだけに、当事者にとって切実な問題として表面化しています。

また、公的なサービスだけでは解決に結びつきにくく、近年、社会問題化している問題があります。

たとえば、完全失業率の上昇や非正規雇用の増加が示す雇用情勢の悪化や不安定化は、特に若年者の自立を妨げ、ワーキングプアやニートといった社会問題に結びついているものと考えられています。また、中高年男性が失業を機にひきこもりとなり、ついには自殺や孤立死に至るケースも発生しています。

後を絶たない児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待のように、養育者・養護者が育児や介護の負担を一人で抱え込んで心身ともに疲労し、追いつめられて引き起こす問題もあります。

いずれの問題も早期に発見して対応しなければとりかえしのつかない事態を招きかねませんが、個人の内面や家庭内に深く関わることであり、また、問題を抱える人や家庭は地域社会とのつながりが弱く、社会的に孤立している場合が多いことから、その実態がとらえにくく、公的なサービスだけで問題を予防・発見することは非常に困難です。

平成23年5月に、内閣府で、「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

がまとめられています。その中でも、経済社会の構造変化の中、地域や家庭などの「つながり」が薄れ、社会的に孤立して生活困難におちいるリスクが高まってきており、すべての人が社会的に包摂されるように、官民含めた関係者が取り組んでいく必要があるとしています。

また、社会的な孤立は、災害への脆弱性にもつながります。東日本大震災をはじめ地震や風水害などでは、自分や家族の力だけでは、安全に避難行動をとることができない高齢者、障がい者などが多く犠牲になっており、こうした世帯が災害時にも安全に避難できるようにするには、自らの備え（自助）だけでなく、隣近所や町内会など、同じ地域に暮らす地域住民の手助けが必要です。また、災害による直接の被害だけではなく、停電やライフラインの復旧の遅れなど、発生後の被害状況の発見が遅れ、健康状態の悪化が生命・身体の危険につながることも考えられます。これは、豪雪や火災などの場合も同様です。

これらの問題は、社会的な孤立を背景として、経済・生活問題や家庭問題、心身の健康問題など、様々な要因が重なって発生するといわれており、問題の要因を個別に取り除くことだけでなく、心のケア、孤立の解消なども含め、行政、地域団体、関係機関が連携した総合的な取組が必要となっています。

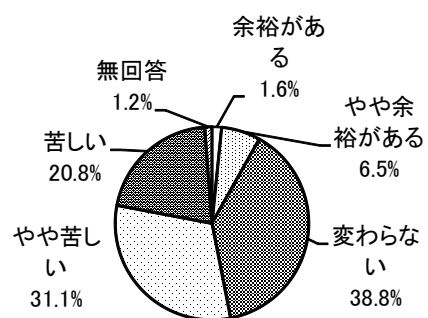
（経済・家計の状況：ヒアリングより）

○一部復興需要があるが、現状、政府の経済対策の効果は、地元企業まではおよんでいない。

○高度経済成長期は、誰もが右肩上がりの収入で、活発な地域活動につながった。現在は夫婦共稼ぎで年収300万円以下の世帯も多くその余裕はない。

○最近では、低価格の住宅の販売が伸びている。これは、住宅ローンを返済できる金額であり、世帯収入の減少を感じている。

5年前に比べての暮らし向き
（平成24年秋田市地域福祉市民意識調査）



市民(県民、国民)1人当たり所得

(千円)

	国	秋田県	秋田市
平成18年	2,959	2,392	2,855
平成19年	2,982	2,372	2,841
平成20年	2,778	2,217	2,643
平成21年	2,686	2,228	2,690
平成22年	2,728	2,291	2,775

秋田市企画財政部情報統計課「秋田市の市民経済計算－平成22年度推計－」（平成25年6月）

※1人当たり所得は、分配所得の総額（雇用者報酬＋財産所得＋企業所得）を人口で除して求められる指標であり、給与所得、家計の収入を指すものではありません

市民1人当たり平均所得

(千円)

	人口(人)	世帯数	納税義務者数(人)	総所得金額等	市民1人当たりの平均所得	1世帯当たりの平均所得	納税義務者1人当たりの平均所得
平成21年	325,885	133,771	136,975	403,403,836	1,238	3,016	2,945
平成22年	324,658	134,785	133,893	385,990,082	1,189	2,864	2,883
平成23年	322,615	131,869	133,739	386,220,608	1,197	2,929	2,888
平成24年	321,762	133,077	134,663	385,799,516	1,199	2,899	2,865
平成25年	320,142	133,900	136,519	388,849,651	1,215	2,904	2,848

秋田市企画財政部市民税課「市町村課税状況等の調」各年7月1日現在

新設住宅着工戸数の推移

(戸)

	国		秋田県		秋田市	
	着工戸数	うち、持家	着工戸数	うち、持家	着工戸数	うち、持家
平成20年	1,039,214	310,670	5,283	2,914	2,253	1,025
平成21年	775,277	286,993	3,857	2,345	1,748	850
平成22年	819,020	308,517	3,981	2,505	1,740	1,009
平成23年	841,246	304,822	3,555	2,585	1,590	1,030
平成24年	893,002	316,532	3,761	2,673	1,626	1,024

国土交通省「建築着工統計調査」（秋田県、秋田市都市整備部建築指導課）

雇用状況の推移

	労働力人口						
		就業者				完全失業者	
		雇用者	常雇	臨時雇			完全失業者
平成12年	160,238	152,236	125,808	108,846	16,962	8,002	5.0%
平成17年	165,321	154,424	127,550	107,220	20,330	10,897	6.6%
平成22年	156,978	147,018	121,365	80,745	40,620	9,960	6.3%

秋田市企画財政部情報統計課「秋田市の人口－平成22年国勢調査報告－」（平成24年3月）

自殺者数・自殺率の推移

	自殺者数 (人)	自殺率(人口10万人あたり)		
		秋田市	秋田県	全国
平成20年	93	28.4	37.1	24.0
平成21年	101	31.0	38.1	24.4
平成22年	87	26.9	33.1	23.4
平成23年	84	26.0	32.3	22.9
平成24年	72	22.4	27.6	21.0

高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待の相談状況

(件)

	高齢者虐待相談	障がい者虐待相談	児童虐待相談		
			秋田市子ども未来センター	秋田県中央児童相談所	計
平成22年度	40	—	126	198	324
平成23年度	52	—	107	135	242
平成24年度	49	16	85	122	207

障がい者虐待相談の件数は、平成24年10月からの半年分の相談件数

【東日本大震災】

平成23年3月11日14時46分、三陸沖深さ24キロメートルの地点で、マグニチュード9.0という巨大地震が発生し、東北地方太平洋側の宮城、福島、岩手の三県を中心に、震度6、7という大きな揺れがありました。引き続き発生した、15メートルを超える未曾有の大津波に巻き込まれるなどで、大勢の方が犠牲になりました。平成25年9月24日現在で、その後の余震を含め、死者15,883名、行方不明者2,654名にのぼります。また、今回の地震では、福島第一原子力発電所の被災により、大勢の区域内の住民が居住地の外に避難していることもあり、平成25年8月でも、27万4千人以上が、仮設住宅や親類・知人宅などでの生活を余儀なくされており、仮設住宅での孤立死などもおこっています。復興にもまだまだ時間が必要であることから、継続的な支援が求められています。

この地震の犠牲者の半数以上が65歳以上であり、また、多くの障がい者が含まれており、こうした災害時要援護者を日頃から把握して、どのように無事避難誘導するか、避難後の医療・福祉サービスの継続や心のケアを含め、避難生活をどのようにサポートしていくかが課題になっています。本市では、直接的な被害はなかったものの、停電や通信不通で、市民生活の混乱を余儀なくされており、日頃からの家庭内の備蓄や震災時の市の情報提供、要援護者の安否確認の方法など、課題が浮き彫りになりました。

今回の震災において、被災地では、地域の町内会や消防団などの避難誘導などで、大勢の命が救われており、また、体育館などの避難所における地域の協力など、改めて、地域の絆、家族の絆、人と人との絆が見直されております。一方で、救助活動のさなかに津波に巻き込まれて命を失った方や被災後の支援活動で大きな精神的ストレスを抱えた方も多数いるなど、避難支援のあり方が問われています。

また、今回の地震で、被災地支援のボランティアの活躍にはめざましいものがありました。被災直後から救援物資や義援金募集が行われたほか、

被災地各地にボランティアセンターが設置され、がれき除去、泥だし、救援物資の仕分け・搬入、イベント補助など、全国からNPO法人、学生・社会人、企業など大勢のボランティアが現地に向かい、活動を行いました。

本市からも秋田県社会福祉協議会のボランティアバスなどで、大勢の市民が被災地に向かっており、また、被災地への救援物資の仕分けや本市への避難者への支援などのボランティア活動も行われました。仮設住宅が建てられた後も、買い物支援などの生活支援、安否確認、孤立死防止などの長期的・継続的なボランティアが行われております。災害時にこうしたボランティア活動をどう支援していくかも課題になっています。

東日本大震災後の考え方の変化

2011年3月に起こった東日本大震災後、あなたの考え方で変わったことは何ですか。(3つまで)

	(%)
防災意識の高まり	52.0
節電意識の高まり	43.8
家族の絆の大切さ	39.9
政治への関心の高まり	20.4
地域の絆の大切さ	15.1
健康意識の高まり	11.3
友人等との絆の大切さ	7.5
仕事観	5.1
疎開先確保の必要性	3.4
その他	2.7

国土交通省「国民意識調査」
(平成24年1月～2月)

【孤立死の現状】

第2次計画において、「ひとり暮らし高齢者・高齢者だけの世帯などが、社会的に孤立した状態であったため、死後しばらく放置されていたような状態」を孤立死（孤独死）としてとらえ、第2次計画の重点的な取り組みとしてきました。

計画策定後も、全国において、老老介護していた高齢者だけの世帯や障がい者と高齢者だけの世帯などでの孤立死が報道され、本市においても孤立死と考えられるケースがありました。また、社会的に孤立した人が多い現代社会を「無縁社会」としてとらえた特集が反響を呼んだり、戸籍上存在しているが所在を確認できない高齢者がいるという「高齢者の所在不明問題」がクローズアップされるなど、社会的関心は一層高まっています。

孤立死の一例として、自宅や自室で亡くなり死後長期間発見されなかった場合がありますが、DNA鑑定などで警察が身元確認できない場合、遺体や遺骨を遺族に引き渡すことができません。こうした場合、市が引き取って火葬を行っており、その件数は、平成21年度から平成25年度まで21件ありました。しかしこれは孤立死全体の氷山の一角にすぎず、明確な「孤立死」の定義がないため正確な統計はありませんが、警察の調べによるひとり暮らし高齢者の死亡件数、民生委員・児童委員の報告等によれば市内でも相当数発生しているものと推測されます。

孤立死（自殺もそうですが）はあくまで本人や遺族の問題と考えられがちですが、社会的な影響も無視できません。遺体発見時の警察や市の対応、遺体や遺品の後始末といった直接的なコストもそうですが、とりわけ、孤立死を防げなかったことに、自責の念を感じる人がいたり、地域を沈滞させるなどといったような多方面への影響があります。

孤立死の増加の要因は、近隣との関わりを望まずに孤立した生活を送っている単身者が増加しているためですので、孤立死を防ぐためには、地域において孤立者をつくらない近隣関係づくりが大切です。また、それに加えて、民間の新聞配達店や宅配業者やライフライン事業者など、地域を訪問する民間事業者と協定を結ぶことで、孤立予防対策につなげようという動きも全国の自治体で出てきています。しかし、何よりも大切なのは、日頃からの安否確認をお願いしたり、もしものときの対応を決めておくなど、本人の自覚だと言えます。

近年では、「おひとりさま」という言葉が一般的になるように単身者が増えたことで、自分の老後・死後のことについて準備するという風潮が高まっており、死後に発生する葬儀や財産処分などを事前に契約しておく「生前契約」や、自分の介護や葬儀、財産などに関する希望を書き留めておく「エンディングノート」などが、近年、注目されており、そうした本がベストセラーになるなどしています。

(2) 福祉サービスの課題

①公的な福祉サービスの供給

今後の本市の財政状況や人口構造を予測すると、今後、ますます増加・多様化する市民ニーズに公的な福祉サービスだけで対応していくことは困難になると考えられます。

公的な福祉サービスの具体的な内容と供給量については、分野別の個別計画においてそれぞれ設定しており、本市が福祉部門に投じている費用は、一般会計の20%超を占めています。

本市の予算編成は、平成13年度以降、収支不足を多額の基金の取り崩しや臨時財政対策債で補てんしており、実質的な赤字予算が続いていることから、過去3年間の決算額をみても、義務的な経費（人件費、扶助費、公債費）や豪雪に伴う除排雪関係経費を除いた歳出額は縮小しています。

また、市町合併に伴う地方交付税の特例措置の縮減など、今後の財政状況はこれまで以上に厳しくなるものと見通しており、限られた予算で増え続ける福祉ニーズに対応せざるを得ないきわめて困難な状況に直面しています。

単純に言えば、今後は、生産年齢人口の減少により市民全体の担税力が低下するため、税収に見合った予算規模としなければならず、福祉関係に使える予算もその影響を避けられません。

第1次計画では、平成12年当時で高齢者1人に対して生産年齢人口4人という人口構造が、平成42年には高齢者1人に対して生産年齢人口2人となるとの予測を、「30年で『みこし』から『かご』へ」とし、第2次計画では、平成32年に「かご」の状況になるとしましたが、平成24年の推計では、さらに早まり、平成27年には、ほぼ「かご」の状況になると予測されています。

したがって、現行制度を単純に維持するだけでも、生産年齢人口一人ひとりの負担が重くなることが避けられません。

秋田市の一般会計当初予算における民生費(福祉関係・子ども未来部関係)の推移

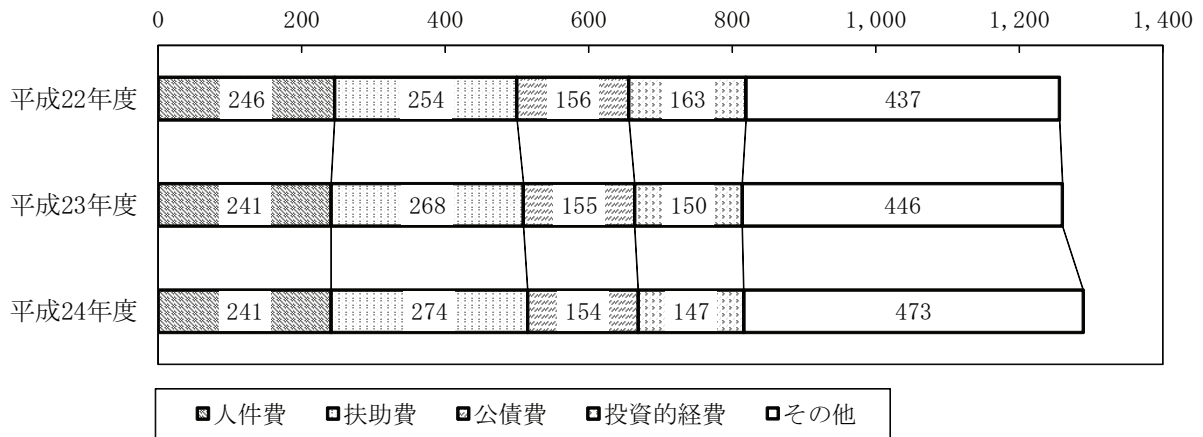
(千円)

	一般会計	民生費(福祉関係・子ども未来部関係)					
				社会福祉費	児童福祉費	生活保護費	災害救助費
平成22年度	123,950,000	27,647,024	22.3%	11,120,967	7,899,731	8,624,176	2,150
平成23年度	127,520,000	35,030,367	27.5%	11,829,705	14,049,756	9,148,556	2,350
平成24年度	121,130,000	34,700,874	28.6%	11,910,308	13,079,672	9,708,544	2,350
平成25年度	117,343,000	35,788,500	30.5%	12,942,900	13,373,077	9,470,173	2,350

平成22年度の児童福祉費の増は、機構改正に基づき設置された子ども未来部の予算に、他部局の予算であった「子ども手当費」「次世代育成費」が加わったことにより、増額となったもの

一般会計歳出(性質別)決算額の推移

(億円)



総人口・年齢3区分別人口・割合の推移・推計

(人)

	総人口	年少人口(0~14歳)		生産年齢人口(15~64歳)		老年人口(65歳以上)		a/b
2005年(平成17年) ※1	333,109	43,879	13.2%	218,498	65.7%	70,371	21.1%	3.1
2010年(平成22年) ※1	323,600	39,574	12.3%	205,301	63.6%	77,625	24.1%	2.6
2015年(平成27年) ※2	309,760	35,166	11.4%	187,156	60.4%	87,438	28.2%	2.1
2020年(平成32年) ※2	294,013	30,813	10.5%	169,840	57.8%	93,360	31.7%	1.8
2025年(平成37年) ※2	277,109	26,878	9.7%	154,951	55.9%	95,280	34.4%	1.6
2030年(平成42年) ※2	259,483	23,679	9.1%	140,777	54.3%	95,027	36.6%	1.5

※1 秋田市企画財政部情報統計課「秋田市の人口ー平成22年国勢調査報告ー」(平成24年3月)

※2 同「秋田市の将来推計人口・世帯数 2010(平成22)年~2030(平成42)年」(平成24年11月)

②地域福祉活動の担い手

《社会福祉協議会》

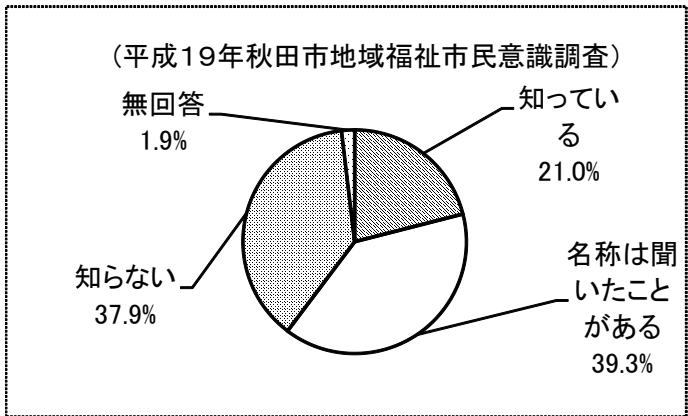
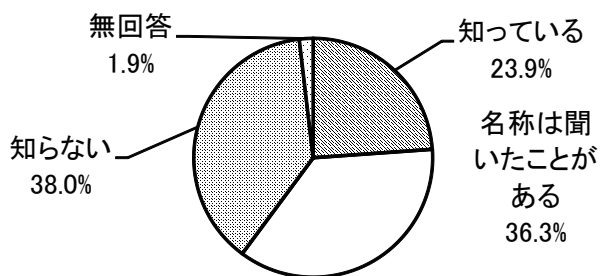
秋田市社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核となる団体として行政や民生委員・児童委員など関係機関・団体との連携を一層強化する必要があります。地区社会福祉協議会は、住民の参加を得られるよう活動の活性化を図ることが期待されます。

秋田市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する様々な団体により構成され、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられています。

これまでも、「誰もが安心して暮らせるまちづくりをみんなの手で」進めるため、市と連携しながら、ネットワーク活動や独自の在宅福祉サービスの充実、ボランティア活動の支援などに取り組んできました。このたび、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする新たな地域福祉活動計画がスタートしたところであり、活動の一層の充実が期待されます。

市内の38地区に組織されている地区社会福祉協議会は、秋田市社会福祉協議会と密接に連携し、それぞれの地区において住民の参加を得ながら地域福祉活動を展開しています。しかし、市民意識調査では、地区社会福祉協議会の活動を知っている人は23.9%（平成19年調査時21.0%）であり、住民の理解・参加が得られるよう、活動の活性化と住民への周知が期待されます。

地区社会福祉協議会の認知度
(平成24年秋田市地域福祉市民意識調査)



《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員は、相談支援活動の一層の充実を図るとともに、地域福祉活動の促進に努める必要があります。

民生委員法および児童福祉法に基づいて厚生労働大臣が委嘱するボランティアである民生委員・児童委員は、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されます。

本市では、714人(平成25年12月1日の定数)が38地区に設置された民生児童委員協議会(法定)を基盤として活動しており、平成24年度の全体の年間相談支援件数は27,074件となっています。市民意識調査によると、担当の民生委員・児童委員を知っている市民は40.9%(平成19年調査時37.2%)、民生委員・児童委員の仕事を知っている市民は44.6%(平成19年調査42.4%)で、その活動は市民にある程度浸透してきており、その役割は重要なものとなっています。

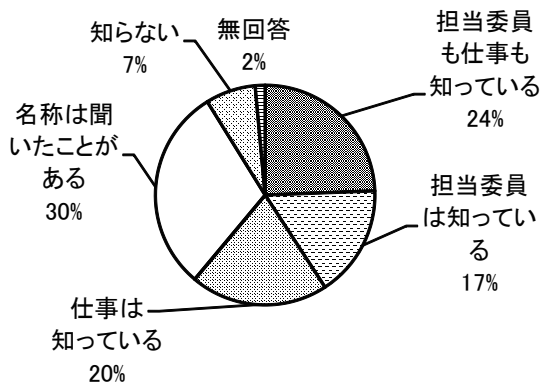
しかしながら、民生委員・児童委員からは、委員活動を進める上での悩み・苦勞のほかにも、相談支援以外の業務に忙殺されている、必要な情報が得られないなど、活動の障害となっている様々な課題が指摘されています。

また、近年、委員一人ひとりの個別援助活動だけでなく、民生児童委員協議会としての地域福祉活動の役割が大きくなっており、地域の他の関係団体と連携しながら、地域全体での取組を促進することが期待されます。

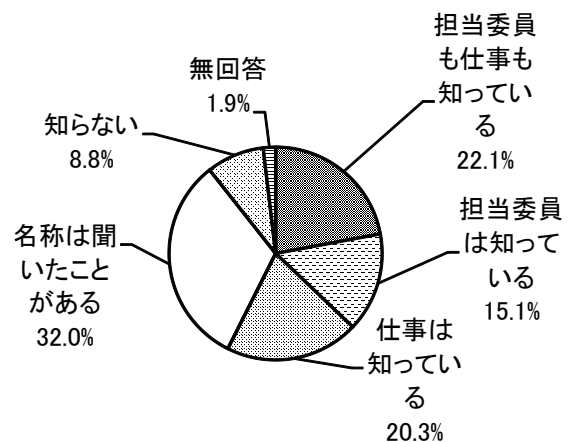
民生委員・児童委員の活動状況

	委員 定数	相談・支援件数					訪問回数		活動日数	
		高齢者	障がい者	子ども	その他	計	訪問連 絡活動	その他	日数	日数/人
平成22年度	713	20,244	1,360	4,232	5,340	31,176	88,730	51,031	92,000	129
平成23年度	713	17,616	1,196	5,500	4,522	28,834	90,275	43,186	97,959	137
平成24年度	713	16,552	1,082	5,268	4,172	27,074	89,558	40,639	97,790	140

民生委員・児童委員の認知度
(平成24年秋田市地域福祉市民意識調査)



(平成19年秋田市地域福祉市民意識調査)



○民生委員の職務（民生委員法第14条）

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

○児童委員の職務（児童福祉法第17条）

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

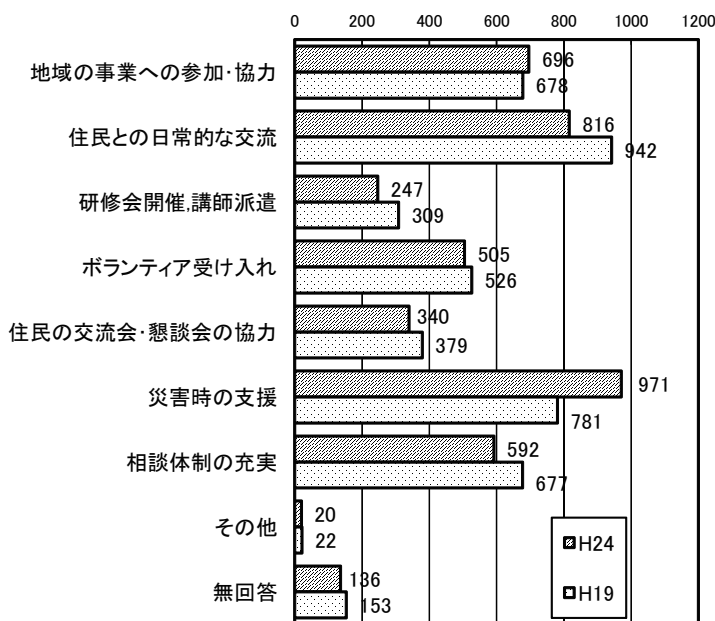
《社会福祉事業者》

社会福祉事業者（社会福祉施設）は、地域社会の一員として積極的に地域へ浸透していくことを地域社会から求められています。

社会福祉事業者は自らが行う社会福祉事業に関する専門機能を有しており、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、実習やボランティアの受入れ、さらには、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割を果たすことが期待されます。

市民意識調査では、福祉施設の利用者と住民との日常的な交流を進めればよいと考える人は42.3%（平成19年調査時49.1%）であり、また、東日本大震災の影響により、災害時の避難受け入れなどの支援を行ってほしいと考える人が50.4%（平成19年調査時40.7%）であるなど、様々な面で地域住民からの期待が大きいといえます。

福祉施設は地域社会とどう関わっていけばよいか
（平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較）



市の指導監査対象となっている
社会福祉法人・社会福祉施設等
（平成25年3月31日現在）

- 社会福祉法人……………56
- 社会福祉施設等………101
- ・ 児童福祉施設 58
 保育所54, 母子生活支援施設4
- ・ 介護保険施設 13
 介護老人保健施設13
- ・ 老人福祉施設 29
 特別養護老人ホーム17、養護老人ホーム3、軽費老人ホーム9（A型1、ケアハウス8）
- ・ 保護施設 1
 救護施設1

《市民活動（ボランティア・NPO活動）》

ボランティア・NPO活動などの市民活動は、多くの市民とりわけ団塊の世代をはじめ、元気な高齢者などの参加を得ながら、その活動が量的にも質的にも拡大していくことが期待されます。

ボランティア・NPO活動などの市民活動は、参加者の自発的な意思によって自己実現や社会貢献への意欲を満たす活動であるとともに、受ける側にとっては、公的な福祉サービスでは対応できない生活課題を充足させるものであることから、両者をつなぐ多様な支え合いによって、地域福祉活動を重層的なものとするのが期待されます。

秋田市ボランティアセンターの登録者数は、個人登録が1,146人、団体登録が244団体4,674人となっています(平成24年度末)。その登録者をみると、高齢の女性が大多数となっています。

秋田県が認証したNPO法人のうち秋田市に事務所を置く団体は、平成25年10月3日現在で153団体となっており、一時は認証された団体数が減少しておりましたが、平成20年度から増加しています。

市民意識調査の結果では、ボランティア・NPO活動に参加している市民は、平成19年調査時よりわずかに増えているものの、10%未満であり、一般市民の参加が十分に得られていない状況ですが、その支障となっていることは、仕事のため時間がないことが最も多い回答となっています。

現在、地域では、一斉に退職を迎えている団塊世代が新たな生活を営みはじめております。これまで、おもに仕事に向けられていた自己実現意欲を、今後は地域活動に向ける人も増えると考えられます。このような豊かな経験を持つ人々が市民活動へ参加していくことが重要です。

また、超高齢社会を迎え、「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしいまち）構想」の観点からも、元気な高齢者が社会参加して、これまでの知識や経験、能力を発揮していくことが重要です。

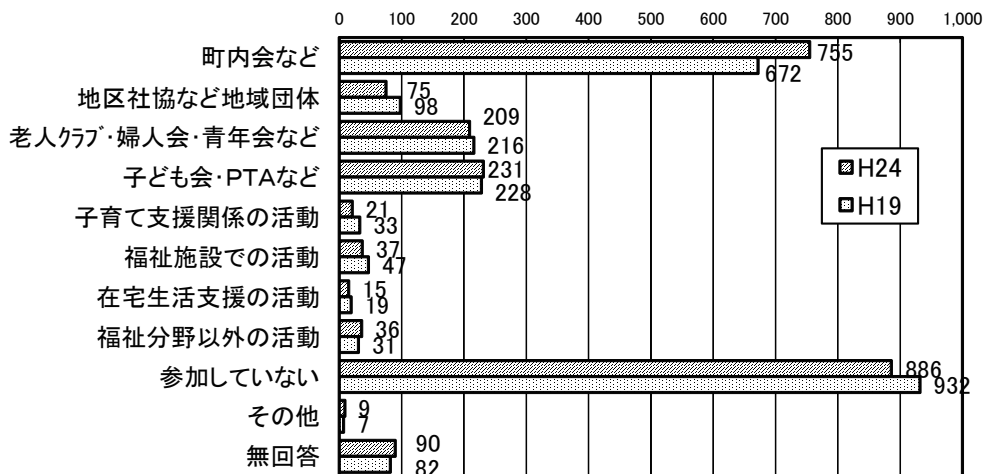
ボランティア・NPO法人の状況

	ボランティア登録者数 1)			紹介件数 2)	NPO法人認証数 3)		
	個人	団体数	人数		認証数	累計	解散数
平成20年度	1,004	216	4,385	204	14	93	2
平成21年度	1,022	217	4,408	208	8	101	1
平成22年度	1,047	222	4,446	211	18	119	0
平成23年度	1,098	228	4,526	219	16	135	1
平成24年度	1,146	244	4,674	251	14	149	3

- 1) 秋田市ボランティアセンターの登録者数
- 2) 秋田市ボランティアセンターで登録者に紹介したボランティア活動の数
- 3) 秋田県が認証したNPO法人のうち、秋田市に事務所を置く団体数

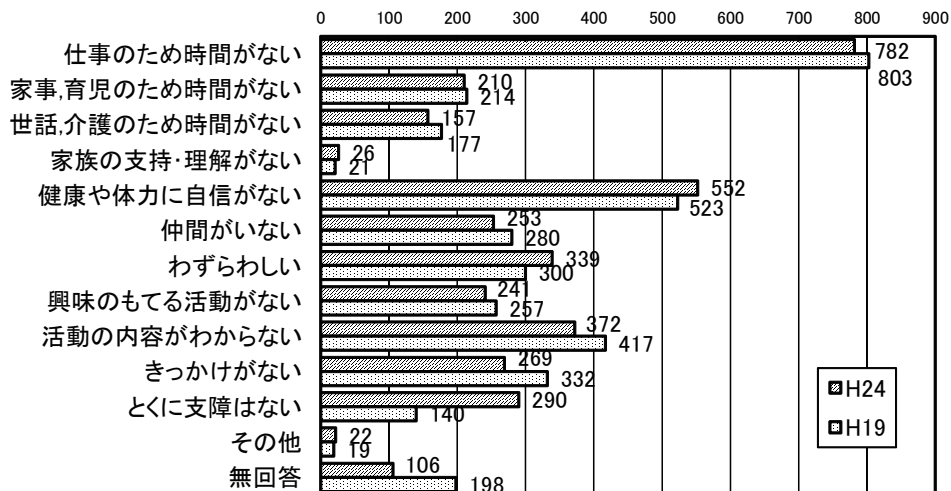
参加している地域活動

(平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較)



地域活動に参加する際に支障になること

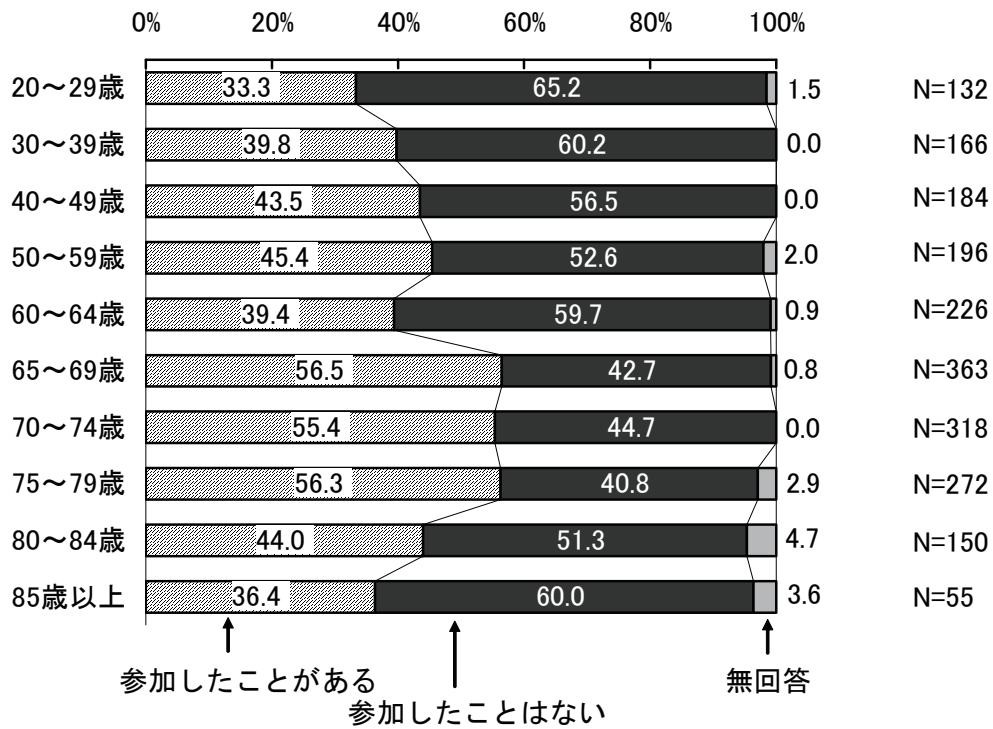
(平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較)



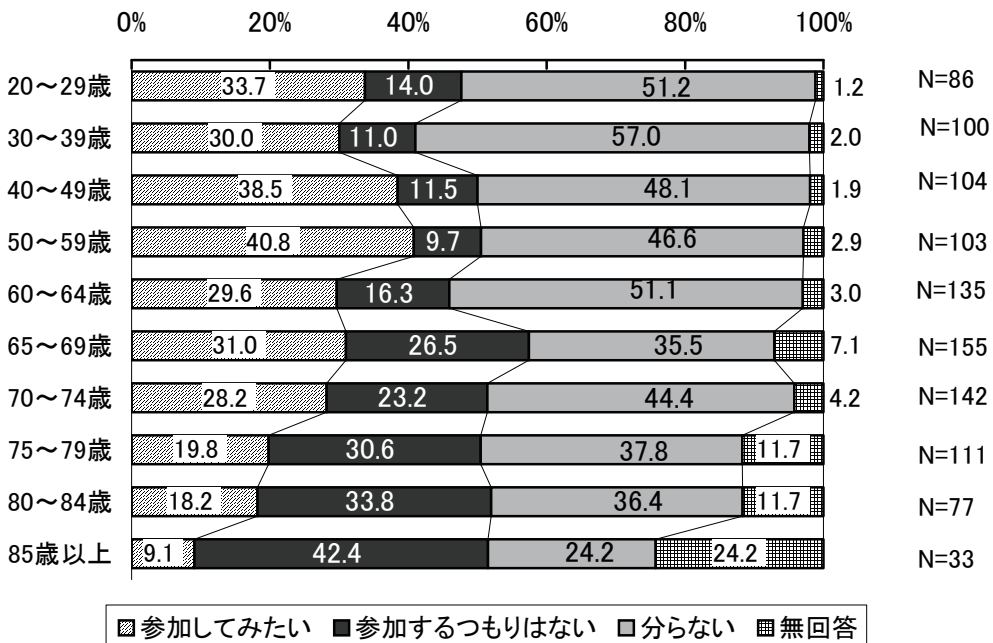
高齢者の社会参加、世代間交流について

秋田市福祉保健部長寿福祉課「秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進のためのアンケート調査報告書」（平成22年6月）

①個人又は団体等が行う社会活動に、参加したことがあるかたの割合（年齢別）

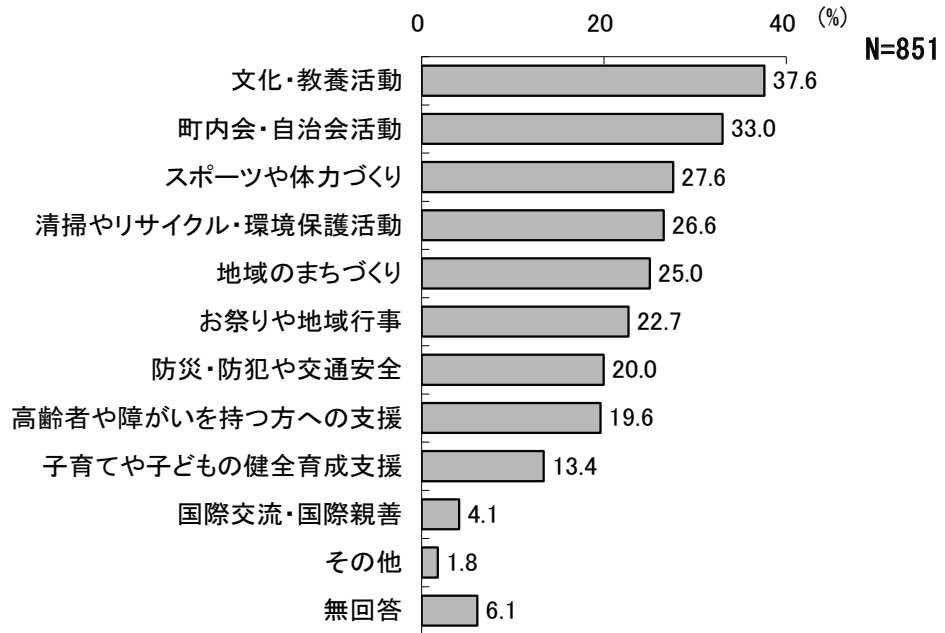


② ①でこれまで社会活動に「参加したことはない」と答えたかたのうち、今後参加したいと思っているかたの割合



③ 65歳以上の世帯が若い世代と交流したい内容

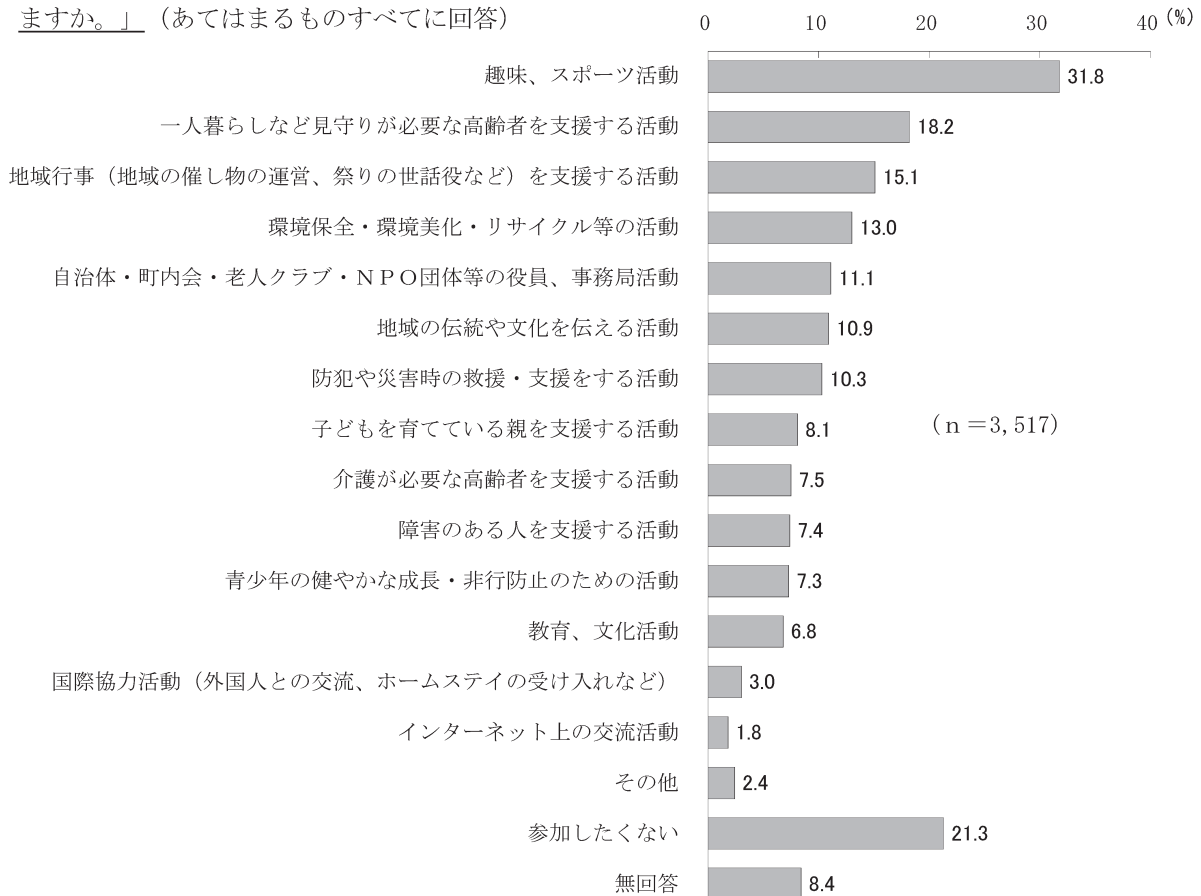
※若い世代との交流を「したい」「どちらでもない」と答えた方が対象



厚生労働省「団塊世代の意識に関する調査」から抜粋

(平成24年9月～10月、全国の昭和22～24年生の男女に郵送で実施)

「あなたは今後、どんな社会活動(地域活動、ボランティア活動など)に参加したいと考えていますか。」(あてはまるものすべてに回答)



【東日本大震災とボランティア】

平成7年の阪神・淡路大震災において、学生や社会人などはじめての参加者を含め、たくさんのボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、マスコミでは「ボランティア元年」と呼ばれ、その後、地震、水害などの災害時に、災害ボランティアの果たす役割の大きさが認識され、災害時の受入体制と連携のあり方が課題になっています。

今回の、東日本大震災においても、たくさんのボランティアが活動を行っており、岩手、宮城、福島 の3県の災害ボランティアセンターで受け付けた人数だけでその数は、約128万3千人（平成25年7月末現在、全国社会福祉協議会まとめ）にのぼります。実際は独自の活動を行う団体・個人もあるため、その数はさらに増えます。本県でも多くの方々が被災地や県内避難者へのボランティア活動を行っております。

現地のニーズとボランティア希望者のマッチングを行うため、県外の被災地へのボランティアは秋田県社会福祉協議会で、県内での避難者へのボランティアは各市町村社会福祉協議会で登録・派遣と役割を分担しました。

秋田県社会福祉協議会の災害支援ボランティアセンターの最終登録者数個人・団体併せて1,148人であり、そのうち、620人が秋田市の方です。

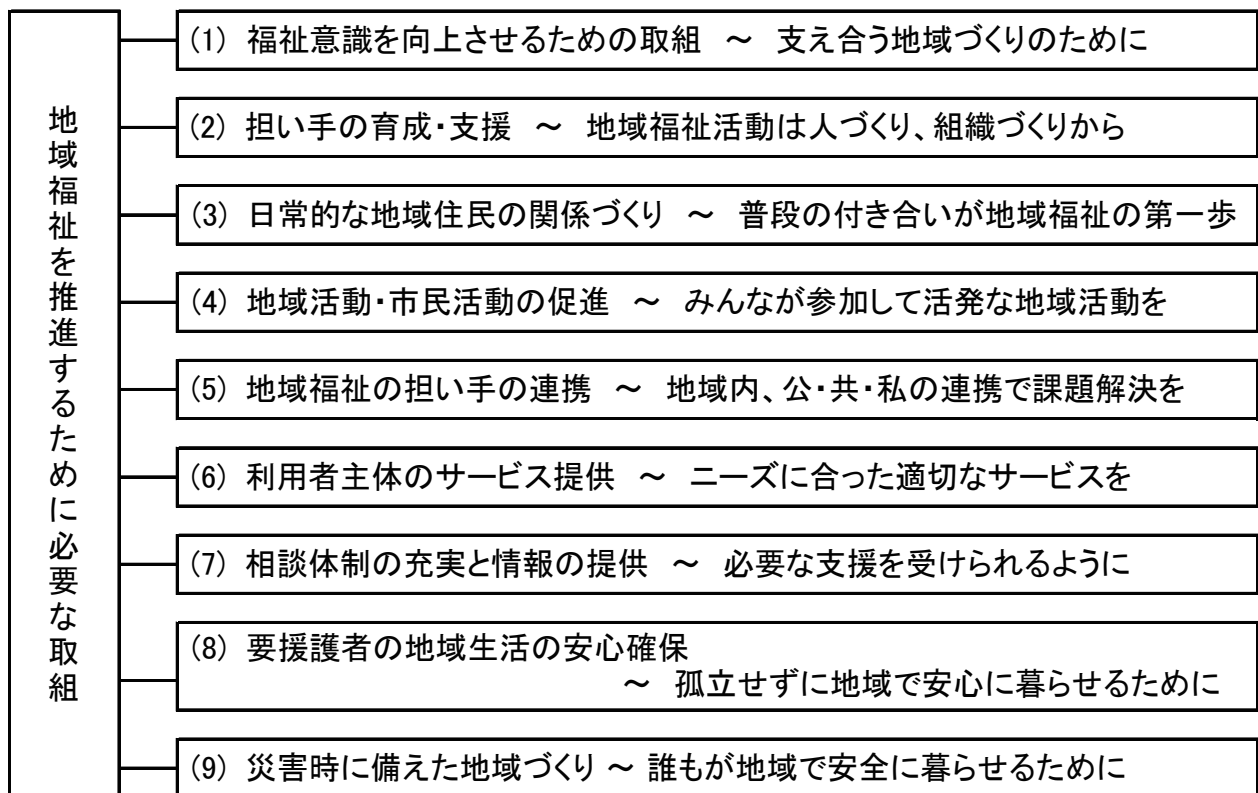
また、秋田県社会福祉協議会では、計66回のボランティアバスを運行し、延べ1,610名（うち、秋田市は874名）の方が、岩手・宮城両県の6市町の被災地で、がれき撤去や泥のかき出し、仮設住宅への引っ越し手伝いなどを行っています。

市内で被災者支援を行うボランティアについては、秋田市社会福祉協議会が登録やボランティア保険の加入、活動先のあっせんを行いました。その結果、個人団体併せて、252人が登録し、救援物資の仕分け、引越手伝い、マッサージ、傾聴、炊き出し、避難者家族交流会開催手伝いなどを行っています。

災害ボランティアと日常のボランティアでは、活動目的・内容や動機の明確さなどが異なるため、今回の経験が日常のボランティア活動の活性化にすぐ結びつくものとはいえませんが、市民のボランティア意識の醸成や、本市での災害発生時のボランティア活動につながるものと考えられます。

2 市民の生活課題と解決の方向

地域福祉ニーズを把握するため、20歳以上の市民から無作為抽出した4千人を対象として市民意識調査を実施したほか、市民意識調査を補足するため、福祉サービスに関わっている人を対象としてヒアリング（聞き取り）調査を実施しました（24ページ）。また、第2次計画の重点事業を検証するとともに、市民と市が課題を明確化、共有化するため、ワークショップを実施しました（25ページ）。その結果から、地域福祉を推進するために必要な取組を以下のとおり整理しました。



(1) 福祉意識を向上させるための取組 ～ 支え合う地域づくりのために

支え合いの地域社会を実現していくためには、市民一人ひとりが毎日の暮らしの中で、互いに認め合い、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、互いに尊重しあう姿勢が必要です。

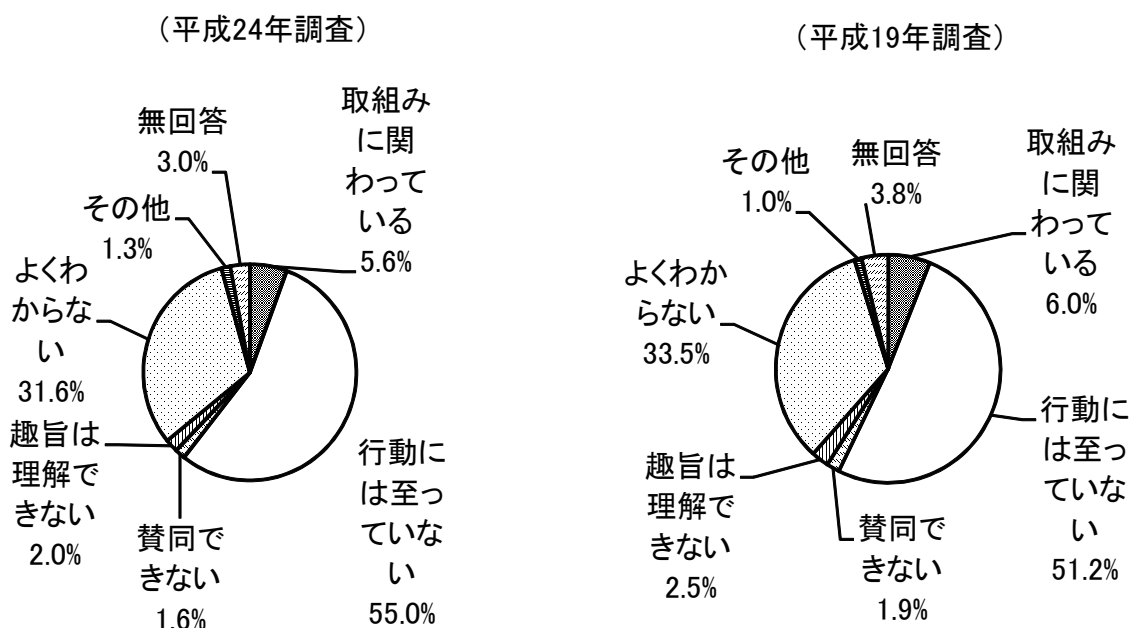
ワークショップやヒアリング調査では、市民の意識改善や理解の促進、地域福祉のPR、幼児期からの福祉教育を行政に求める意見が多数出されました。

また、地域福祉の趣旨「誰もが身近な地域社会で自立した生活が営めるよう、みんなで支え合う地域社会をつくっていくこと」についての市民の理解は、市民意識調査によれば、「理解できるが行動には至っていない」が55.0%で最も多く、「よくわからない」が31.6%で2番目に多い結果となっています。

また、趣旨を理解している人（「趣旨に沿った取組みに関わっている」と「理解できるが行動には至っていない」の合計）の割合が60.6%であり、平成19年調査時の57.2%に比べ増加していますが、まだ充分ではありません。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「(市民一人ひとりの)福祉意識を向上させるための取組」を引き続き実施していくことが課題となっています。

地域福祉の趣旨に対する考え方
(平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較)



(ヒアリング調査で提案された具体的対応策)

- 子どもの頃（幼稚園、小学校）から、地域への愛着といった情操教育、福祉的な視点での教育を行い、地域に関わる意識、福祉意識を醸成
- 高齢者や障がい児・者との交流など、子どもがふれあう機会の創出
- 生涯学習、生きがい教育などによる福祉意識の醸成、「働くことと同じぐらい、子育て、介護、地域への奉仕が大切」という価値観の浸透が必要
- 障がい者や認知症高齢者を、地域で支えることができるように、地域の理解を促進することが必要
- 市民の意識（病気や障がいのある人への意識など）を変えることが必要
- 地域福祉に関する意識付け、当事者意識の高揚のため、もっと地域住民へのPRが必要
- 地域の人が、気づき、周囲への関心を持った生活を送ることで、専門機関に相談する前に、予防につなげることが可能
- 地域での支え合い体制の構築のため、「災害時要援護者の避難支援プラン」のモデル地区町内会の取組など、先進的な取組をPRし、全市的に広げていくこと

(ワークショップで提案された具体的対応策)

- 一人ひとりが地域の構成員として参加意識を持つことが必要
- 地域のつながりにより、見守る、見守られているという意識を、一人ひとりが持つことが必要
- 教育（生きがい教育、小中学校・高校での福祉課題のワークショップ実施）による意識付けが必要

(2) 担い手の育成・支援 ～ 地域福祉活動は人づくり、組織づくりから

地域住民が生活課題を共有し、解決のために取り組むためには、地域福祉活動の中核となるボランティア・NPO、住民団体等の役割がきわめて重要です。

ワークショップやヒアリング調査では、具体的に、ボランティア、NPO法人、福祉協力員、地域活動のリーダーなどの育成や、町内会、民生委員・児童委員、子ども会、老人クラブなど、地域福祉活動を行っている団体への支援が必要であるという意見が多数出されました。

また、団塊の世代などの退職者や元気な高齢者など、新たな担い手の地域福祉活動参加を促進することで、活動を活性化させる取組が提案されました。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、中核となる「(地域福祉活動の)担い手の育成・支援」に取り組むことが課題となっています。

(ヒアリング調査で出された地域課題)

- 日常的なボランティアは、能動的に意識を持って進める必要があり、特別な動機付けが必要
- ノウハウや助成制度がわからず、地域でのネットワークづくりをしようとする人があきらめてしまう

(ワークショップで出された地域課題)

- 町内会役員や福祉協力員のなり手不足
- 高齢化などにより、地域の見守り対象が増える一方、見守り活動を行う支援者側も高齢化が進んでいる
- 社会参加への意欲のある退職者が、取組を始めようとしても、何から始めればよいかかわからない

（ヒアリング調査で提案された具体的対応策）

- 団塊の世代など、退職後の元気な高齢者が行う社会参加、生きがいづくりを、ボランティアの担い手確保、動機付けにつなげる必要がある
- 活動したい人（リーダー）を育成支援し、見守りや買物支援につなげる
- 地域との連携が難しい精神障がい者のボランティアに対する支援が必要
- 福祉以外のボランティア団体が、福祉の領域に活動を広げることを促す
- 民生委員・児童委員などをサポートして見守り活動等を行う支援者の確保が必要
- 町内会、民生委員・児童委員、子ども会など地域活動の担い手を支援
- 担当地域を持ち、住民や町内会に助言を行い、地域活動の火付け役となる、コーディネータ（コミュニティソーシャルワーカーなど）の設置が必要

（ワークショップで提案された具体的対応策）

- ビジネスの手法で地域課題を解決するコミュニティビジネスへの起業支援
- ボランティア、NPO法人の活動拠点の整備
- 「地区社会福祉協議会活動マニュアル」作成や担当エリア制による支援
- 地域活動への参加など、公務員退職者の地域貢献
- NPO法人など、テーマ型組織と地域団体との協働による担い合い
- 高齢者が参加する介護支援ボランティアの登録者を増やす
- 高齢者、退職者のボランティア促進のための受入体制の整備（各団体の活動の「見える」化、本人の適性とのマッチングなど）
- どちらかといえば福祉サービスの対象とみられていた高齢者なども、地域での生活支援を行う側にまわることで支え合う体制を築く必要がある

(3) 日常的な地域住民の関係づくり ～ 普段の付き合いが地域福祉の第一歩——

地域で支え合い、協力し合うことのできる関係づくりのためには、市民一人ひとりが、近隣住民とのつながりや信頼関係を育む必要があります。

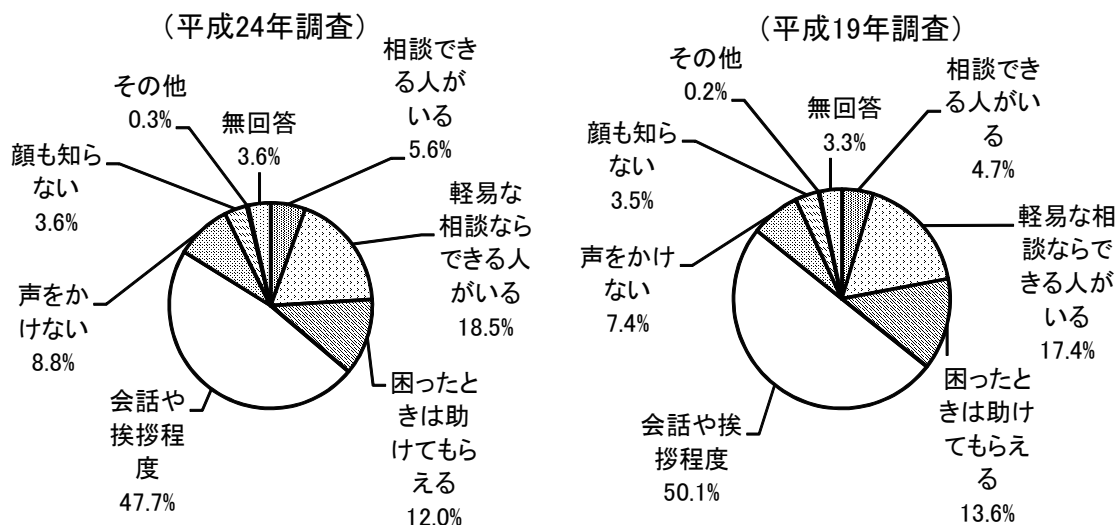
市民意識調査によれば、近所の人とのつきあいの程度は、「顔を合わせれば会話や挨拶をするが、相談や頼み事までできる人はいない」が約半数でした。

平成19年調査時と比較した場合、相談できる人がいる人（「どんな頼みごとでも相談できる人」と「軽易な相談や頼みごとができる人」の合計）がわずかに増加しているものの、全体的な傾向は変わっていません。特に、子育て中の世帯においては、相談できる人がいる人が比較的低く、会話やあいさつ程度という人が比較的多いという結果になっています。

ワークショップやヒアリング調査でも、向こう三軒両隣りからはじまる、地域の住民間の良好な関係が、地域の高齢者や障がい者が安心して暮らせることにつながるものであるということが、共通認識となっています。

したがって、地域福祉を推進するためには、「日常的な地域住民の関係づくり」を促進することが課題となっています。

近所の人とのつきあいの程度
(平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較)



(ヒアリング調査で出された地域課題・生活課題)

- アパートなど集合住宅の入居者と地域の関係が希薄である
- 隣近所の支えが大事だが、そうした地域力が弱まっている
- 地域の集まりに出てこず、地域と関わりを持たない高齢者への関わり方
- 独居の高齢者、若年者は地域との交流がなく、交流を持てる環境が必要

(ワークショップで出された生活課題)

- 育児ママや高齢者などに対して、いつでも開かれている居場所づくりが必要
- 引きこもっている子育て家庭への支援が必要

(ヒアリング調査で提案された具体的対応策)

- 地域からの見守りがあれば、高齢者や障がい者などの情報を早期に把握でき、適切なサポートにつながる
- 高齢者、障がい者、児童、子育て世代など、各世代・状況の地域住民が集えるような場づくりをし、顔見知りの関係を築く
- 祭りや伝統行事などの活性化により、高齢者と子どもなどのふれあいづくり

(ワークショップで提案された具体的対応策)

- 知らない人と話をする、元気なときから助けられる練習をするなど、自分から地域に参加していく意識が必要
- 日頃からの向こう三軒両隣の声かけやあいさつ運動を実施
- 行政からの配布物は、置いていくだけでなく、ひと声かける
- 隣近所や班などの小さな単位で、情報共有や見守り体制を作る
- 花見や祭りなど、気軽に参加できる行事への参加を働きかけ
- 高齢者や子どもなど世代間の絆づくり（サロン活動、イベント）の実施により、高齢者と子どもがあいさつするような関係づくり
- 自由にいつでも参加でき、型にはまらない、一服できる場所が必要

(4) 地域活動・市民活動の促進 ～ みんなが参加して活発な地域活動を——

地域住民が生活課題を共有し、解決のために取り組むためには、地域住民の主体的な参加による地域活動がより活発に推進される必要があります。

市民意識調査によれば、高齢者や障がい者が住みなれた地域で日常生活を続けていくために理解と協力が一層必要なのは「家族」という回答が最も多く、次いで、「行政機関」「近所の人」がほぼ半数の回答でした。

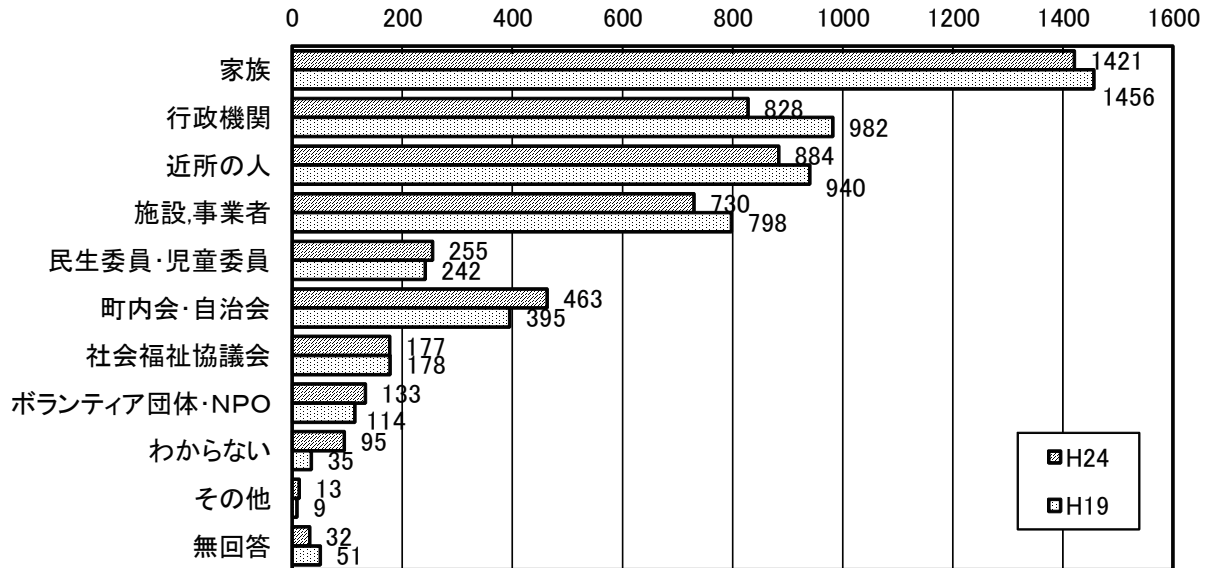
ただし、平成19年調査時と比べると、「町内会・自治会」「民生委員・児童委員」「NPO・ボランティア」の回答が増えています。

また、ワークショップやヒアリング調査でも、近隣住民・地域社会による地域活動やボランティア団体などの市民活動の重要性が認められます。

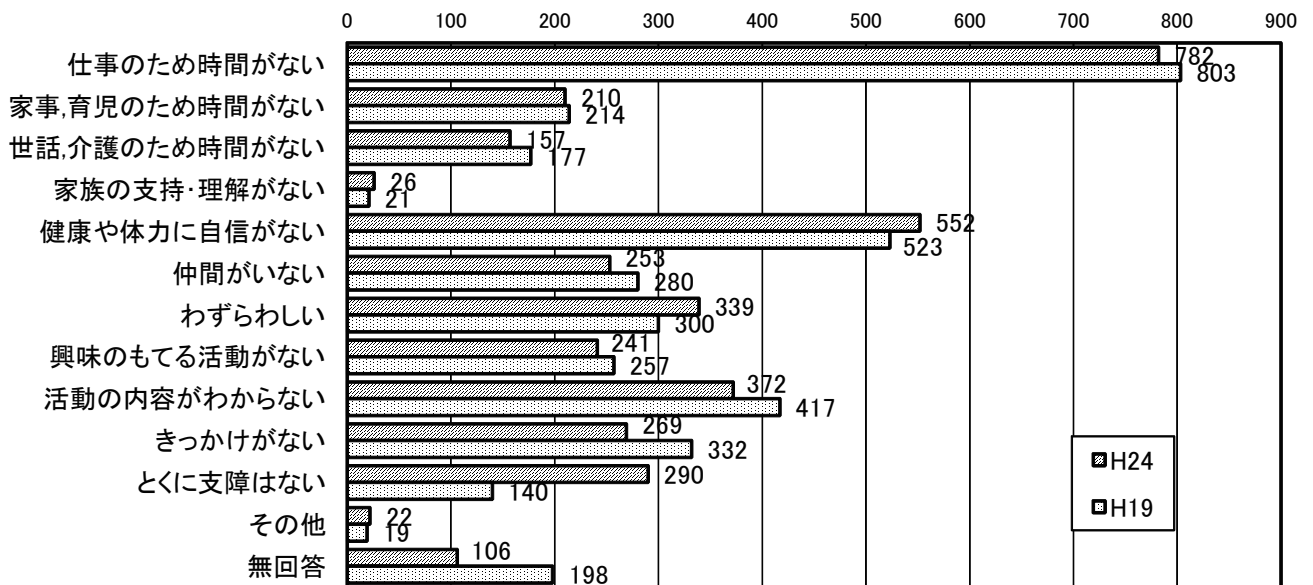
一方で、地域活動に「参加していない」人が、市民意識調査では、20歳代で75.9%と依然として高く（平成19年調査時83.9%）、それ以外の年代でも40～50%でした。参加の支障となることは、50歳代以下の各年代で、「仕事で時間がとれない」が過半数となっています。

しかしながら、地域活動への参加を求められた場合、「内容によっては参加」が過半数となる51.1%（平成19年調査時57.6%）となっており、地域福祉を推進するためには、「地域活動・市民活動の促進」に努めることが課題となっています。

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を
 続けていくために理解と協力が一層必要と思う相手
 (平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較)



地域活動に参加するとき、支障となること
 (平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較)



（ヒアリング調査で出された地域課題・生活課題）

- 冬季の閉じこもり防止のため、高齢者宅の除雪や屋根の雪下ろしが必要
- 共稼ぎの世帯などは、ボランティアや地域活動をする余裕がない

（ワークショップで出された地域課題・生活課題）

- ひとり暮らし高齢者や障がい者宅の玄関前などの除雪
- 集合住宅や若い人など、町内会に加入していない人が増加

（ヒアリング調査で提案された具体的対応策）

- 地域と日常的につながりを持つことで、食事の支援や病気の際の早期発見など、障がい者や高齢者が在宅生活を送ることができる
- 高齢者や障がい者世帯、母子世帯などで、屋根の雪下ろしや玄関前の除排雪が必要
- 個人宅の草むしり、重い荷物の運搬などの日常的なニーズへの対応を、初心者向けのボランティア体験に活用
- ボランティア体験講座を定期的で開催し、高齢者などのボランティア参加へのハードルを下げ、また、ロコミ効果を得る

（ワークショップで提案された具体的対応策）

- 町内会内で役割分担（一人一役）をして、負担にならないようにする
- 役員等への若手、女性の登用。高齢者の知恵と若者の体力をうまく組み合わせることで活動の活性化
- 町内活動を子ども会中心とすることで活性化
- 高齢者宅などの除雪を行政、地域、ボランティアなどで協力して実施
- 地域団体への支援が必要（指導員派遣や調査分析、助成金見直しなど）
- 地域団体が、地域課題に応じて事業を実施する団体となり、地域福祉の拠点として、小学校区単位での地域福祉を推進することが必要

(5) 地域福祉の担い手の連携 ～ 地域内、公・共・私連携で課題解決を———

多様化、複雑化する課題に対応するためには、地域福祉活動の様々な担い手が、互いに連携し、協働して取り組む必要があります。

市民意識調査によれば、福祉サービスを提供していくうえで「行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない」という回答はわずか3.3%（平成19年調査時2.2%）で、福祉サービスを提供するうえで市民と行政が連携すべきとの回答が大部分でした。

ヒアリング調査では、地域包括支援センターが、町内会や地区社協、民生委員・児童委員とケア会議などで連携して相談対応を進めている状況がわかります。企業の地域貢献として、地域活動への参加や防災への協力が必要との意見もありました。

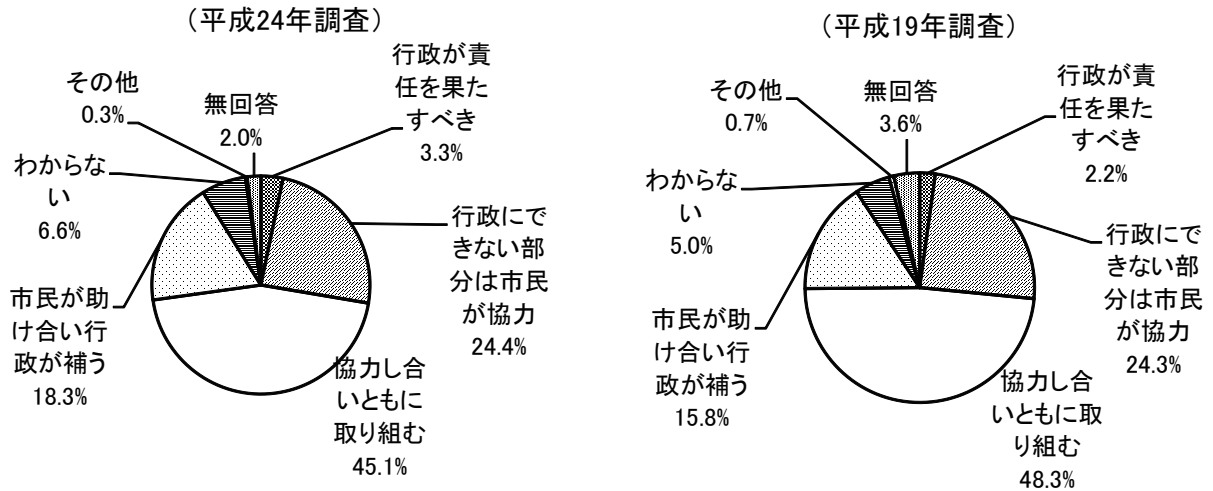
また、ワークショップやヒアリング調査では、地区社会福祉協議会と地区民生児童委員協議会を軸として、町内会連合会や各種地域団体や行政、関係機関との連携により地域の生活課題に取り組むことの重要性についての意見、NPO法人やボランティア団体、福祉施設運営者などの関係機関との連携によって、地域の生活課題に取り組む重要性についての意見が多数出されました。

また、社会福祉施設は、「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」や「災害時の避難受け入れなどの支援」など地域社会との積極的な関わりが必要です。

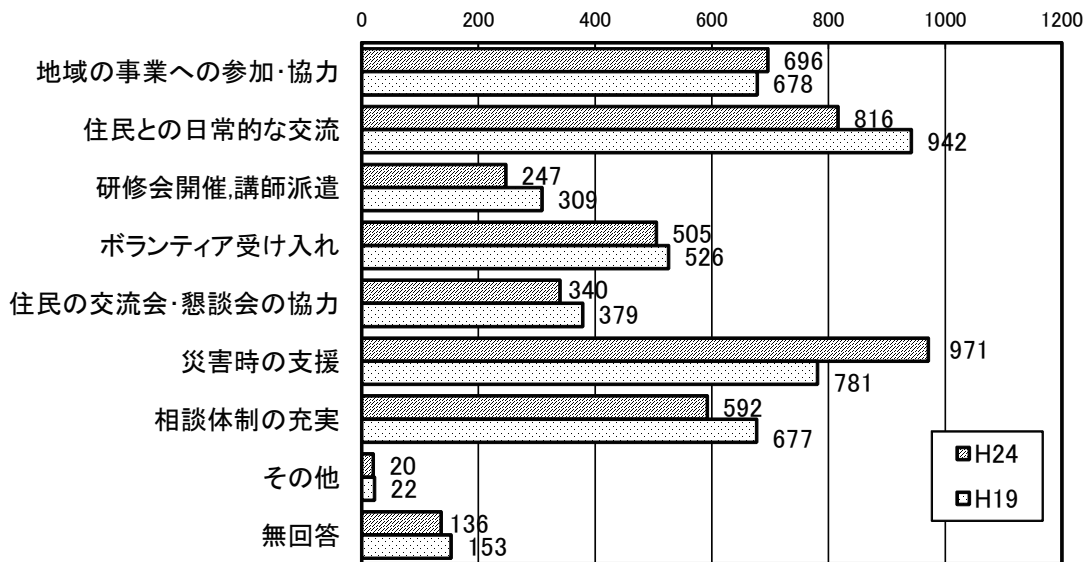
このようなことから、地域福祉を推進するためには、「地域福祉の担い手の連携」が課題となっています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

福祉サービスを提供するうえでの市民と行政との関係
(平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較)



福祉施設は地域社会とどう関わっていけばよいか
(平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較)



(ヒアリング調査で出された地域課題・生活課題)

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者と高齢の親など、支援が必要な世帯が増加し、見守りが困難になっている
- 親が重い悩みをひとりで抱え、児童虐待等がうまく把握できないことがある

(ワークショップで出された地域課題・生活課題)

- 孤立予防や災害時の対応などで、地域の支援体制が必要

(ヒアリング調査で提案された具体的対応策)

- 民生委員・児童委員や町内会、地域住民などが学校と連携しながら、地域の子育て家庭を見守ることが、虐待の防止と早期発見につながる
- 各地域包括支援センターで包括ケア会議を開き、町内会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護事業者などと地域づくりの意見交換
- 地域包括支援センターで町内会、民生委員・児童委員、介護事業者、民間事業者などとケース会議を開き困難ケースの解決に取り組む
- 地域包括支援センターと町内会や地区社会福祉協議会との連携の元、高齢者サロンを開催し、困難事例の把握と孤立予防を図る
- 地域団体間の連携による成功事例の情報提供（どこが主体か等）
- 地域団体による状況把握に基づき、ボランティアが活動、行政はボランティアを後方支援という仕組みで生活課題に対応（除雪、ゴミ屋敷、草木等）
- 地域貢献で企業が地域活動に参加協力（祭り、清掃、除排雪、避難訓練）

(ワークショップで提案された具体的対応策)

- 地域包括支援センターや福祉施設が、町内会、民生委員・児童委員など地域と連携
- 地区内の学校や民間事業者との連携
- 各地区で町内会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、市民憲章推進協議会など各種団体が集まり、情報交換や研修を行い、連携を推進
- 町内会が行事開催をきっかけに地区団体等と連携強化（社会福祉協議会と敬老会、福祉施設と避難訓練、医師と健康相談、小学校・体育協会と運動会等）
- 地域住民、コミュニティ組織、ボランティアやNPO法人など、地域のすべての人が協働した地域住民自治協議会などで福祉課題に取り組む

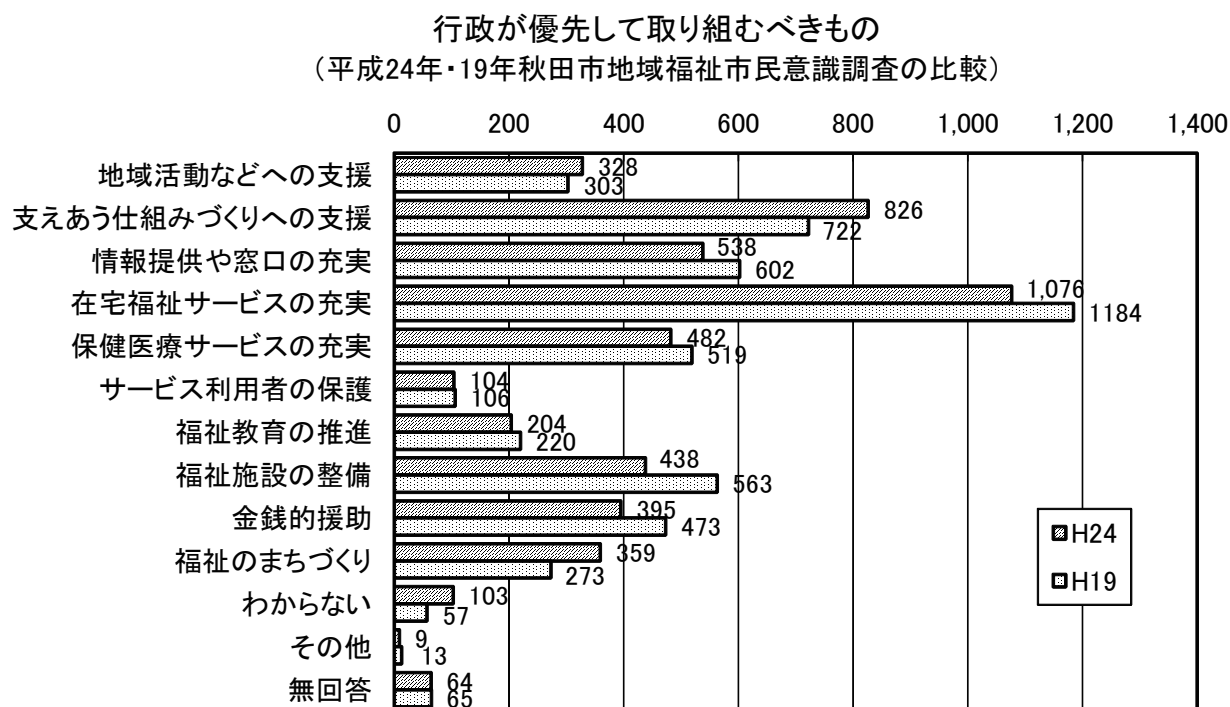
(6) 利用者主体のサービス提供 ～ ニーズに合った適切なサービスを

すべての市民が地域において自立した生活を営むことができるためには、必要とする支援が受けられるよう、適切な福祉サービスが提供される必要があります。

市民意識調査によれば、行政が優先して取り組むべきものとして、「在宅福祉サービスの充実」が最も多い回答でした。

ヒアリング調査の結果、公的な福祉サービスの利用に抵抗があり利用できない、何らかの支援が必要であるものの、公的な福祉サービスの対象とならない、必要なサービスがないなど、すでにある制度のすきまの部分に関する相談が見受けられます。

したがって、地域福祉を推進するためには、「利用者主体のサービス提供」が課題となっています。



(ヒアリング調査で出された生活課題)

- 65歳未満の方で、精神疾患や生活困窮で支援が必要な場合の対応（本人が治療や介入を拒否する場合など）
- 高齢の親と中高年の子が同居し、子に問題（無職、精神疾患、アルコール中毒等）があるケースで、高齢者虐待などのおそれがある
- 身寄がない又は親族が関わりを拒否する高齢者や障がい者の入所・入院
- 小学校高学年から中学生の子育て世代への支援が薄い
- 生活困窮の母子家庭などと公的制度とのミスマッチ（貸付制度、教育訓練給付金）。また、子の学力低下による「負の連鎖」の恐れ
- 権利擁護事業でのミスマッチ（ギャンブル依存等、在宅障がい者など）
- 障がい者の移動支援事業のミスマッチ（一時的な利用など）

(ヒアリング調査で提案された具体的対応策)

- 障がい者、精神疾患、高齢者、生活困窮、DV、虐待など総合的な対応が必要
- 公的制度に当てはまらないケースへの訪問型の継続支援を行う機関、制度が必要（65歳未満、障害者手帳や医療受診なし、アルコール依存、精神疾患などで、本人が介入拒否している等）
- 複合的なケースへの対応のため、地域包括支援センターや専門知識や生活困窮者の情報を持っている行政機関などの連携が必要
- 退院後の福祉サービスや在宅医療、精神疾患患者への往診など、医療と福祉の緊密な連携
- 共働き家庭を含め、子育てしやすい環境や制度が必要（夜間保育施設の増設、児童館の利用時間、休日への対応、学童の小学校高学年の利用、中学生の親のファミリーサポートセンターの利用）
- 保育所等の質の充実のため、各施設の体制整備への支援、管理の強化
- 子育て支援と家事補助を両方同時に受けられる制度の検討

- 母子家庭や生活困窮者で、学習支援などにより、世帯の自立につなげる
- 障がい者の移動支援事業で、一時的・部分的利用への柔軟な対応（悪天候時の通勤、保護者が送迎できない場合のバス停までの対応）
- 障がい者世帯を、地域の支えの程度にあわせてグループ化し、グループごとにサービスを検討
- 意欲ある障がい者の独立・開業時の支援（融資、利子補給等）の拡充が必要
- 生活保護未満の生活困窮者への対策を行う制度や機関が必要
- 就労支援の充実などで、保護受給者の経済的自立を進めることが必要
- 高齢で生活保護未満の困窮者のため、低所得者向けの介護付き住宅が必要
- 生活困窮世帯で施設入所した際の、在宅の配偶者への生活支援のしくみ
- 高齢者、障がい者向けの新しい形の公共事業が必要

（ワークショップで提案された具体的対応策）

- 子育て環境の整備など少子化対策
- グラウンドゴルフ場など、健康維持のための屋外軽運動施設などの整備

(7) 相談体制の充実と情報の提供 ～ 必要な支援を受けられるように――

支援を要する市民を必要とする支援に適切に結びつけるためには、身近なところで気軽に相談することができ、その相談を確実に支援に結びつけられる体制をつくる必要があります。

ヒアリング調査では、相談機関同士の連携や相談に迅速かつ適切に対応するための相談窓口のあり方について様々な意見が出され、ワークショップでは、地域での身近な相談体制づくりなどが提案されました。

また、支援を要する市民が利用したい福祉サービスを適切に選択できるためには、福祉サービスに関する正しい情報が得られるようにする必要があります。

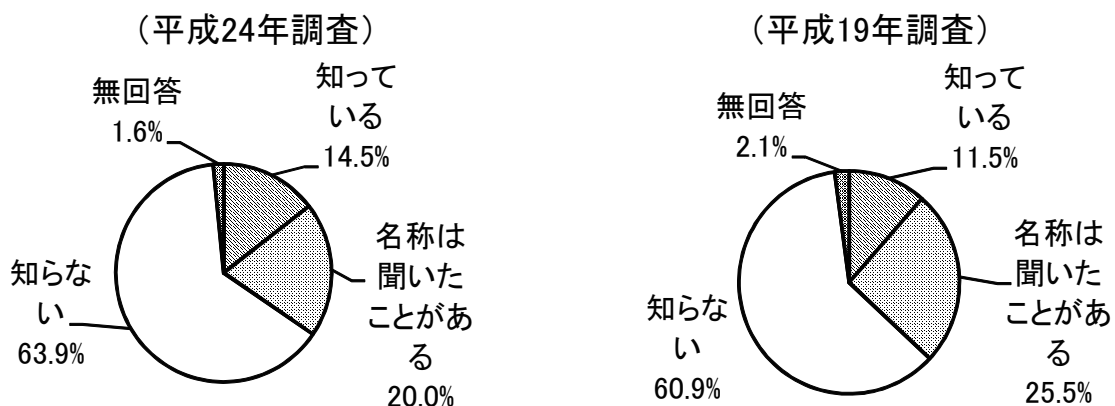
たとえば、市民意識調査で制度の認知度を調査した結果、判断能力が不十分な人のための「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」は、名称、内容とも「知っている」人はいずれも半数以下でした。

各地域において、高齢者の相談支援や介護予防サービスの拠点となっている、地域包括支援センターの市民意識調査での認知度は、49.9%でした（「知っている」25.7%と「名称は聞いたことがある」24.2%の合計）。また、地域包括支援センターを利用したり、相談したりしたことがある人の割合は8.4%でした。これを、65歳以上の人に限ると認知度が63.0%（「知っている」32.1%、「名称は聞いたことがある」30.9%）、利用・相談したことがある人は、12.5%でした。

地域包括支援センターの役割が、介護や高齢者サービスなどにつなぐことや地域団体など関係機関との連携であることを考えると、さらに認知度と利用相談の割合を上げていく必要があります。

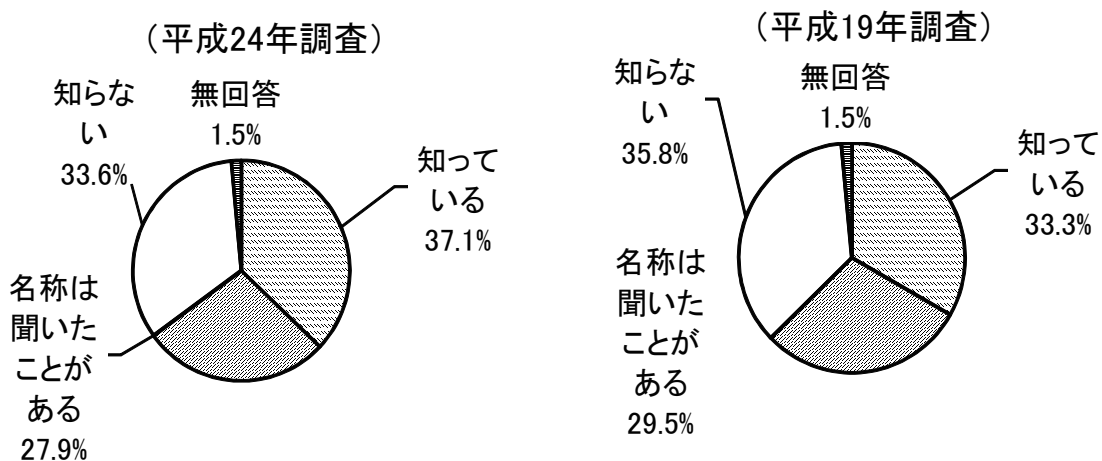
このようなことから、地域福祉を推進するためには、「相談体制の充実と（福祉サービスに関する）情報の提供」が課題となっています。

「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」の認知度
（平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較）



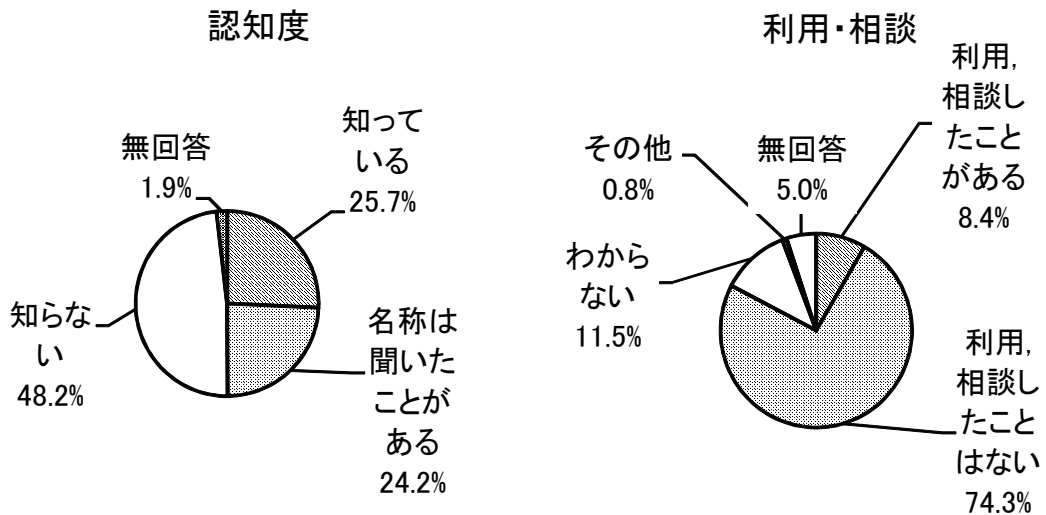
* 日常生活自立支援事業とは、認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を、利用者との契約に基づいて秋田県社会福祉協議会（中央地区福祉生活サポートセンターを秋田市社会福祉協議会が受託）が行う事業です。

「成年後見制度」の認知度
（平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較）



* 成年後見制度とは、認知症の人、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な人の財産管理や介護、施設への入退所など生活に配慮する身上介護などを家庭裁判所が選任した成年後見人等が行う制度です。

「地域包括支援センター」の認知度
 (平成24年秋田市地域福祉市民意識調査)



(ヒアリング調査で出された生活課題)

- 困りごとの相談窓口がどこかわからない場合がある
- 高齢者に市役所本庁舎は遠く敷居も高い。各市民サービスセンターに相談窓口を
- 65歳未満の方や生活困窮者など制度の狭間になる方の相談支援が薄い
- ひっそりと生活している生活困窮者の情報が把握できない
- 地域包括支援センターの窓口の認知度が低い
- 雪や雨水、草木、空き家・空き地など近隣トラブル等への対応に苦慮
- 相談窓口で障がい者の制度がよくわからない
- 地域包括支援センターの相談窓口で外国人からの相談への対応が困難
- 制度をよくわからない高齢者がおり、サービス利用時に困った

(ヒアリング調査で提案された具体的対応策)

- 福祉に関する統一電話番号を用意して、総合的な受付を実施
- 相談しやすく、きめ細かな対応ができるように市民サービスセンターなどの身近な場所に相談窓口を設置
- 休日などの相談対応
- 認知症の場合などで本人が病院を受診したくない場合の相談支援
- 関係機関が連携して、相談窓口で対応が困難なケースに対応するしくみ
- 生活困窮者に対して、積極的に地域に入り、状態の把握、関係機関へのつながりを行う、伴走型の相談支援対応が必要
- 地域団体と連携した地域包括支援センターの周知で予防的相談につなぐ
- 地域包括支援センター等相談窓口に関がいの研修実施や情報交換
- 児童館、学校、地域で連携して、子育て家庭の相談支援体制を充実
- 行政、保健所、児童相談所、警察などの連携でDVや虐待に迅速に対応
- 行政や事業者、関係機関との個人情報共有のしくみにより、地域包括支援センターの活動に活かす
- 介護保険など福祉制度をわかりやすく周知
- 地域の会合や子育てサークルを周知して住民のネットワークで制度周知
- 孤立しがちな人に、どこに相談すればよいか情報提供することが必要

(ワークショップで提案された具体的対応策)

- コミュニティセンターでの健康講座やサロンなどの際に、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会が連携して、高齢者の相談の機会を持つ
- 町内会と民生委員・児童委員など地域の関係者が情報共有し、地域での相談体制に活かす
- 地域福祉コーディネーターを地域包括支援センターや市民サービスセンターなどに配置し、小学校区ごとの取組の相談支援を実施
- 福祉施設や医療、行政の連携で認知症状の高齢者等への相談支援を実施

(8) 要援護者の地域生活の安心確保 ～ 孤立せずに地域で安心して暮らせるために

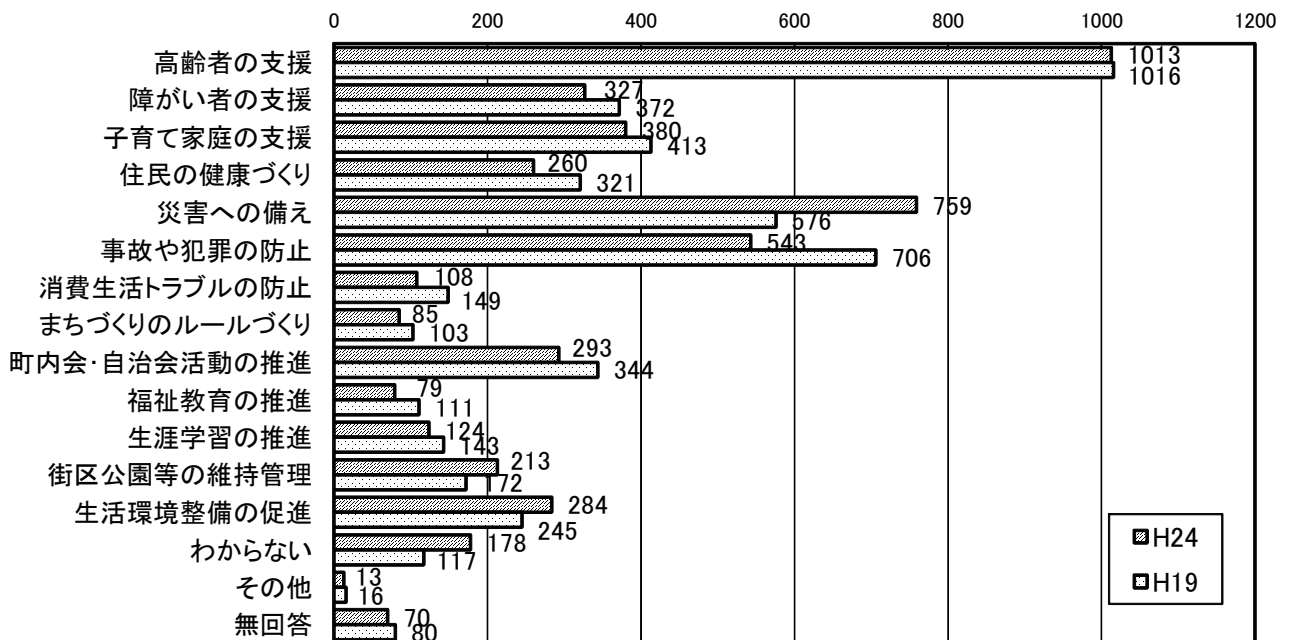
市民が地域において自立した生活を営むうえで、支援が必要となったときの公的な福祉サービスだけでなく、日頃からの安心の確保が必要です。

市民意識調査によれば、地域ぐるみで進めていけばよい取組として、「高齢者の支援（見守り・安否確認など）」をあげた人が最も多く過半数となっています。

ワークショップやヒアリング調査でも、高齢者、障がい者、母子家庭などの要援護者世帯で、公的な福祉サービスだけで対応しきれない様々な問題と、それを防ぐための日頃からの声かけ、見守りの重要性、気軽に集まれる場の設定や民間事業者などとの協力体制についての意見が多数出されました。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「要援護者の地域生活の安心確保」に取り組むことが課題となっています。

地域ぐるみで進めていけばよい取組
（平成24年・19年秋田地域福祉市民意識調査の比較）



(ヒアリング調査で出された生活課題)

- ひとり暮らしや高齢者や認知症高齢者、精神疾患患者などが地域で孤立
- ひとり親世帯が重い問題を地域で相談できずに孤立
- 60代未満の中老年など、地域住民が気軽に集まる場が少ない
- 集合住宅などで孤立死やその寸前で助かるケースが発生
- 小さい子どもがいる、移動手段がないなどで、サロン等に参加できない
- 個人情報の問題があり、支援が必要な世帯の情報を把握できない
- 冬場の積雪により高齢者などで、閉じこもりや身体機能低下が発生
- 認知症高齢者の徘徊や危険箇所への立入りなどが発生

(ワークショップで出された生活課題・地域課題)

- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加による孤立死の危険性
- 近所付き合いが希薄。声かけなどの見守りネットが必要
- ひとり暮らし高齢者等の個人情報が得られず、手助けできない
- 高齢者が買い物に苦勞（店舗少ない、スーパーまで遠い、坂道きつい等）
- 冬場の高齢者、障がい者宅の除雪（玄関前や自宅の敷地内等）が困難
- 居住地のバリアフリー化が必要
- 高齢社会がますます進むことを見込む都市計画ができるか
- お年寄りにも生きがいが必要

(ヒアリング調査で提案された具体的対応策)

- 近隣や町内会、民生委員・児童委員、保健師、地域包括支援センターなどが、外出できない世帯を訪問。高齢者宅での（訪問型）サロン開催も検討
- 見守りの担い手確保のため、行政と地域が連携して、看護師や保健師のOBや地域貢献意欲の有る人への動機付けや巻き込みが必要
- 町内会、福祉協力員、民生委員・児童委員などで個人情報に留意した上で、情報交換、情報共有を行い地域のネットワークづくりに生かす
- ライフライン事業者や配達・宅配事業者等と行政・地域が連携し、買い物代行等のサービスや、通常の配達・料金徴収・検針時に得た情報（生活困窮、虐待、音信不通等）を行政や民生委員・児童委員につなぐ体制を構築
- 元気な高齢者には、見守りや掃除、買い物支援などボランティアに参加してもらう（有償にして参加者を増やす、備品等の貸出など）

- 高齢者が気軽に集まれるサロン開催や避難訓練などの参加型行事の開催（空き家の活用、移動手段の用意、ノウハウや資金面の支援などが必要）
- サロン開催を、認知症や孤立、虐待等の早期発見や地域内連携につなげる
- 身近な場所で子どもと高齢者、障がい者等の交流の場をつくり、住民同士の知り合うきっかけや、子どもの情操教育、高齢者の元気につなげる
- 高齢者のラジオ体操などの健康づくり
- 生活道路の速やかな除排雪や、地域やボランティアの協力による、高齢者や障がい者世帯などの雪寄せが必要
- 高齢者の外出増のため、高齢者ワンコインバス制度拡充と冬場のバス停除雪
- 情報技術を活用した見守り、在宅福祉サービス（弁当配達、光通信）
- 孤立死を定義すれば、防止のための支援ができる
- 身寄りない高齢者が亡くなった場合の対応を関係機関同士で事前に協議

（ワークショップで提案された具体的対応策）

- 緊急通報システム、救急医療情報キット（安心キット）の活用
- 隣近所の声かけ・あいさつ運動を見守り活動につなぐ（買い物と一緒に行く、お総菜のおすそわけ、チラシなどの配布時の見守り・安否確認）
- 町内会各班ごとで支援者を決めるなどして目を配る（生ごみの出し方、玄関前の清掃、雪寄せ）
- 町内会と関係団体との連携、見守りネットワーク確立（町内会、民生委員、近隣、福祉協力員、老人クラブ等）
- 地域包括支援センターや関係機関との連携
- 民間事業者（郵便、宅配、配達、電気検針等）などが見守り活動に参加
- 町内会と福祉施設が連携し、高齢者を民謡会、祭り、避難訓練等に誘う
- 地区社協、町内会の連携によるサロン事業の推進
- 見守り対象者について、担当民生委員・児童委員と町内会の情報共有
- 買い物や通院などの際の移送支援が必要
- 高齢者、障がい者宅の除雪や屋根の雪下ろし、生活道路の速やかな除雪、除雪後の雪搬出が必要
- 要援護者と支援者を記載した生活福祉地図の作成と活用
- 世代間交流やボランティアなど、高齢者に役割を持たせ、生きがいを推進し、高齢者の社会参加、閉じこもり防止、介護予防につなげる
- 高齢者にやさしい街づくりの推進（歩道はデザインでなく歩きやすさ重視、スーパーに休める場所を設置など）

(9) 災害時に備えた地域づくり ～ 誰もが地域で安全に暮らせるために――

市民が地域において自立した生活を営むうえで、地震などの災害発生時の避難に対する市民の関心が高まっていることから、自力での避難が困難な人の不安を取り除くことが重要です。東日本大震災の際の被災地の状況、本市における停電や通信状況悪化、ガソリン不足の経験がその傾向を強めています。

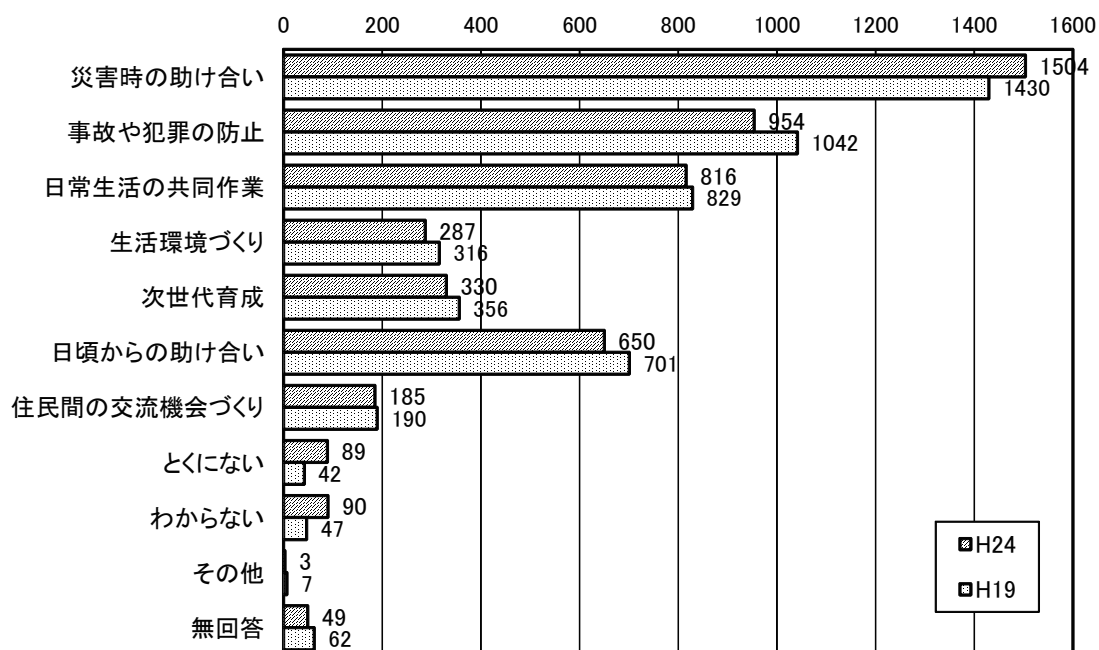
市民意識調査によれば、地域社会の役割として期待する機能は、「災害時の助け合い」が最も高くなっています。

また、高齢者などが災害時安全に避難するために、「市民一人ひとりの備え」、「地域での支援体制づくり」、「行政による災害に強いまちづくり」のどの取組が効果的かについては、「地域での支援体制」が39.0%と最も高くなっています。

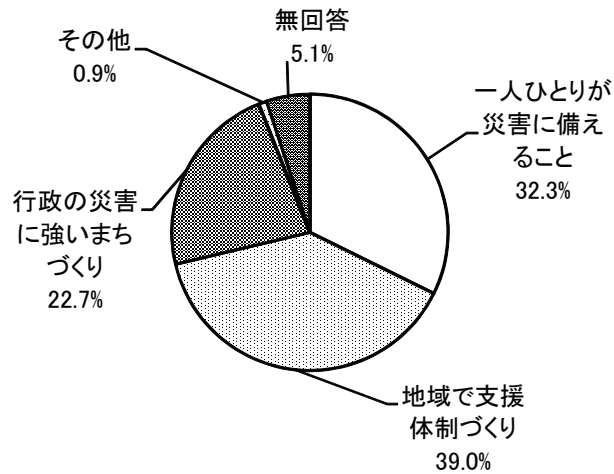
ワークショップやヒアリング調査では、災害時に起こる様々な問題点が指摘されたほか、第2次計画の重点事業「災害時の要援護者の避難支援」への意見や地域での取組の具体的な事例が多数挙げられました。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「災害時、緊急時に備えた体制づくり」の取組を強化していくことが課題となっています。

地域社会の役割として期待する機能
(平成24年秋田市地域福祉市民意識調査)



高齢者などの災害時の避難に効果的な取組
(平成24年秋田市地域福祉市民意識調査)



(ヒアリング調査で出された生活課題)

- 地区内で災害時の役割分担や連携体制が進んでいない
- ケアマネや福祉事業所、本人と民生委員・児童委員や町内会は障がい者本人とつながっているが、ケアマネや事業所と民生委員・児童委員や町内会の連携不足
- 地区の災害対応マニュアルができていない
- 町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員だけでは要援護者の情報共有は不十分
- 一人ひとりの避難計画、個別避難支援プランの作成が進んでいない
- ハザードマップや避難場所がわからない人がいる

(ワークショップで出された生活課題)

- 災害時要援護者の避難支援活動が町内会、連合会等で進んでいない
- 自主防災隊が、町内会長の交代などで機能していない町内会もある
- 指定避難場所の学校等と地域と日頃からの連携が必要
- 避難後の留守宅の火災予防対策（ガスなど）
- 避難場所が近くになく、どこに行くのかわかっていない人が多い
- 一時避難所に考えている町内会館が手狭である
- 災害時の支援可能者の情報が把握できない。特に若い人の動向が不明

(ヒアリング調査で提案された具体的対応策)

- 避難場所や避難ルート確保、避難訓練など、集合住宅も含めて町内ごとの取組が必要。そのため、サロンの開催等で要援護者を把握
- 地区ごとに話し合って災害時の各機関の役割分担を整理
- 要援護者情報を地域と関係機関（地域包括支援センターなど）で共有することで連携と役割分担で支援を行う
- 地域・町内会ごとにマニュアルを作成（昼夜それぞれのマニュアル、関係団体の役割分担、市で作成指導）
- 避難所の設定と周知（町内会で独自に一時避難所、集合住宅住民への周知、企業ビルやマンションの一時避難所に設定）
- 災害時の避難支援プランのモデル町内会や先進地区の取組を周知（マニュアル作成、要援護者マップ作成など）
- 地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会で作成した災害対応ガイドラインの活用
- 福祉避難所として物資の備蓄や地域との連携が必要
- 母子世帯なども支援の対象として把握が必要
- 障がい者世帯も参加して、避難訓練を徹底して行う
- 個別避難支援プランの推進と活用（役割分担や支援者、地域包括支援センターの役割を明示する、防災部門で要援護者の避難場所等の検討）
- 地域、行政と企業の連携（社屋を一時避難所に提供、倉庫等空きスペースを備蓄庫に、企業の自衛消防隊で地域の避難支援や避難訓練に協力）
- 行政が地域と企業の連携を仲立ち（企業向け説明会開催、重点地区の企業に協力依頼、地域と企業の協議の場を設定しニーズと支援をマッチング）
- 被災後の訪問介護などの福祉サービスの継続と維持のため、ガソリンの優先供給や二次的な緊急車両の指定の検討
- スマートフォンなど、情報技術を活用した緊急時の支援策の検討
- 小学校と児童館が連携して、災害時の子どもの避難・下校等の体制構築

(ワークショップで提案された具体的対応策)

- 年齢・体力を重視した実質的な支援ネットワークの組織化(自主防災組織、町内会、NPO・ボランティア、地区社協や民生委員・児童委員、福祉事業者等)
- 行政からの要援護者情報を町内会長、民生委員・児童委員で情報共有や近所・町内会の班ごとなど単位内の在宅者の把握
- 隣近所で見守りグループを結成。日頃から異常時の連絡対応を訓練
- 誰が誰を助けるかや災害時の声かけの担当者を決めておく(班単位の取組や役員や福祉協力員への割りあてなど)
- 福祉災害マップ等による要援護者宅の把握
- 町内会の一時避難場所と物資の備蓄
- 指定避難場所や町内の一時避難場所の周知(シール配布等)
- 普段交流のない方への声かけ
- 定期的な避難訓練、防災訓練の実施で慣れる。訓練に要援護者が参加(高齢者、身体・知的障がい者など)。平時からの防災教育の義務づけ
- 避難ルートや避難手段の確認(時間ごとの対応や複数の避難ルートなど)
- 人材の確保(婦人部や福祉協力員、保健師・看護師OB等)
- 要援護者ごとの個別避難支援プランの作成
- 福祉事業者との連携や相談窓口など、避難所運営マニュアル作成
- 行政による避難所設置のための物資・機材整備等
- 自助が必要(家族と話し合い、避難場所の確認、懐中電灯、ハキモノ等)
- 要援護者は自助ができず、誰かが見てあげる必要があり、制度化できない(町内の防災担当者の見回り、家具転倒防止等)
- 「市災害対策基本条例」の自助の項目をパンフレット等で各世帯に周知

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ

第1次計画（平成16年3月策定）では、「福祉＝しあわせ」、本市がめざす地域福祉像を「地域のしあわせをみんなで築いていくこと」とし、これを市民一人ひとりが共有し、地域社会のエンパワーメント（力を引き出すこと）を図ることをめざしました。

第2次計画（平成21年3月策定）では、この地域福祉像を基本理念とし、重点事業などにより取組が次段階へ移行することをめざし、地域福祉を推進してきました。

その後、少子高齢化による地域の担い手不足や福祉課題の複雑化が一層進む中、地域福祉を進める各主体のこれまで以上の連携が必要となっています。

また、これまで「支えられる側」と考えられてきた、高齢者や障がい者などであっても、自分の能力・経験を生かせるような場と機会が必要です。

さらに、地域の絆、家族の絆、人と人との絆は、誰もが社会的に孤立・排除されることなく「つながり」を持って支え合いながら共生していくこと（社会的包摂）にも結びつくものであり、東日本大震災の経験を受け、こうした絆の大切さが見直されています。

地域福祉の推進とは、公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担による支え合い、助け合いのもと、誰もが身近な地域で、自分の経験や能力を生かしながら、生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりをめざすことです。

本計画では、第2次計画の基本理念を引き継ぎ、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、この計画に基づいて、誰もが自分の能力を生かして参加し、地域福祉の様々な主体が連携しながら（みんなでつながり）、地域福祉（地域のしあわせをみんなで築いていくこと）を推進していくこととします。

この基本理念は、県都『あきた』成長プラン（第12次秋田市総合計画・平成23年3月策定）がめざす基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」を実現するためのものであり、分野別将来都市像「健康で安全安心に暮らせるまち」「家族と地域が支えあう元気なまち」と相互に補完するものです。

2 基本目標

地域福祉の基本理念である「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」とは、「公・共・私の社会的努力によって、誰もが自分の能力を発揮しながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援することである」ということができます。

そこで、基本理念のもと、本計画において推進する基本目標を次の4つとしました。

これは、前章で整理した地域福祉の推進に必要な取組を踏まえ、人づくり、地域づくり、サービスと相談支援のしくみづくり、福祉のまちづくりの4つの柱としたものです。

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの「私の努力（自助）」を引き出し、高齢者や障がい者などを含め、市民一人ひとりの「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促すため、その前提となる市民一人ひとりのエンパワーメント（力を引き出すこと）を進めるとともに、「共の努力（共助）」の中核となる担い手を育成することをめざします。

基本目標2 担い手の連携による支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら「共の努力（共助）」による具体的な地域福祉活動が活性化することをめざします。

基本目標3 利用者に向けた福祉サービスと相談支援のしくみづくり

生活のセーフティネットとして「公の努力（公助）」による福祉サービスが公平公正に機能すること、適切なサービスを受けるための相談支援体制を充実させることをめざします。

基本目標4 だれもが暮らしやすい福祉のまちづくり

福祉サービス以外の面でも、日常生活の場や、さらに災害時などに備えて、「公・共・私の努力」によって暮らしを支える環境をつくることをめざします。

3 取組の基本原則

- (1) エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想の反映
- (2) 地域の絆づくり
- (3) 公・共・私の役割分担
- (4) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

(1) エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想の反映

少子高齢化、人口減少の急速な進行に対応するため、本市では、秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想を推進しています。これは、高齢者を「支えられる側」という視点だけでとらえるのではなく、市民一人ひとりが高齢になっても、これまでの経験や能力に応じて、社会の支え手として活躍の場と機会を得られる仕組みづくり、支えが必要になった場合でもその人らしくいきいきと暮らせる「高齢者にやさしい都市」の実現に向けて取り組み、今後の本市の成長と発展のエネルギーとしていくというものです。

本市では、この構想を本市の施策全般において必要不可欠な視点と位置づけるとともに、県都『あきた』成長プラン（第12次秋田市総合計画）において、成長戦略のひとつに位置づけ、重点的に取り組んでいます。

地域福祉の理念とは、「誰もが自分の能力を発揮しながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援すること」であることから、要介護者や障がい者などの要援護者、子育て中の親と子など、誰にとってもやさしいまちづくりにつながる、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想の反映を、計画の取組推進にあたっての基本原則とします。

(県都『あきた』成長プランより抜粋)

戦略5 エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現

秋田市を元気にする原動力は人そのものです。したがって、誰もがそれぞれの能力や意欲に応じて社会参加できる環境をつくることは、成長の基礎となります。

2024年には約3人に一人が高齢者になると推計され、かつてない超高齢社会を迎えることから、これからは高齢者をはじめから意識した「高齢者にやさしい都市」にならなければなりません。

このようなまちは、健康な高齢者はもちろん、介護が必要な高齢者や障がい者、子育て中の親や子どもなど、誰にでもやさしいまちとなります。

高齢化に適応しながら、誰もが可能性や意欲を制約されない寛容な支えあいの社会をつくるため、まちづくりから人々の意識に至るまで、総合的なアプローチで社会システム全体を見直すことが必要です。

エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）は、誰にでもやさしい都市であるのか？

本市が進めるエイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想は、誰にとってもやさしい都市であるとしていますが、本当でしょうか。エイジフレンドリーシティの概念を提唱した世界保健機関（WHO）が、その考え方をまとめた「WHO『アクティブ・エイジング（いきいき高齢期）』の提唱－政策的枠組みと高齢者にやさしい都市ガイド」の中では、次のように解説されています。

アクティブ・エイジングは生涯に渡るプロセスであるため、高齢者にやさしい都市は「老人にやさしい」だけではない。

バリアフリーの建物や道路によって老若を問わず障害者の可動性と自立性が向上する。近隣が安全なら、子ども、若い女性、高齢者が自信を持って外に飛び出して体を動かすレジャーや社会活動に参加することができる。高齢者が地域社会からの支援や必要な保健サービスを受けていれば、その家族はストレスを受けることが減る。高齢者がボランティアや賃金労働に参加すれば地域社会全体が利益を得る。最後に、高齢成人消費者をお得意様とすることで地域経済が潤う。

WHO「アクティブ・エイジング（いきいき高齢期）』の提唱－政策的枠組みと高齢者にやさしい都市ガイド

（編著：WHO 翻訳：日本生活協同組合連合会医療部会 / 萌文社刊）より抜粋

このガイドの中では、「アクティブ・エイジング」を「人々が歳を重ねても生活の質が向上するように、健康、参加、安全の機会を最適化するプロセス」と定義しており、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想のもとになる考え方です。ここでは、エイジフレンドリーシティを実現するための取組を行っていくことで、地域のすべての人に効果が現れることを述べています。

また、エイジフレンドリーの精神の普及を図るとともに、誰もが生き活きと過ごせる街づくりを目的に設立された「エイジフレンドリーあきた市民の会」という市民活動団体があります。この団体は、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」の策定のために開催した、同行動計画作業部会の参加者を中心に、平成25年3月26日に設立された市民活動団体であり、民間レベルでの様々な活動に取り組んでいます。この市民の会のホームページでは、「わたしたちの思い」として、次の文章が掲載されています。

わたしたちの思い

ふるさと秋田は、四季折々、まばゆいばかりの色彩と実りにあふれています。

「山水皆これ詩の国秋田」とは、秋田県民歌の一節ですが、大自然がもたらす大きな恵みに感謝せざるを得ません。

ふるさとは「自然」も「そこに住む人」もまことに豊かで、当市民の会は「秋田に住んでよかった」「ふるさとは誇りに思える街」を目標に活動をスタートさせました。

「エイジフレンドリーシティ」とは「高齢者にやさしい都市」と訳されておりますが、市民の会の立上げの話合いの中で「高齢者だけじゃないよね?」「高齢者を特別視しないで!」という思いに至り「エイジフレンドリーシティ」とは、子どもにも、若者にも、高齢者にも・・・すべての世代にとって優しいまちである、ことを確認し合いました。

私の夢が仲間の夢となり、仲間の夢が市民の夢となるよう、思いを温めながら、秋田の新しい社会モデルとなるような事業を展開して参ります。

市民の皆さまとともに秋田の良さを実感し、夢が膨らむよう、まず私たち自身が「ワクワク」「ドキドキ」する事業のアイデアを創出したいと考えております。その際のキーワードは「未来志向」です。

「エイジフレンドリーあきた市民の会」の事業に対し、多くの市民の皆さまのご理解とご参加をお願い申し上げます

エイジフレンドリーあきた市民の会ホームページ <http://www.af-akita.org/>

このように、市民活動団体である、あきた市民の会でも、エイジフレンドリーシティは、「子どもにも、若者にも、高齢者にも・・・すべての世代にとって優しいまち」としてとらえ、その前提に立って、取組を進めています。

以上のことから、エイジフレンドリーシティ構想は、「高齢者にやさしい」だけではなく、すべての世代にとっても優しいまちづくりにつながるものであると言えます。

(2) 地域の絆づくり

豊かで安らぎに満ちた生涯をおくるためには、災害などのリスクへの備えとなり、いじめや家庭崩壊などの課題解決の端緒ともなる、家族や地域、人の絆づくりが必要です。

また、こうした絆づくりは、誰もが社会的な孤立や摩擦から解放され、構成員として社会とのつながりを持ち、社会的に支え合いながら暮らしていくこと（社会的包摂、社会的共生）につながるものです。

そのため、県都『あきた』成長プラン（第12次秋田市総合計画）では、家族・地域の絆づくりを、成長プラン推進における視点のひとつに位置づけ、本市の事務事業の企画立案、実施、評価にあたり、留意するものとしています。

したがって、地域福祉計画における取組については、市民一人ひとりがお互いを大切に、支え合い、助け合いのもとで地域で自立した生活ができるよう、地域の絆づくりを共通の基本原則とします。

（県都『あきた』成長プランより抜粋）

家族と地域は

【現状分析】ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、家族のコミュニケーションが不足したり、地域における住民同士の交流や日常的な協力などのつながりが希薄になる傾向にあります。

【目指すべき将来】家族や地域を礎とした人と人との強い絆のもと、支えあい助けあう社会の形成を目指します。

【対応】人と人との「信頼」「親愛」「思いやり」の心を市民一人ひとりがはぐくみ、家族から地域へ、地域から社会へ、さらには次の世代へと伝え広げていくよう、絆づくりの気運を醸成します。

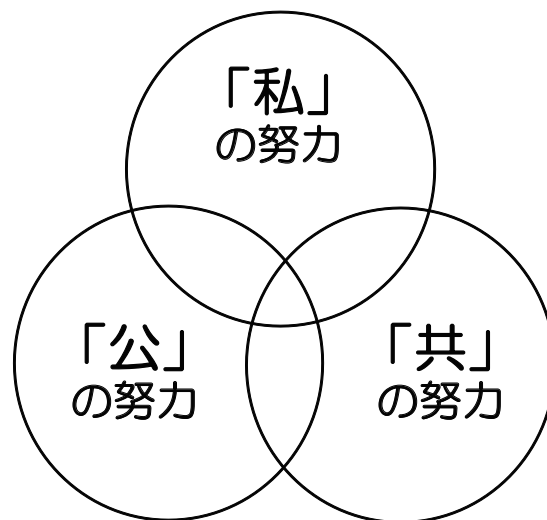
(3) 公・共・私の役割分担

①公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担

複雑化、多様化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

第1次計画、第2次計画においては、様々な課題解決の基本構造として、「公・共・私の社会的努力」が必要であることを述べましたが、これを引き継ぎ、次のとおりそれぞれの役割を分担し、取り組んでいくことを基本原則とします。

課題解決の基本構造



<p>「公の努力」 (行政の役割－公助)</p>	<p>福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供 複雑化する福祉課題への対応 市民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進 地域福祉の担い手や関係機関の連携の促進</p>
<p>「共の努力」 (地域等の役割－共助)</p>	<p>地域社会における相互扶助 地域内の団体や関係機関の連携 ボランティア・NPOなどの市民活動による支援 市場（民間）における商品やサービスの提供</p>
<p>「私の努力」 (市民の役割－自助)</p>	<p>個人の自立と家族での支え合い 近隣との良好な関係づくり 共助・公助への参加・参画</p>

②担い手の役割と協働

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第4条の規定のとおり、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組むよう努めていく必要があります。

秋田市社会福祉協議会	「地域福祉活動計画」に基づき地域福祉活動の中心的な推進役を担うことが期待されます。
地区社会福祉協議会	秋田市社会福祉協議会との連携のもと、小地域（地区）における地域福祉活動の中核を担うことが期待されます。
民生委員・児童委員 (民生児童委員協議会)	支援を要する人の発見、援助、関係機関との橋渡しに努め、また、地域福祉の促進者として、行政や社会福祉協議会、地縁団体、関係機関等と連携した活動が期待されます。
社会福祉事業者 (社会福祉施設)	福祉サービスの充実や利用しやすい環境づくりに努めるとともに、地域の福祉資源として地域社会との積極的な関わりが期待されます。
市民活動団体	ボランティア団体・NPO法人は、地域福祉活動の実践を通して市民の福祉を向上させることが期待されます。 地区市民憲章推進協議会など小地域（地区）ごとに組織された各種団体は、地域社会の一員として地域ぐるみの地域福祉活動への参加・参画が期待されます。
地縁団体 (町内会・自治会等)	地域社会の基礎的な共同体として住民に最も身近に関わることが期待されます。 また、その連合組織は、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。
行政（市）	公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理念と目標、取組の基本的方向などを市民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動を支援します。また、計画の実現に向けた調整、管理を担います。 地域包括支援センターは、地域団体や関係機関と連携して、高齢者の安心なくらしのため、地域包括ケアを推進します。

(4) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

地域社会の実情を踏まえ、重層的なとらえ方をすることとし、公的な福祉サービスは全市あるいは地域レベル、その他の福祉サービス・サポートはおもに小地域レベルでの取組を推進することとします。

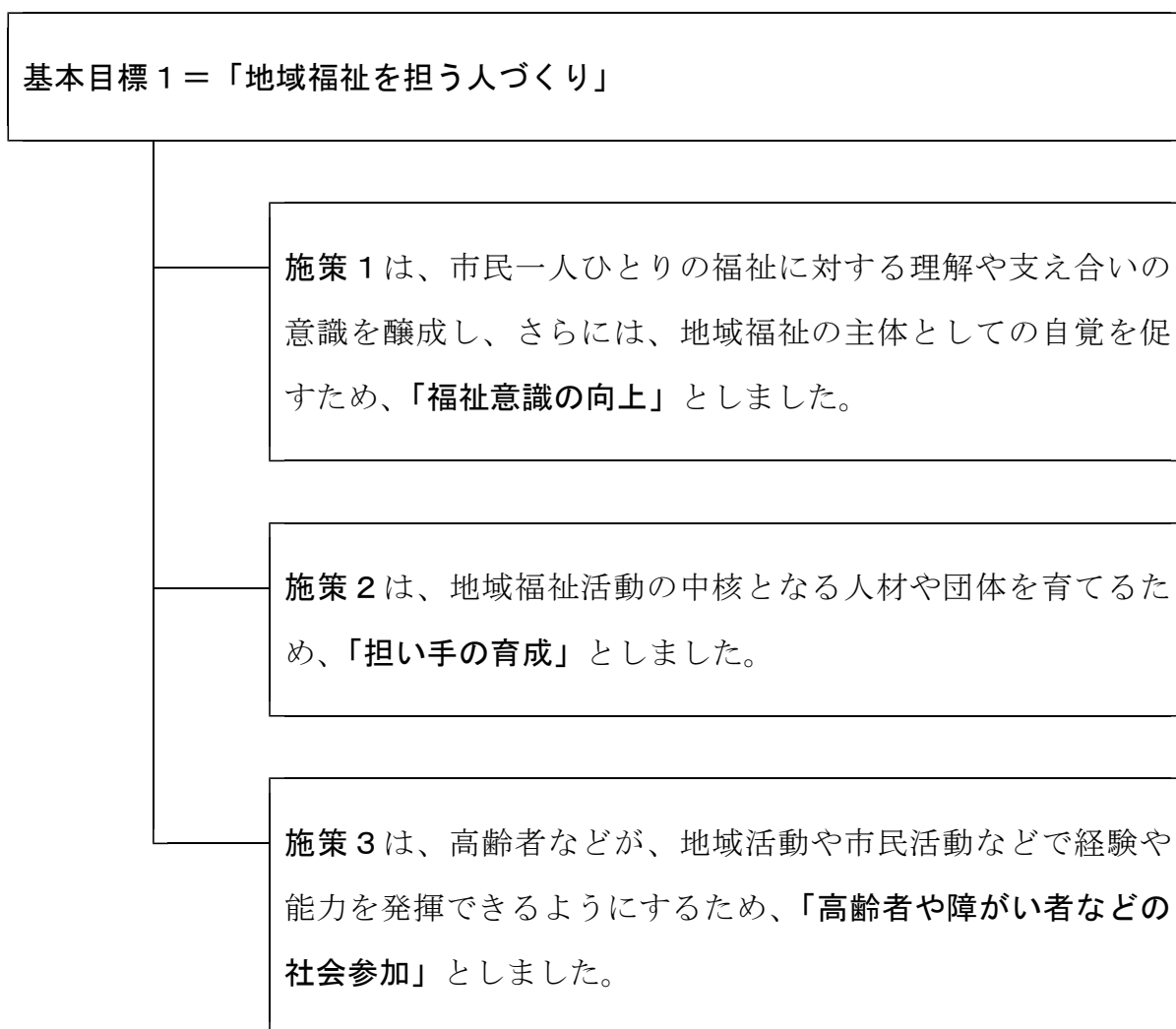
<p>地 域 (5または7ブロック)</p>	<p>県都『あきた』成長プランでは、中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域を設定して地域別の整備方針を定めており、市のまちづくりは原則としてこの7地域が単位となりますが、秋田市高齢者プランでは、河辺および雄和地域をそれぞれ東部および南部地域に含めた5地域を日常生活圏域として設定しており、圏域内で地域生活に必要な福祉サービスの提供が完結することをめざしています。</p>
<p>小地域（地区） (概ね38ブロック)</p>	<p>いわゆる昭和の大合併以前の旧町村又は小学校区を単位として、振興会（各種団体の連合組織）や町内会連合会、福祉分野では、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会などの各種団体が形成され、実質的にいわゆるコミュニティに相当する圏域です。各団体の区域は必ずしも一致していませんが、住民の地域活動の単位として最も重要な単位です。</p>
<p>近 隣 (約1,000ブロック)</p>	<p>小地域における活動の基礎単位である町内会・自治会を想定。民生委員・児童委員や福祉協力員の活動単位でもあります。町内会の標準的な規模は100世帯前後ですが、最小2世帯、最大806世帯で、活動の実情には大きな差異が認められることから、それぞれの特性に応じた活動が必要です。</p>

4 施策の体系

(1) 基本目標1「地域福祉を担う人づくり」を達成するための施策

基本目標1では、市民一人ひとりの「私の努力（自助）」を引き出し、高齢者や障がい者などを含め、市民一人ひとりの「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促すため、その前提となる市民一人ひとりのエンパワーメント（力を引き出すこと）を進めるとともに、「共の努力（共助）」の中核となる担い手を育成することをめざします。

そこで、基本目標1を達成するための施策として、地域福祉を推進するために必要な取組を踏まえて、以下の3つを設定しました。



(2) 基本目標2「担い手の連携による支え合いの地域づくり」を達成するための施策

基本目標2では、地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら、「共の努力（共助）」による具体的な地域福祉活動が活性化することをめざします。

そこで、基本目標2を達成するための施策として、地域福祉を推進するために必要な取組を踏まえて、以下の4つを設定しました。

基本目標2＝「担い手の連携による支え合いの地域づくり」

施策4は、日常生活において、住民一人ひとりが地域社会とのつながりや信頼関係を育み、地域で孤立する人をなくすとともに、地域で支え合い、協力し合うことのできる関係づくりを進めるため、「**住民同士の交流**」としました。

施策5は、生活課題を地域住民が共有し、住民が主体的に地域活動に参加して支え合うことができる地域社会を形成していくため、「**地域コミュニティ活動の推進**」としました。

施策6は、ボランティアやNPO、住民団体などの多様な民間主体等による地域福祉活動を促進するため、「**地域福祉活動の推進**」としました。

施策7は、多様化・複雑化する福祉課題に対し、様々な担い手が連携して取り組むことで地域福祉活動がさらに発展するよう、「**担い手の連携による取組の推進**」としました。

(3) 基本目標3「利用者にあった福祉サービスと相談支援のしくみづくり」を達成するための施策

基本目標3では、生活のセーフティネットとして「公の努力（公助）」による福祉サービスが公平公正に機能すること、誰もが適切なサービスを受けるための適切な相談支援を充実させることをめざします。

そこで、基本目標3を達成するための施策として、地域福祉を推進するために必要な取組を踏まえて、以下の3つを設定しました。

基本目標3＝「利用者にあった福祉サービスと相談支援のしくみづくり」

施策8は、生活のセーフティネットとして、福祉保健サービスを体系的に整備するため、「福祉保健サービスの提供」としました。

施策9は、利用者が供給されるサービスに関する必要な情報を容易に入手でき、サービスを選択するにあたって適切な助言が得られるようにするため、「情報の提供と相談体制の充実」としました。

施策10は、社会的弱者が地域で安心して生活できるような支援体制を整備し、また、サービスの利用が困難な人であっても、必要とするサービスに適切に結びつけられるようにするとともに、利用者の立場に立ったサービス供給を確保するため、「社会的包摂とサービス利用の支援」としました。

(4) 基本目標4「だれもが暮らしやすい福祉のまちづくり」を達成するための施策――

基本目標4では、福祉サービス以外の面でも、日常生活の場や、さらに災害時などに備えて、「公・共・私の努力」によって暮らしを支える環境をつくることをめざします。

そこで、基本目標4を達成するための施策として、地域福祉を推進するために必要な取組を踏まえて、以下の3つを設定しました。

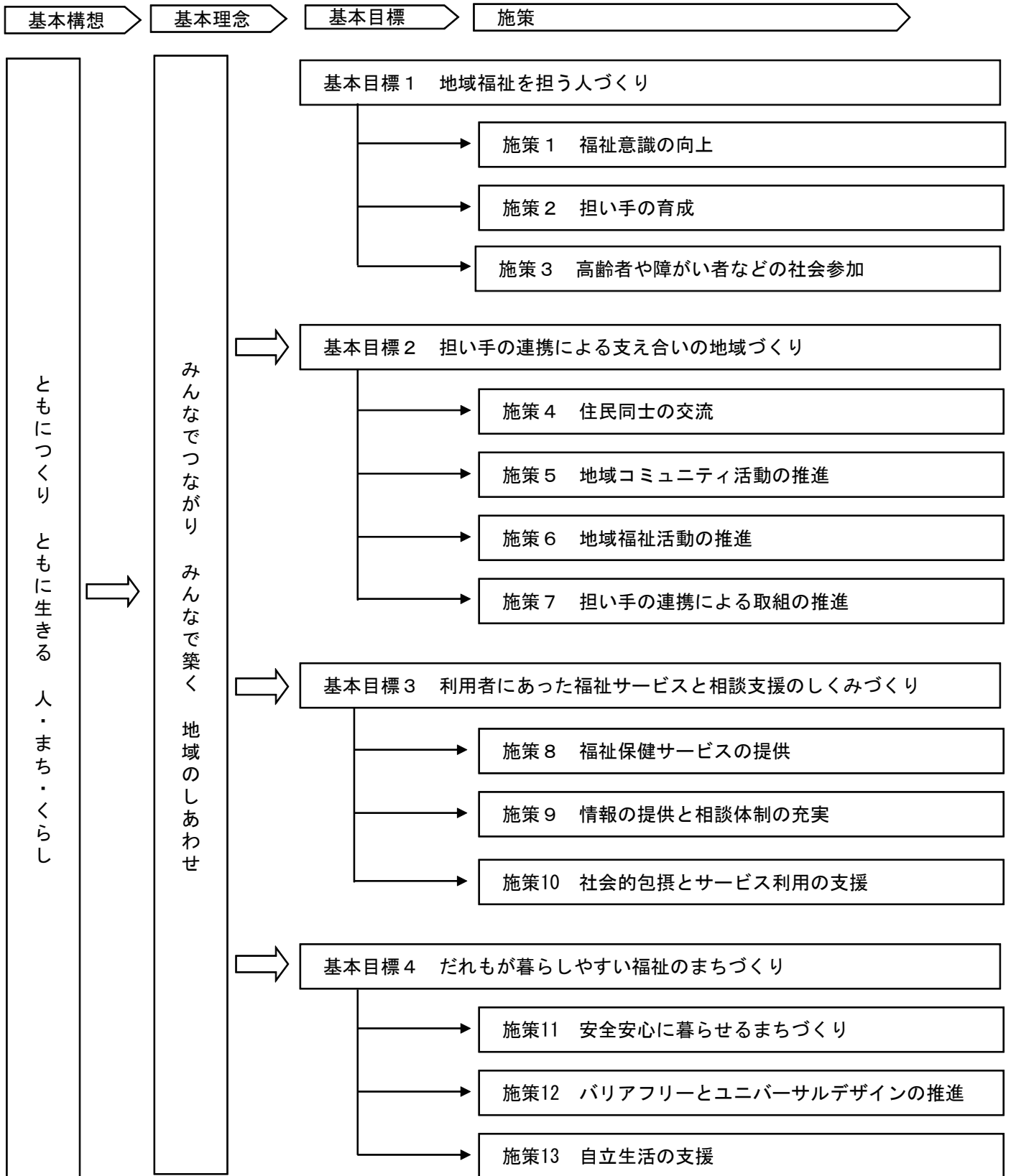
基本目標4 = 「だれもが暮らしやすい福祉のまちづくり」

施策11は、日常生活をおびやかす様々なリスクを回避するため、「安全安心に暮らせるまちづくり」としました。

施策12は、子どもや高齢者、障がい者でも快適で安全に暮らすことができる都市環境を整備するため、「バリアフリーとユニバーサルデザインの推進」としました。

施策13は、自立した生活が継続できるよう支援するため、「自立生活の支援」としました。

(5) 施策体系のまとめ



第4章 計画の取組

前章で整理した施策の体系に沿って施策の基本的な方向を示し、施策ごとにその具体的な取組や市民・地域に期待される役割などをまとめて示します。

《市の取組》

施策の基本的な方向に沿って今後5年間の市の取組の方向をまとめています。

※他計画の関連部分：高齢者プランなどの福祉保健部門の実施計画やエイジフレンドリーシティ行動計画の関連部分を掲載し、各取組の進捗状況を把握可能にしています。

文中の略称：（高齢者）＝第7次秋田市高齢者プラン、（障がい者）＝第4次秋田市障がい者プラン、（次世代）＝秋田市次世代育成支援行動計画後期計画、（健康あきた）＝第2次健康あきた市21、（エイジ）＝秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画

《市民・地域に期待される役割》

市民や地域（秋田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、市民活動団体、地縁団体など）に期待される役割をまとめています。

《参考となる取組事例》

先駆的取組や参考となる取組の事例を紹介しています。

《目標指標等》

福祉部門の実施計画などによる進捗状況の把握のほかに、各施策の達成度を測るため、計画最終年度の目標指標等を設定します。なお、計画策定時に設定していないものについては、計画を進行しながら追加することとします。

第4章 計画の取組

○各施策ごとの《市の取組》一覧

基本目標	施策	取組	頁
基本目標 1 地域福祉を担う 人づくり	施策 1 福祉意識の向上	福祉教育の推進	94
		家族や地域の絆づくりの推進	95
		男女共生社会の推進	95
		エイジフレンドリーシティ構想の推進	95
		地域福祉・地域福祉活動のPR	95
	施策 2 担い手の育成	民生委員・児童委員活動の推進	97
		福祉協力員活動の促進	97
		地域保健推進員活動の推進	97
		福祉ボランティア活動の促進	98
		市民活動の促進	98
		地域活動の担い手育成の支援	98
	施策 3 高齢者や障がい者 などの社会参加	認知症サポーターの養成	98
		介護支援ボランティアの推進	100
		傾聴ボランティア養成事業の推進	100
		生涯学習(社会参加活動)の推進	100
		老人クラブ活動の活性化	100
		障がい者の社会参加の促進	101
		障がい者相談員の設置	101
基本目標 2 担い手の連携に よる支え合いの 地域づくり	施策 4 住民同士の交流	放課後児童の支援	101
		ファミリー・サポート・センターの運営	101
	施策 5 地域コミュニティ活動 の推進	公民館等における世代間交流事業の推進	103
		市民スポーツの振興	104
		いきいきサロン事業の推進	104
		地域自治活動の支援	106
		地域コミュニティ活動への支援	106
		自治活動拠点の整備	106
	施策 6 地域福祉活動の推進	市民憲章推進協議会の活動支援	106
		地域愛形成事業の推進	107
		子ども会活動への支援	107
		社会福祉協議会の活動の支援	109
		地域保健・福祉活動推進事業	109
		親子のふれあい広場事業	109
		エイジフレンドリーシティ構想に基づく市民活動の推進	110
	施策 7 担い手の連携による 取組の促進	地域福祉推進関係者連絡会の開催	110
		個人情報保護と適切な管理への理解促進	110
高齢者等の見守りネットワーク		113	
地域子育て支援ネットワーク事業		113	
地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組		113	
学校と地域社会との連携	114		
地域包括ケアの推進	114		

基本目標	施策	取組	頁
基本目標3 利用者に合った 福祉サービスの しくみづくり	施策8 福祉保健サービスの 提供	高齢者福祉の充実(基本方向)	116
		障がい者福祉の充実(基本方向)	116
		児童福祉・子育て支援の充実(基本方向)	117
		地域保健の充実(基本方向)	117
		サービスの対象とならない課題への対応	117
		生活保護の適正実施と自立支援の促進	117
		福祉医療費給付事業	117
		社会福祉法人および事業者の指導監査等	117
	施策9 情報の提供と相談体 制の充実	広報紙、小冊子等による情報の提供	119
		地域包括支援センターの運営	119
		障がい者への相談支援事業	120
		子育て家庭等に関する相談支援の充実	120
		精神保健対策事業の推進	120
		ふれあい福祉相談センター	120
		相談活動の充実	120
		各種相談窓口のPR	120
		各種相談機関等との連携	121
		潜在化しているニーズの把握	121
	施策10 社会的包摂とサービス 利用の支援	民生委員・児童委員による個別援助活動	122
		成年後見制度利用支援事業	122
		高齢者、障がい者、児童等への虐待防止	122
		市民小口資金の貸付け	123
		生活困窮者への相談対応	123
基本目標4 だれもが暮らし やすい福祉の まちづくり	施策11 安全安心に暮らせる まちづくり	自主防災組織の育成強化	124
		要援護者への防災・災害情報の提供	124
		災害時要援護者の避難支援	125
		地域における除排雪体制の構築	125
		高齢者や障がい者宅の除排雪支援	125
		消費者啓発	125
		交通安全対策	126
		火災予防の推進	126
		応急手当の普及、救急救命体制の整備	126
		地域防犯の強化	126
		民間企業等との連携による見守り体制構築	126
		認知症高齢者の地域生活への支援	126
		自殺対策事業	127
	施策12 バリアフリーとユニ バーサルデザインの 推進	住宅環境の整備	130
		安全な歩行者空間の確保	130
		既存公共施設等のバリアフリー化の促進	130
		都市公園のバリアフリー化	131
		新庁舎等の新設公共施設のユニバーサルデザインの推進	131
	施策13 自立生活の支援	市民の健康づくりの推進	132
		健康づくり・生きがいづくり支援事業	132
		高齢者就業機会確保事業	132
		移動手段(公共交通)の確保	132
		高齢者コインバス事業の推進	133
障がい者への交通費補助		133	
移動支援事業		133	
福祉有償運送		133	
高齢者軽度生活援助事業		133	
市営住宅における入居要件の緩和		134	
高齢者や障がい者の住環境の整備	134		

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの「私の努力（自助）」を引き出し、高齢者や障がい者などを含め、市民一人ひとりの「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促すため、その前提となる市民一人ひとりのエンパワーメント（力を引き出すこと）を進めるとともに、「共の努力（共助）」の中核となる担い手を育成することをめざします。

施策 1 福祉意識の向上

施策 2 担い手の育成

施策 3 高齢者や障がい者などの社会参加

施策 1 福祉意識の向上

市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促すため、学校教育における福祉教育の推進や、市民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及、地域福祉活動のPRに取り組みます。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
福祉教育の推進	<p>学校や地域の実情に応じて、障がい者や高齢者、幼児等との交流や体験的な活動を取り入れた小・中学生の福祉教育の一層の充実に努めます。[教育委員会]</p> <p>(障がい者) 1-1-1 公共媒体等を活用した普及啓発活動、5-1-3 心のバリアフリーの推進など / (エイジ) 5-1-1 学校教育における高齢者・高齢社会に関する教育の推進</p>

<p>家族や地域の絆づくりの推進</p>	<p>絆を大切にする気運の醸成に向けた施策、事業を展開することにより、人と人とのつながりを深め、家族・地域の絆づくりの一層の浸透を図り、市民活動の実践に結びつけていくよう努めます。[市民生活部]</p> <p>(エイジ) 5-1-2 高齢者、高齢社会に関するプラスイメージの創出</p>
<p>男女共生社会の推進</p>	<p>「男女共生社会」についての意識が、これまで以上に市民の日常生活に広く浸透し、実際の行動に現れるよう意識啓発および実践的取組みを進め、男女共生社会から市民共生社会へとつながるよう努めます。[市民生活部]</p> <p>(エイジ) 5-1-2 高齢者、高齢社会に関するプラスイメージの創出／(障がい者) 1-1-2 イベント等を活用した相互交流の促進、5-1-3 心のバリアフリーの推進／(次世代) 4-1-404 男女共生意識の啓発</p>
<p>エイジフレンドリーシティ構想の推進</p>	<p>秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画に基づき、高齢者にやさしい都市の確立を目指すため、出張出前講座や広報による情報発信など様々な方法により、市民への意識啓発を行います。[福祉保健部]</p> <p>(エイジ) 計画全般／(高齢者) 1-(2) 老人福祉の周知、啓発</p>
<p>地域福祉・地域福祉活動のPR</p>	<p>リーフレット等の配布や各地区の地域福祉を推進する団体の長を集めた連絡会の開催や地区ごとのワークショップ、説明会を開催するなどして、地域福祉の理念の普及啓発や地域福祉活動の実践事例の紹介により地域福祉活動の促進を図ります。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 2-2-4 孤立死防止への対応強化、5-4-2 災害時の避難支援体制の整備など</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 家庭内での福祉教育に取り組む。[市民]
- 地域や行政が開催する福祉学習の機会に積極的に参加する。[市民]
- 地域福祉への理解、人権に対する理解を深める。[市民]
- エイジフレンドリーシティ構想への理解を深める。[市民]
- 自己実現、社会参加の意識を高める。[市民]
- 福祉教育の推進を図る。[地域]
 - ▷子どもが福祉活動に参加する機会をつくる。[地域]
- 住民の意識啓発に取り組む。[地域]
- 地域福祉活動をPRする。[地域]
 - ▷秋田市社会福祉大会の開催や広報活動の充実など [秋田市社会福祉協議会・秋田市民生児童委員協議会]
- 社会福祉協議会への市民の理解と参加を促進する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉施設を開放して住民が福祉を身近に感じられる機会をつくる。[社会福祉事業者]

《参考となる取組事例》

泉の福祉ふれあいまつり

泉地区社会福祉協議会では、泉小学校、同PTA、泉地区民生児童委員協議会の共催により、毎年、泉小学校体育館等を会場に、福祉体験発表やふれあい交流、ふれあい学習などを行い、子どもから高齢者までが福祉にふれあう機会をつくっており、これまで21回開催されています。泉中学校、社会福祉施設、保育所、老人クラブ、身体障害者協会など様々な団体の参加により、地域社会の連携が深まっています。

秋田市エイジフレンドリー思いやりコンテストの開催

エイジフレンドリーシティ精神の普及と誰もが生き生きと過ごせる街づくりを目的に設立された市民活動団体、「エイジフレンドリーあきた市民の会」では、市内の幼稚園・保育園児、小中学生などを対象に、絵や作文、標語を募集し、優秀作品の発表会、表彰を行っており、これにより、エイジフレンドリー精神の普及と高齢者をはじめすべての世代の人々に対する思いやりの心の醸成を目指しています。

《目標指標等》

指 標	現 状 (24年度)	目 標 (30年度)
地域福祉の取組に関わっている人 ※1	5.6%	10.0%
地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人 ※1	60.6%	66.7%

※1 地域福祉市民意識調査による。肯定的に理解している人は、取組に関わっている人と理解しているが行動には至っていない人との合計

施策2 担い手の育成

地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てるため、民生委員・児童委員、福祉協力員、地域保健推進員など地域で中核となる人材の育成と活動支援に取り組むとともに、ボランティア団体やNPOなど市民活動団体の活動を促進します。また、地域福祉に興味を持つ住民など、地域福祉の新たな担い手の育成支援に取り組みます。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
民生委員・児童委員活動の推進	<p>民生委員・児童委員が地域社会において住民の立場に立ち、行政や関係機関との橋渡しや地域団体との連携を進めながら活動できるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対する活動支援を継続して行います。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 2-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、2-2-4 孤立死防止への対応強化など/(エイジ) 8-5-1 地域と行政の連携による見守り</p>
福祉協力員活動の促進	<p>地域ボランティアとして秋田市社会福祉協議会が町内会単位での設置を地区社会福祉協議会に呼び掛けている福祉協力員の活動を促進します。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 2-(3) 安心な暮らしの確保/(障がい者) 2-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備/(エイジ) 8-5-1 地域と行政の連携による見守り</p>
地域保健推進員活動の推進	<p>地域保健推進員が地域の実情に応じて開催する健康教室等に保健師や栄養士、歯科衛生士を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。[保健所]</p> <p>(エイジ) 8-4-1 支え合いの地域づくり/(健康あきた) 計画全般</p>

第4章 計画の取組

<p>福祉ボランティア活動の促進</p>	<p>秋田市社会福祉協議会が運営している秋田市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録、紹介のほか、講座等を開催し、福祉ボランティアへの市民理解を促進するとともに、学生や高齢者など誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。また、冬期間の除雪ボランティアの促進や災害時のボランティア活動の体制づくりを行います。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 4-2-2ボランティアの養成と活動支援体制の整備／(エイジ) 6-1-1 高齢者のボランティア活動の促進と受け入れ先の整備</p>
<p>市民活動の促進</p>	<p>市民の主体的な活動の場としての「市民交流サロン」に、市民活動アドバイザーを配置して、相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業などを展開し、市民活動への参加機会の拡充を図ります。[市民生活部]</p> <hr/> <p>(エイジ) 6-1-1 高齢者のボランティア活動の促進と受け入れ先の整備</p>
<p>地域活動の担い手育成の支援</p>	<p>町内会・自治会等地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、地域活動の担い手育成を支援します。また、地域活動の新たな担い手確保のため、町内会役員未経験者などへの研修参加の働きかけや新たな担い手育成支援策を検討します。 [福祉保健部・市民生活部]</p> <hr/> <p>(エイジ) 8-4-1 支え合いの地域づくり</p>
<p>認知症サポーターの養成</p>	<p>地域や職場において、養成講座を開催することで、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターの養成に努めます。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(3) 安心な暮らしの確保／(エイジ) 8-5-1 地域と行政の連携による見守り</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 地域福祉の担い手として自らの知識や経験を活用する。[市民]
- 民生委員・児童委員、福祉協力員などの公益的なボランティアについて理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]
- 市民活動について理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]

- 地域における人材の発掘、活用に取り組む。[地域]
 - ▷福祉協力員の拡充と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷ボランティアの育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷社会参加、自己実現の場を求める市民を市民活動に結びつける。[市民活動団体]
- 地域福祉関係者の研修会を開催する。[秋田市社会福祉協議会]
- 地区社会福祉協議会の活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- ボランティア団体の活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉以外の活動を担う団体が、活動の範囲を福祉の領域に広げる。[市民活動団体]

《参考となる取組事例》

福祉協力員

地域での見守りの必要な世帯への声かけ等を通しての安否確認や福祉情報の提供、地区社会福祉協議会の地域福祉活動への協力等を行う地域ボランティアで、36地区で1,397人（平成24年度末）が地区社会福祉協議会の委嘱により活動しています。

地域保健推進員

市民の疾病予防および健康増進について、地域に根ざした自主的な活動を推進するため、町内会等の協力により設置されており、44地区で1,486人（平成25年度）が活動しています。

秋田市地域福祉活動合同研修会

秋田市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、町内会長、福祉協力員その他を対象に、福祉協力員の活動紹介や各地区社会福祉協議会の地域福祉活動の報告、地域福祉活動の重要性についての講演などの研修を行っています。

《目標指標等》

指 標	現 状 (24年度)	目 標 (30年度)
福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	9.8%	15.0%

※地域福祉市民意識調査による。

施策3 高齢者や障がい者などの社会参加

高齢者や障がい者などが、地域活動や市民活動などで自らの経験や能力を発揮できるようにするため、高齢者が参加可能な各種ボランティア活動や社会参加活動の推進に取り組めます。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
介護支援ボランティアの推進	<p>元気な高齢者がボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいを促進します。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 1-(2) 老人福祉の周知、啓発 / (エイジ) 6-1-1 高齢者のボランティア活動の促進と受け入れ先の整備</p>
傾聴ボランティア養成事業の推進	<p>地域の中高年者が傾聴ボランティアとして支え合う仕組みを作り、高齢者の孤立防止・自殺予防を図るとともに、ボランティアとしての高齢者自身の介護予防、生きがいづくり・地域貢献を図ります。[福祉保健部]</p> <p>(健康あきた) (3) こころの健康づくり / (エイジ) 6-1-1 高齢者のボランティア活動の促進と受け入れ先の整備</p>
生涯学習（社会参加活動）の推進	<p>生きがいのある豊かな人生を過ごすことができるよう、地域課題に対応した学習機会を拡充するとともに、住民同士の交流を促進し、市民の学習効果を地域社会の活性化につなげていくよう、社会参加活動を推進します。[教育委員会]</p> <p>(エイジ) 4-1-1 生涯学習の充実</p>
老人クラブ活動の活性化	<p>老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動等の取組を支援します。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 1-(1) 生きがいづくり、健康づくり / (エイジ) 4-1-2 多様な社会参加の機会の提供</p>

<p>障がい者の社会参加の促進</p>	<p>障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援します。また、市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援します。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 3-4-2 社会的活動への支援強化など/(エイジ) 4-1-2 多様な社会参加の機会の提供</p>
<p>障がい者相談員の設置</p>	<p>障がい者やその保護者を相談員に委嘱し、地域において、同じ境遇の障がい者や保護者からの相談に応じて、必要な指導・助言を行うことができる体制づくりを進めます。また、相談員の研修会を実施し、相談員の資質向上に努めます。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 2-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、4-2-2 ボランティアの養成と活動支援体制の整備など</p>
<p>放課後児童の支援</p>	<p>放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、体験・交流・学習活動の機会を子どもたちへ提供していく中で、児童育成クラブを通じて、高齢者等のボランティアの受入を図ります(放課後子どもプラン推進事業)。[子ども未来部]</p> <p>(次世代) 2-3-205 放課後児童対策の充実、3-1-305 地域の教育力の向上、4-1-403 多様な働き方に対応した子育て支援/(障がい者) 2-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実/(エイジ) 6-1-1 高齢者のボランティア活動の促進と受け入れ先の整備</p>
<p>ファミリー・サポート・センターの運営</p>	<p>ファミリー・サポート・センターは、地域において子育ての援助を行いたい人(協力会員)および援助を受けたい人(利用会員)を組織化し、市民相互の援助活動を行うことにより、働きながら安心して子育てができるような環境づくりと、地域における子育て機能の充実を図ります。[子ども未来部]</p> <p>(次世代) 2-2-204 子育て支援サービスの充実、4-1-403 多様な働き方に対応した子育て支援/(エイジ) 6-1-1 高齢者のボランティア活動の促進と受け入れ先の整備</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 団塊の世代など、退職後の元気な高齢者などが、地域福祉の担い手として自らの能力や知識、経験を活用する。[市民]
- 障がい者が、自分の能力や意欲を生かし、社会参加や生きがいをづくりをする。[市民]
- 行政が行うボランティア講座などに積極的に参加する。[市民]
- 地域活動や地域行事などに積極的に参加する。[市民]
- 市民活動について理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]
- 高齢者や障がい者などが地域活動・市民活動に参加しやすい体制を整備する。[地域]
 - ▷シニア向けセミナーなどにより、高齢者などのボランティア意識の醸成と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷社会参加の場を求める高齢者や障がい者を市民活動に結びつける。[市民活動団体]
- サロン活動などで、参加者の高齢者が実行委員として運営に参加する。[地域]
- 交流行事などの実施にあたり、高齢者の知恵と若者の体力を組み合わせる。[地域]

《参考となる取組事例》

介護支援ボランティア

本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいをづくりの促進を目的に、高齢者が福祉施設等でボランティア活動を行う機会を提供しており、制度開始の平成24年10月からの1年間において、17回登録講習会が開催され、292人がボランティア登録し、ボランティア活動を行っています。

障がい者相談員

障がいの種別や地区ごとに委嘱された、身体障がい者および知的障がい者の保護者が、各地域で障がい者や保護者から生活や障がいに関する相談を受けており、身体障害者相談員38名、知的障害者相談員7名（平成25年度）が活動しています。

児童館等における放課後の子どもの居場所づくり

市内43か所にある児童館などでは、地域のボランティア団体である児童育成クラブなど、様々な資質を持つ高齢者などの参画を得て、昔遊びなどを行い、子どもたちの健全な遊びや体験交流、学びの場を提供しています。

《目標指標等》

指 標	現 状 (24年度)	目 標 (30年度)
高齢者（65歳以上）で福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	7.1%	12.5%

※地域福祉市民意識調査による。

基本目標2 担い手の連携による支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら、「共の努力（共助）」による具体的な地域福祉活動が活性化することをめざします

- 施策4 住民同士の交流
- 施策5 地域コミュニティ活動の推進
- 施策6 地域福祉活動の推進
- 施策7 担い手の連携による取組の推進

施策4 住民同士の交流

日常生活において、住民一人ひとりが地域社会とのつながりや信頼関係を育み、地域で孤立する人をなくすとともに、地域で支え合い、協力し合うことのできる関係づくりを進めるため、多くの人たちが交流できる機会や場を確保するほか、閉じこもりを防ぎ、誰もがその人らしい充実した生活が送れるような生きがいつくりを促進します。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
公民館等における世代間交流事業の推進	子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を引き続き実施し、高齢者の人生経験と豊富な知識等を社会に還元するとともに、地域社会の連帯意識の高揚を図ります。[教育委員会]
	(次世代) 3-1-305 地域の教育力の向上／(エイジ) 4-1-1 生涯学習の充実

第4章 計画の取組

<p>市民スポーツの振興</p>	<p>各種イベント・スポーツ教室の開催や学校体育施設の開放などにより、気軽にスポーツに参加できる機会の拡充と地域のスポーツ活動の場所の提供を行い、スポーツを通じた健康な心と体づくり、地域の連帯感の醸成や地域住民の交流機会の創出に努めます。[教育委員会]</p> <hr/> <p>(健康あきた) (2) 身体活動／(障がい者) 3-3-1 障がい者スポーツ活動への支援強化／(エイジ) 4-1-1 生涯学習の充実</p>
<p>いきいきサロン事業の推進</p>	<p>市内3カ所(八橋・飯島・大森山)にある老人いこいの家や、雄和ふれあいプラザにおいて、いきいきサロンを開催し、高齢者の生きがいづくりや市民同士の交流機会の充実を図ります。 [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 3-(2) 介護予防に関する知識の普及・啓発／(健康あきた) (2) 身体活動</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 日頃からのあいさつや回覧時の声かけを心がける。[市民]
- 地域の構成員として意識を持ち、見守り、見守られている意識を持つ。[市民]
- 祭りやイベントなど地域の交流事業に積極的に協力・参加する。[市民]
- 隣近所や班単位などで孤立した人がいないようお互いに目配りし、閉じこもりがちな住民に声かけをする。[市民]
- 生きがいを持ち、社会参加に努める。[市民]
- 高齢者、障がい者、児童、子育て世代や集合住宅居住者など、各世代・状況の地域住民間の交流を促進する。[地域]
- 日頃の訪問活動により地域住民との交流を深め、地域での助け合う関係づくりにつなげていく。[民生委員・児童委員]
- 生きがいづくりの機会を提供する。[地域]
- 気軽に参加できる行事やサロンなど交流機会や場の確保、充実を図る。[地域]
 - ▷地域サロン活動や子育てサロン活動を推進する。[地域]
 - ▷地域の交流機会に積極的に関わる。[社会福祉事業者]

《参考となる取組事例》

ふれあいサロン（新屋）

新屋地区社会福祉協議会では、保健推進員が中心となり、民生委員などと協力して毎月第4金曜日にふれあいサロンを開催し、講演会や各種鑑賞会、折り紙づくり、保健師の講話などを行い、地域の高齢者相互の親睦と交流を深めています。

へばな～サロン（上北手）

上北手地区社会福祉協議会では、健康づくり・生きがいつくり、閉じこもり予防などを目的として、「へばな～サロン」を冬期間以外の毎月一回地域センターを会場に開催しています。運営委員会（地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、地区市民憲章推進協議会）が、交通安全教室、健康教室、軽スポーツ（グラウンドゴルフ、フロアカーリング、輪投げ等）、ゲーム、お楽しみ会などを企画しており、高齢者等の交流の場となっています。

町内会ごとのサロン（東）

東地区社会福祉協議会では、町内会単位での地域福祉活動推進の一環として、高齢者等が気軽に楽しく集える場である地域サロンの町内会単位での実施を呼び掛けており、独自性を生かして実施する町内会が増加しています。

子育てふれあい広場（金足）

金足地区民生児童委員協議会では、地域の子育てサークルと連携して、毎週火曜日に地域センターで子育てサロンを開催し、親の子育て不安の解消を図りつつ、子育て中の親同士の交流を図っています。このような民生児童委員協議会が中心となった子育てサロンは、市内のほとんどの地域で開かれています。

世代間交流会（下浜）

下浜地区では、社会福祉協議会と民生児童委員協議会が運営主体となり、毎年2月に、高齢者、児童と保護者、老人クラブの会員が参加して、ゲームで体を動かすなどして、世代間の交流を図っています。このような取組は、町内会や老人クラブなどによるものを含め、多くの地域で進められています。

《目標指標等》

指 標	現 状 (24年度)	目 標 (30年度)
相談や頼み事、困ったときに助けてくれる人が近所にいる人	36.1%	50.0%

※地域福祉市民意識調査による。

施策5 地域コミュニティ活動の推進

生活課題を地域住民が共有し、住民が主体的に地域活動に参加して支え合うことができる地域社会を形成していくため、地域における自治活動やコミュニティ活動の振興を図ります。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
地域自治活動の支援	<p>地域の個性や特色を活かした魅力ある地域づくりを展開するため、地域づくり組織の結成を支援します。また、町内会活動の活性化を図るため、活動費等の助成や集会所整備の支援を継続します。[市民生活部]</p> <p>(次世代) 5-1-501 子どもの安全確保</p>
地域コミュニティ活動への支援	<p>地域課題の解決や個性ある地域づくりを進めるため、地域づくり交付金による財政的支援を行うほか、コミセン等で支援・相談窓口を開設して、町内会など地域団体の活動を支援します。[市民生活部]</p> <p>(エイジ) 4-2-1 世代間交流の促進</p>
自治活動拠点の整備	<p>地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充実に努めます。老朽化した施設については、地域住民が安心して利用できるよう、施設の耐震化計画に併せた大規模改修等を計画的に進めます。また、市民の自主的な活動をより推進しやすい環境を整えるため、市民サービスセンターに、各種OA機器などを配置した地域活動室を設置します。[市民生活部]</p> <p>(エイジ) 1-1-1 公共施設の整備</p>
市民憲章推進協議会の活動支援	<p>明るく住みよいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動を支援します。[市民生活部、教育委員会]</p>

地域愛形成事業の推進	市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進し、引き続き市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。[市民生活部]
子ども会活動への支援	<p>子ども会世話人組織の活動を支援し、子ども会相互の交流促進と、町内会などの地縁団体等との連携による様々な体験活動の創出に努め、また、子ども会リーダー研修の実施により、子ども会活動の活性化を目指します。[子ども未来部、教育委員会]</p> <hr/> <p>(次世代) 3-1-305 地域の教育力の向上</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 地域の生活課題への関心を高める。[市民]
- 町内会活動への理解を深め、積極的に参加する。[市民]
- 住民が地域に関心を持ち、愛着を持てるようにする。[地域]
- 地域の情報を広報紙などにより住民へ発信する。[地域]
- 生活課題に関する情報を収集し、共有を図り、課題の解決のために取り組む。[地域]
- 住民に町内会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組む。[地縁団体]
- 町内会・自治会内での役割分担や若手・女性の登用、子ども会活動などとの連携などにより自治活動を活性化する。[地縁団体]
- 地域の活動拠点の整備、充実に努める。[地域]
- 福祉機器やイベント機材の貸出などで、地域コミュニティ活動への支援を進める。[秋田市社会福祉協議会]

《参考となる取組事例》

地域でのコミュニティセンター運営

平成25年4月から、大住、勝平、八橋の各地区コミュニティセンターが、それぞれの地域における町内会連合会ほか各種団体、サークルの代表者など地域の方々に組織する委員会が指定管理者となって管理運営しております。このような市民協働型のコミュニティセンターは現在14館となっており、地域の創意工夫による特色ある催しなどが行われ、新たな住民の交流や地域づくり活動が広がっています。

第4章 計画の取組

市民憲章推進協議会の活動

秋田市民憲章推進協議会および各地区市民憲章推進協議会は、市民運動によって昭和36年に制定された秋田市民憲章の理念に基づいて、社会教育の推進、環境美化などの様々な地域づくりに取り組んでいます。

《目標指標等》

指 標	現 状 (24年度)	目 標 (30年度)
地域活動（地域自治活動や市民活動）に参加していない人	46.0%	40.0%

※地域福祉市民意識調査による。

秋田市民憲章[昭和36年6月25日制定]

わたしたちは、伸びゆく秋田市の市民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かなまちをつくるために、進んでこの憲章を守りましょう。

- 一、健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 一、あたたかく交わり、明るいまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 一、環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、文化のまちをつくりましょう。

施策6 地域福祉活動の推進

ボランティアやNPO、住民団体などの多様な民間主体等による地域福祉活動を促進するため、秋田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携や、多様な民間主体の地域福祉活動が円滑に進められるよう、その取組を推進します。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
社会福祉協議会の活動の支援	<p>本計画と秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図り、計画に基づいて実施する社会福祉協議会の取組を支援することにより地域福祉活動の推進を図ります〔福祉保健部〕</p> <p>(エイジ) 8-4-1 支え合いの地域づくり</p>
地域保健・福祉活動推進事業	<p>民間団体の行う在宅福祉の向上、健康づくり等の先導的な事業を支援し、地域における保健福祉施策の推進を図ります。〔福祉保健部〕</p> <p>(次世代) 4-3-407 社会全体で子育て家庭を支えるしくみづくり／(健康あきた) (3)こころの健康づくり／(エイジ) 8-4-1 支え合いの地域づくり</p>
親子のふれあい広場事業	<p>民生児童委員協議会、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子の集い」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」への子育て相談員の派遣、遊びや育児指導、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援体制を引き続き支援します〔子ども未来部〕</p> <p>(次世代) 2-2-204 子育て支援サービスの充実</p>

第4章 計画の取組

エイジフレンドリーシティ構想に基づく市民活動の推進	市民活動団体などが行うエイジフレンドリーシティの推進と普及啓発のための活動を支援し、将来的に市民の自主的な活動への移行を目指した、新たなネットワーク体制の構築へとつなげていく。[福祉保健部] ----- (高齢者) 1-(2) 老人福祉の周知、啓発/(エイジ) 計画全般
地域福祉推進関係者連絡会の開催	地域福祉を推進する団体である、連合町内会または地区振興会、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会の各地区代表が情報交換や意見交換ができる場を設定し、団体間の連携と取組推進を支援します。[福祉保健部]
個人情報保護と適切な管理への理解促進	各地区の町内会や民生委員、福祉協力員などに、個人情報保護と管理に関する説明会や研修などを行い、地域住民の理解を得て円滑な地域福祉活動を行うことができるよう支援します。[福祉保健部、総務部]

《市民・地域に期待される役割》

- ボランティアやNPO、住民団体などの地域福祉活動に協力・参加する。[市民]
- 社会福祉協議会への理解を深め、会員として活動に参加する。[市民・地域]
- 個人情報保護を適切に理解し、円滑な地域福祉活動につなげる。[市民・地域]
- 地区社会福祉協議会の地域福祉活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- それぞれができるところから継続的に様々な地域福祉活動に取り組む。[地域]
- 地域福祉活動における個人情報保護について啓発に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- 地域福祉活動を促進するため、日頃の相談支援を通じて福祉ニーズの把握に努める。
[民生委員・児童委員]
- 市民の善意で寄せられた寄付金を地域福祉活動等の財源として配分する。[秋田市共同募金会]
- 地域ごとの生活課題の解決に向けて、課題別の体制づくりや地域福祉計画の策定に努める。[地域]
- 地域福祉活動のための場の確保など環境整備を図る。[地域]

《参考となる取組事例》

地域元気アップ事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の高齢者が、健康で生き生きとした生活が送れるよう介護予防の推進を図るために、健康づくり・生きがいつくり支援事業を実施する地区社会福祉協議会に助成しています。また、地域サロン事業として、各世代間の交流を図りながら地域における孤立化を防ぐために、地域の町内会館等を利用し、高齢者が気軽に集える場づくりを行う地区社会福祉協議会に助成しています。

子育て支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の子育て支援活動の充実のため、地域で子育て支援活動を行っている団体に対し、地区社会福祉協議会を通して活動資金を助成しています。また、子育てサークル・団体等に子育て支援用おもちゃの無料貸出も行うとともに、のびのび子育て出前講話として、市内各育児サークル・団体への、子育てに関する講師派遣を行っています。

地区社協の拠点づくり・事務機器整備支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の公共施設等への新たな事務所の設置や既存事務所の強化を図る地区社会福祉協議会への支援として、事務机、キャビネット等の購入費を助成しています。また、地区社会福祉協議会の事務負担軽減のため、パソコン、プリンター、デジタルカメラなどの事務機器の購入費を助成しています。

秋田くらし安心サポート推進事業

秋田市社会福祉協議会では、地域支え合い体制づくり支援車両等貸出事業として、地域住民と連携して地域福祉活動の中心となっている地区社会福祉協議会や町内会やボランティア団体に対して、活動支援用機器（買い物支援車両、軽移送車等、発電機、除雪機）の貸出をして地域支え合い体制づくりを支援しています。

地域保健・福祉活動推進事業

市では、民間団体による保健・福祉・医療活動に関する先導的事業に助成しています。これまでの例をあげると、精神障がい者への理解のためのセミナー・交流会開催、子どもの相談相手の養成事業、自殺予防のためのセミナー開催、介護者の相談や情報交換のための集いの開催などに助成をしています。

ふれあいさん派遣事業

秋田市社会福祉協議会では、病気やけが、産前産後などで家事援助や介護が必要な世帯に、短期間、単発で生活支援をするために、ふれあいさんを派遣しています。

いずみ円卓会議の開催と個人情報の手引きの作成

泉学区町内会連合会では、少子高齢化やニーズの多様化に対応するため、地区内の各団体（体育協会、社会福祉協議会、保健推進員会、民生児童委員協議会、泉小学校PTA）や小学校などと連携しながら、意見交換、相互連携する場を設定しました。また、地区内の町内会が、個人情報保護を適切に理解し、円滑に活動できるように、個人情報保護に関する活動の手引きを作成して各町内会に配布しています。

施策7 担い手の連携による取組の推進

多様化・複雑化する福祉課題に対し、様々な担い手が連携して取り組むことで地域福祉活動がさらに発展するよう、様々な人や団体が関わって子どもや高齢者、障がい者を日常的に見守り、支え合うネットワークの枠組づくり等を進めます。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
高齢者等の見守りネットワーク	見守りが必要な高齢者や障がい者等が地域から疎遠になることを防ぐため、秋田市社会福祉協議会が主体となり、地区社会福祉協議会や民生委員、福祉協力員等が連携しながら行っている見守りネットワークの強化・充実を図ります。[福祉保健部] (高齢者) 2-(3) 安心な暮らしの確保／(障がい者) 2-2-4 孤立死防止への対応強化／(エイジ) 8-5-1 地域と行政の連携による見守り
地域子育て支援ネットワーク事業	市内の7地域で子育て支援者が連携し、地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、子育て支援活動を継続できるよう、情報交換、交流機会の提供や研修の開催などにより、地域子育て支援ネットワークの活動を支援します。[子ども未来部] (次世代)2-2-204 子育て支援サービスの充実、4-3-407 社会全体で子育て家庭を支えるしくみづくり
地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組	障がい児・者にかかる福祉、医療、教育又は雇用に関する関係機関などの関係者で組織する秋田市障がい者総合支援協議会では、地域における障がい者への支援体制についての課題に関する情報を共有し、協議を行いながら、地域における障がい者を支えるしくみづくりを推進していきます。また、障がい者支援に関する具体的な内容は、下部組織の各部会において協議を行います。[福祉保健部] (障がい者) 2-1-3 地域自立支援協議会の機能強化

<p>学校と地域社会との連携</p>	<p>小・中学校では、交流活動や清掃奉仕活動などにより、高齢者福祉施設や特別支援学校と連携を図ります。また、伝統芸能の継承や農業体験などにより地域との交流を図るほか、地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動やパトロール活動を通じて、児童生徒の安全対策における連携を強化します。[教育委員会]</p> <p>-----</p> <p>(次世代) 5-1-501 子どもの安全確保</p>
<p>地域包括ケアの推進</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができるよう、地域の中核機関として、地域包括支援センターが医療関係者、介護保険事業者、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの関係機関と連携し、高齢者への各種サービスに対する支援を行います。また、サービス提供体制の整備などに取り組みます。[福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 4-(1) 地域包括ケアの推進／(エイジ) 8-3-1 地域における包括的なケアの充実</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 地域での連携の必要性を理解し、できることから協力する。[市民]
- 地域のネットワークを活用して必要な情報を共有する。[市民]
- 地域活動などに参加・協力し、地域貢献に努める。[民間事業者]
- 地域包括支援センターなどの関係機関や市民活動団体との連携の重要性を理解し、連携による取組を進める。[地域]
- 地域ぐるみの取組を住民に積極的にPRする。[地域]
- 要援護者を地域全体で支えるネットワークをつくる。[市民・地域]
 - ▷見守りネットワーク活動を推進する。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷見守りネットワーク活動に参加する。[市民・地域]
- 学校や福祉施設に対する関心を高め、地域社会との連携を深める。[市民・地域]
- 専門性を生かして地域社会と積極的に交流する。[社会福祉事業者]

《参考となる取組事例》

見守りネットワーク

秋田市社会福祉協議会では、地域の見守りの必要な世帯に対して、地区社協、地区民児協、町内会、福祉協力員等の協力を得ながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行うことにより高齢者等の孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

新屋地区認知症高齢者見守りネットワーク

新屋地区では、増加する認知症高齢者に対応するため、地域包括支援センターや介護事業者、医療関係者、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、交番、郵便局、金融機関、商店などによる地区ネットワークを形成し、定期的な協議開催や地図作成による関係機関周知のほか、認知症の住民およびその家族を地域ぐるみで見守り、支援する体制を整備しています。

生活協同組合コープあきたとの見守り協定

市と生活協同組合コープあきたとの間で、高齢者見守り協定を締結しています。これは、コープあきたの職員が配達や戸別訪問活動中に高齢者宅等で異変を発見した場合に、地域包括支援センターや消防・警察署等の関係機関に連絡することで、適切な支援を行うものです。今後も、地域で活動する事業者・団体等との見守り活動に関する協力に向けて、新たな連携を進めていきます。

基本目標3 利用者にあった福祉サービスと相談支援のしくみづくり

生活のセーフティネットとして「公の努力（公助）」による福祉サービスが公平公正に機能すること、誰もが適切なサービスを受けるための相談支援体制を充実させることをめざします。

- 施策8 福祉保健サービスの提供
- 施策9 情報の提供と相談体制の充実
- 施策10 社会的包摂とサービス利用の支援

施策8 福祉保健サービスの提供

生活のセーフティネットとして、福祉保健サービスを体系的に整備するため、各サービスの充実と適正な供給に努めます。また、適切なサービス供給のため、社会福祉法人やサービス提供事業者への指導監査等に努めます。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
高齢者福祉の充実 （基本方向）	<p>高齢者プランに基づき、高齢者が地域において健康で安全安心に暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進、在宅サービスの充実、介護予防の推進、介護サービスの基盤整備の推進、介護保険の適正な運営に取り組みます。その中で、介護保険事業計画を明らかにします。また、要支援者等の在宅高齢者への多種多様な主体の連携による日常生活支援を行うため、その担い手の育成支援に努めます。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) プラン全般／(エイジ) 計画全体と整合性</p>
障がい者福祉の充実 （基本方向）	<p>障がい者プランに基づき、「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」のため、障がい者の社会参加の促進、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、地域生活の充実に取り組みます。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) プラン全般／(エイジ)8-3-1 地域における包括的なケアの充実</p>

<p>児童福祉・子育て支援の充実(基本方向)</p>	<p>次世代育成支援行動計画に基づき、「子どもたちの歓声がこだまし、子育てに喜びと楽しみを実感できる活力あふれるまち」をめざして、子どもの健やかな育ちの支援や子どもを安心して生み育てることができる環境の整備などに取り組みます。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(次世代) プラン全般</p>
<p>地域保健の充実(基本方向)</p>	<p>健康あきた市21に基づき、市民一人ひとりが安心して健康に過ごすことができるよう、一次予防の推進や健康づくりのための環境整備等に取り組みます。[保健所]</p> <hr/> <p>(健康あきた) 計画全般/(エイジ) 8-3-2 生涯にわたる健康づくりの推進</p>
<p>サービスの対象とならない課題への対応</p>	<p>公的な福祉サービスの対象とならないために制度のすきまにある問題について、インフォーマルサービス・サポートとの連携を図るとともに、市として対応が必要と判断した場合には、適切に対応します。[福祉保健部]</p>
<p>生活保護の適正実施と自立支援の促進</p>	<p>国・県との連携強化に努め、困窮する市民に必要な保護の適正実施を継続していきます。また、自立支援プログラム等を充実させるなどし、自立支援体制を整えていきます。[福祉保健部]</p>
<p>福祉医療費給付事業</p>	<p>国・県の医療保険制度等の動向を見極めながら、重度心身障がい児(者)、高齢身体障がい者、乳幼児および小学生、ひとり親家庭等の児童の医療費助成を継続して実施します。[福祉保健部、子ども未来部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 2-4-2 医療受診支援の強化</p>
<p>社会福祉法人および事業者の指導監査等</p>	<p>法人・事業所等に対する指導監査等の結果の公表を進めるとともに、利用者が安心して、かつ利用者の立場に立った質の高いサービスを受けることができるよう、指導監査等を実施します。[福祉保健部、子ども未来部]</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[市民]
- サービス選択は自己決定であることを認識する。[市民]
- 過剰な権利意識を持たない。[市民]
- 苦情解決などを活用して、適切なサービスが受けられるようにする。[市民]
- 福祉サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[市民・地域]
 - ▷活動を通じて得た問題点について意見を具申する。[民生委員・児童委員]
- 福祉サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者]
- 苦情解決の窓口の設置や第三者委員の設置による苦情解決体制を整備する。[社会福祉事業者]
- 低所得者等の自立を支援するため、適切な資金貸付を行う。[秋田市社会福祉協議会]

《参考となる取組事例》

福祉サービス第三者評価事業

社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することにより、福祉サービスの質の向上、利用者の適切な福祉サービスの選択に結びつけるため、秋田県においては、秋田県福祉サービス第三者評価推進委員会が秋田県福祉政策課内に置かれ、第三者評価機関の認証、評価基準の策定等を行っています。

秋田県福祉サービス相談支援センター

社会福祉法第83条の規定により秋田県社会福祉協議会に秋田県運営適正化委員会（秋田県福祉サービス相談支援センター）が設置され、福祉サービス利用に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、中立・公正な立場で相談や助言、調査等を行っています。なお、介護保険に関する苦情・相談については、秋田市（介護保険課）が窓口となります。

《目標指標等》

福祉保健サービスの提供に関する目標指標等は、「高齢者プラン」「障がい者プラン」「次世代育成支援行動計画」「健康あきた市21」のそれぞれにおいて定めます。

施策9 情報の提供と相談体制の充実

利用者が、供給されるサービスに関する必要な情報を容易に入手でき、サービス選択にあたっての適切な助言が得られるようにするため、様々な媒体・手段でのサービスに関する正しい情報提供を行います。また、利用しやすい相談体制の整備や相談窓口の連携による多様な生活課題への迅速な対応に努めます。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
広報紙、小冊子等による情報の提供	<p>サービスや地域生活に関する正しい情報を得られるよう、「広報あきた」への記事掲載や冊子（しおり、パンフレット等）の作成、関係機関や市の公共施設で希望者に配布するなど、情報の提供に努めます。また、マスメディアやITの活用等により広く市民に情報提供するほか、福祉サービスの情報を必要としている人が情報を得やすいよう、アクセシビリティに配慮した情報提供の実施を検討します [福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 1-1-1 公共媒体等を活用した普及啓発活動など / (エイジ) 7-2-1 多様な媒体による情報提供</p>
地域包括支援センターの運営	<p>市内各地域包括支援センターにおいて、高齢者への相談支援や介護予防事業を実施するとともに、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、地域で暮らす高齢者等を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支援します。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 4-(1) 地域包括ケアの推進 / (障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進、2-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備など / (エイジ) 8-1-1 わかりやすい情報の提供、8-2-1 相談体制の整備</p>

第4章 計画の取組

<p>障がい者への相談支援事業</p>	<p>障がい者本人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指します。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 2-1-1 相談支援体制の強化、4-1-2 地域生活支援事業の提供体制の整備など / (エイジ) 8-2-1 相談体制の整備</p>
<p>子育て家庭等に関する相談支援の充実</p>	<p>子育てや育児サークルに関する情報提供等のほか、子育てや女性の悩み相談に対応し、子育て家庭の支援を行います。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(次世代) 2-2-204 子育て支援サービスの充実、3-1-304 家庭の教育力の向上 / (障がい者) 2-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、2-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実</p>
<p>精神保健対策事業の推進</p>	<p>精神障がい者の社会復帰と社会参加を図るよう訪問支援、相談活動を行います。また精神障がい者への理解を深めるとともに、市民の心の健康保持・増進のため各種事業を行います。[保健所]</p> <hr/> <p>(障がい者) 2-3-3 精神障がい者支援の充実、2-4-3 心の健康づくりの強化 / (次世代) 3-1-301 豊かな心の育成②心の健康づくり体制の充実 / (健康あきた) (3) こころの健康づくり / (エイジ) 8-2-1 相談体制の整備</p>
<p>ふれあい福祉相談センター</p>	<p>秋田市社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターにおいて、様々な相談に対応し、日常生活の悩みや心配ごとの解消を図っていきます。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(3) 安心な暮らしの確保 / (障がい者) 2-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備 / (健康あきた) (3) こころの健康づくり / (エイジ) 8-5-1 地域と行政の連携による見守り</p>
<p>相談活動の充実</p>	<p>職員の資質向上を図り、相談体制を強化していきます。[福祉保健部、子ども未来部]</p>
<p>各種相談窓口のPR</p>	<p>支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの相談窓口の周知を図ります。[福祉保健部、子ども未来部]</p>

各種相談機関等との連携	各種相談機関等と情報交換や情報の共有化などにより、地域で受けた相談が確実に支援に結びつくよう相談機関等の連携体制の強化を図ります。[福祉保健部、子ども未来部]
潜在化しているニーズの把握	福祉の分野別実施計画の施策のすきまにある福祉課題や地域福祉の喫緊の課題に対応していくため、表面化した要望・意見だけでなく、潜在化しているニーズの把握に努めます。[福祉保健部]

《市民・地域に期待される役割》

- 提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。[市民]
- 事業者や施設、相談支援機関に対する情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- 民生委員・児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの連絡ができるようにする。[市民]
- 回覧板や広報紙を活用するなどして住民の情報共有に努める。[地域]
 - ▷情報を必要とする住民へ直接伝達する。[民生委員・児童委員]
- 町内会や民生委員・児童委員など関係者が情報共有し、適切な相談支援体制を構築する。[地域]
- 公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてPRする。[地域]
- 施設の役割や状況を積極的に情報発信する。[社会福祉事業者]
- 関係機関と連携しながら、専門を生かした相談援助活動を行う。[社会福祉事業者・市民活動団体]
- 必要に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
 - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- ふれあい福祉相談センターのPRと充実に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- 地域包括支援センターなど相談支援窓口の活用を促進する。[秋田市社会福祉協議会]

《目標指標等》

指 標	現 状 (24年度)	目 標 (30年度)
地域包括支援センターの認知度	25.7%	50.0%
子ども未来センターの認知度	—	45.0%

※地域福祉市民意識調査による。

施策10 社会的包摂とサービス利用の支援

社会的弱者が地域で安心して生活できるような支援体制を整備し、また、サービスの利用が困難な人であっても、必要とするサービスに適切に結びつけられるようにするとともに、利用者の立場に立ったサービス供給を確保するため、一人ひとりへの支援の充実に努めます。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
民生委員・児童委員による個別援助活動	<p>日常的な訪問活動により住民のあらゆる福祉ニーズを把握し、地域住民の信頼を得ながら、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うとともに、行政等に必要な対応を促すパイプ役となります。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 2-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備、2-2-4 孤立死防止への対応強化など／(エイジ) 8-5-1 地域と行政の連携による見守り</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見制度を周知し、利用促進に努めます。また、地域包括支援センター、相談支援事業所等の相談関係機関が連携して相談等に応じ、必要が生じた場合は、市長申立の手續等適切に対応していきます。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 2-(3) 安心な暮らしの確保／(障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進、4-1-2 地域生活支援事業の提供体制の整備／(エイジ) 5-2-2 高齢者の権利擁護</p>
高齢者、障がい者、児童等への虐待防止	<p>各種相談専門機関との連携を図り、高齢者、障がい者、児童虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止のための取組を行います。[福祉保健部、子ども未来部]</p> <p>(高齢者) 2-(3) 安心な暮らしの確保／(障がい者) 1-2-2 虐待防止対策の体制整備／(次世代) 1-2-106 児童虐待防止対策の充実</p>

市民小口資金の貸付け	低所得世帯に対し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、秋田市社会福祉協議会が実施主体となって生活のつなぎ資金を貸付けします。市は貸付の原資を秋田市社会福祉協議会に貸付けします。[福祉保健部]
生活困窮者への相談対応	生活困窮者への自立支援のため、関係機関が連携しながら、窓口での相談支援や就労につながる支援などを行います。[福祉保健部]

《市民・地域に期待される役割》

- 社会的弱者の相談窓口や支援制度の情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- 社会的弱者の状況に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
 - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- 地域や民生委員・児童委員、相談支援機関と連携しながら、情報の提供や相談支援に努める。[社会福祉事業者、市民活動団体]
- 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を実施する。[秋田市社会福祉協議会]
- 法人後見制度の導入を検討する。[秋田市社会福祉協議会]

《参考となる取組事例》

福祉サービス利用援助事業 [地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)]

社会福祉法第81条の規定により秋田県社会福祉協議会（秋田県福祉生活サポートセンター）が実施し、事業の一部を受託している秋田市社会福祉協議会（中央地区福祉生活サポートセンター）において、判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的金銭管理や書類等の預かりサービスを行っています。

生活福祉資金の貸付け

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことで、経済的自立や生活意欲の助長促進などを図り、安定した生活を目指すことを目的としています。貸付資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。秋田市社会福祉協議会では、業務の実施主体である秋田県社会福祉協議会から貸付業務の一部を受託し、貸付窓口業務をしています。

《目標指標等》

指 標	現 状 (24年度)	目 標 (30年度)
地域福祉権利擁護事業の認知度	14.5%	25.0%
成年後見制度の認知度	37.1%	45.0%

※地域福祉市民意識調査による。

基本目標4 だれもが暮らしやすい福祉のまちづくり

福祉サービス以外の面でも、日常生活の場や、さらに災害時などに備えて、「公・共・私の努力」によって暮らしを支える環境をつくることをめざします。

- 施策11 安全安心に暮らせるまちづくり
- 施策12 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進
- 施策13 自立生活の支援

施策11 安全安心に暮らせるまちづくり

日常生活をおびやかす様々なリスクを回避するため、防災、防犯活動など多様な生活課題について、公・共・私の連携によって安心の確保を図ります。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
自主防災組織の育成強化	<p>今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。[総務部]</p> <p>(障がい者) 5-4-1 災害対策の推進、5-4-2 災害時の避難支援体制の整備／(エイジ) 8-4-2 災害時の支援体制の確保</p>
要援護者への防災・災害情報の提供	<p>広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供を行うとともに、誰もが自分の避難場所等を把握できるようにハザードマップ等の配布等の情報提供に努めます。また、防災ネットあきたなどにより、災害情報の迅速かつ正確な情報提供に努めます [総務部]</p> <p>(障がい者) 5-4-1 災害対策の推進、5-4-2 災害時の避難支援体制の整備(エイジ) 7-2-1 多様な媒体による情報提供、8-4-2 災害時の支援体制の確保</p>

<p>災害時要援護者の避難支援</p>	<p>「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、地域への情報提供と支援体制構築をサポートし、災害時に避難支援が必要な高齢者や障がい者等を地域全体で支援する体制を整備します。また、福祉避難所の指定等により要援護者の避難生活への備えを進めます。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 5-4-1 災害対策の推進、5-4-2 災害時の避難支援体制の整備 / (エイジ) 8-4-1 支え合いの地域づくり、8-5-2 情報通信技術を活用した見守り</p>
<p>地域における除排雪体制の構築</p>	<p>高齢者や障がい者等が安心して冬期間を過ごすことができるよう、今後も市民協働の除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制を構築するとともに、機械貸出制度を継続拡大していきます。また、コミュニティセンターなどへの貸出用の小型除雪機の配備や、燃料支給、小規模堆雪場の確保などの取組により地域住民による除排雪時の支援に努めます。[建設部、市民生活部]</p> <hr/> <p>(エイジ) 1-5-1 冬期の安心・安全確保</p>
<p>高齢者や障がい者宅の除排雪支援</p>	<p>身体的、経済的な理由から自ら除雪することが難しい、高齢者世帯や障がい者世帯が安心して冬期間を過ごせるように、機械除雪後の雪塊の除去や、宅地内の除排雪などの支援を行います。[建設部、福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 5-3-1 雪寄せ支援の充実、5-3-2 冬期間の移動の安全確保 / (エイジ) 1-5-1 冬期の安心・安全確保</p>
<p>消費者啓発</p>	<p>判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、老人クラブ、民生委員、地域包括支援センター、連合婦人会などを対象に高齢者向け「消費生活出前講座」を継続実施します。また、「広報あきた」等を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めます。[市民生活部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 2-1-2 多様化・複雑化する相談支援への体制整備 / (エイジ) 5-2-1 相談体制の充実</p>

第4章 計画の取組

<p>交通安全対策</p>	<p>交通弱者である子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、就学前の全ての子どもを対象とした幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室をさらに効果的に行うとともに、特に幼児については新たな教育の場の拡大に努めます。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。[都市整備部]</p> <hr/> <p>(次世代) 5-1-503 交通安全の普及・啓発 / (エイジ) 1-6-1 交通安全対策、1-6-3 市民の交通安全意識の高揚</p>
<p>火災予防の推進</p>	<p>春・秋の火災予防運動や各種イベントでの火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの住宅防火対策の推進などにより、住宅火災の予防に努めます。[消防本部]</p> <hr/> <p>(エイジ) 8-4-2 災害時の支援体制の確保</p>
<p>応急手当の普及、救急救命体制の整備</p>	<p>AED（自動体外式除細動器）の使用方法を含めた救命講習会の充実に努め、市民と一体となった救急救命活動を実践するとともに、認定救急救命士を養成するなど、より高度な救命処置を可能にし、救急救命体制を強化します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の緊急時の対応等について啓発に努めます。さらに、秋田市社会福祉協議会が中心になって取り組む救急医療情報キット（安心キット）事業と連携し、高齢者等の救急医療に生かします [消防本部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 2-2-3 高齢障がい者への支援の充実に、2-2-4 孤立死防止への対応強化など</p>
<p>地域防犯の強化</p>	<p>犯罪のない明るく住みやすい地域社会をめざし、防犯協会が行う防犯活動や町内会に対する防犯灯電気料等の助成を継続し、地域防犯活動を支援します。[市民生活部]</p> <hr/> <p>(次世代) 5-1-501 子どもの安全確保 / (エイジ) 1-3-1 犯罪防止対策</p>
<p>民間企業等との連携による見守り体制構築</p>	<p>宅配事業者やライフライン事業者などの民間企業と連携し、地域の防災・防犯への協力やひとり暮らし高齢者などの見守りを実施します。[福祉保健部、上下水道局]</p>
<p>認知症高齢者の地域生活への支援</p>	<p>日常生活圏域ニーズ調査や介護保険認定状況、給付状況の分析等により、対象者数や高齢者像、社会資源の種類、利用状況等を把握し、関係機関と協議のもと、「認知症ケアパス※」を作成・普及します。また、地域においては、地域包括支援ネットワークにより認知症高齢者を支援していきます。[福祉保健部]</p>

自殺対策事業	<p>自殺者数の減少を図るため、自殺対策に関する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、市民協働による地域での心の健康づくり活動を推進します。また、秋田市自殺対策庁内連絡会議を中心に全庁的な取組を進めるとともに、医療機関や民間団体等による秋田市自殺対策ネットワーク会議を通して、各機関との連携を図り総合的な自殺対策を展開します。[保健所]</p> <p>-----</p> <p>(健康あきた) (3) こころの健康づくり / (エイジ) 8-5-1 地域と行政の連携による見守り</p>
--------	--

※認知症ケアパス：認知症の発症時から、生活機能障害の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを標準的に決めておくもの。

《市民・地域に期待される役割》

- 自分の身は自分で守る意識をもつ。[市民]
- 効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める。[市民]
- 生活に関する講習会や避難訓練等に積極的に参加し、理解・発信に努める。[市民]
- 避難場所や連絡方法の確認、家庭内備蓄や住宅耐震化などで、災害に備える。[市民]
- 地域の要援護者支援体制づくりに参加し、支援者や見守りの担い手となる。[市民]
- 自殺のサインに早期に気づき、必要な相談機関や医療機関につなぐ。[市民]
- 除排雪に関する情報の収集、意見集約および連絡をする。[地域]
- 消費者トラブルや防災防犯など、生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域]
- 地域サロンなどを通して、認知症や孤立、虐待などの早期発見につなげる。[地域]
- 地域で課題となっていることを把握し、関係機関と連携し、解決に取り組む。[地域]
- 災害時に備えて、各種団体が連携して、町内会、自治会ごとの要援護者の状況把握や支援体制づくり、災害発生時の安否確認・見守り体制の充実に努める。[地域]
- 各種団体が連携し、要援護者を含めた住民参加の避難訓練を実施する。[地域]
- 通学路の危険箇所などの改善について意見提起する。[地域]
- 自主防災組織の結成、充実に努める。[地縁団体]
- 区域の要援護者を把握し、実情に応じた災害時の支援体制をつくる。[地縁団体]
- 防犯灯を適正に管理する。[地縁団体]
- 医療との連携を図る。[社会福祉事業者]
- 社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する。[社会福祉事業者]
- 認知症等徘徊者の捜索支援を継続実施する。[秋田市社会福祉協議会]
- 災害時の福祉避難所の開設・運営に向け、日頃から備える。[社会福祉事業者]
- 日常業務を生かした見守りや、地域の防災の取組に参加・協力を行う。[民間事業者]
- 災害ボランティアの受入体制を整備する。[秋田市社会福祉協議会]

《参考となる取組事例》

安心探知機補助事業

秋田市社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等でいつ居なくなるか不安を抱えている世帯へ居場所を確認するための装置設置に対して補助しています。

救急医療情報キット（安心キット）事業

秋田市社会福祉協議会では、高齢者や障がい者などの不安の軽減を図るため、かかりつけ医や持病などの医療情報などを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるよう、救急医療情報キット（安心キット）の設置を推進しています。

自殺対策強化の取組

秋田市社会福祉協議会では、地域サロン強化学業と緊急食支援事業の2つの事業を行っています。地域サロン強化学業は、地域サロン活動のさらなる充実や拡大を図り、社会的孤立を予防し、自殺予防対策の一助としています。また、緊急食支援事業は、その日の食事のままならない方に対し、食料品の支給と専門相談機関の紹介をし、相談できるきっかけをつくり自殺予防の一助としています。

要援護者への災害時支援ボランティア（御所野）

御所野連合町内会では、地区内の町内会において、災害時の緊急連絡網を整備するとともに、特に支援が必要な高齢者や障がい者それぞれに、災害時支援ボランティアを配置しました。支援ボランティアは、自主防災組織と連携しながら、担当する要援護者の安否確認や避難誘導を行うことになっています。

防災・防犯・子ども見守りマップ作成（茨島）

茨島地区では、茨島七丁目町内会が中心となり、茨島・卸町町内会連合会、地区社会福祉協議会、防犯協会茨島支部などが連携して、避難場所や標高、関連施設などを掲載したマップを作成・配布しました。また、茨島七丁目町内会では、地図作成に併せて、避難訓練や防災講習会を開催しています。こうした防災マップの作成は、地区民生児童委員協議会などが主体となるものも含め、各地区で取組が進められています。

明德地区避難訓練の実施（明德）

明德地区では、地区5団体（町内会連合会、社会福祉協議会、市民憲章推進協議会、体育協会、コミセン運営委員会）による避難訓練実行委員会を組織し、一斉避難訓練や学校との連携による避難所運営訓練を行いました。また、併せて避難場所や関係機関、災害時の心得や備蓄品・持出品リストなどが掲載された地区防災マップを作成しました。

町内会単位での避難支援体制づくり（外旭川）

外旭川八柳上通町内会では、自主防災隊の取組推進として、市から提供された避難支援対象者名簿を活用し、民生委員と連携しながら、要援護者の状況把握を行いました。また、要援護者ごとの支援者を決めるとともに、緊急連絡網、要援護者一人ひとりの個別避難支援プランおよび避難場所等のマップ作成を行いました。さらに、情報伝達および避難誘導訓練を行って、支援体制の確立を進めています。

災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成

秋田市社会福祉協議会では、市の福祉部門、防災部門と協議しながら必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成を行います。

生活協同組合コープあきたとの見守り協定【再掲】

市と生活協同組合コープあきたとの間で、高齢者見守り協定を締結しています。これは、コープあきたの職員が配達や戸別訪問活動中に高齢者宅等で異変を発見した場合に、地域包括支援センターや消防・警察署等の関係機関に連絡することで、適切な支援を行うものです。今後も、地域で活動する事業者・団体等との見守り活動に関する協力に向けて、新たな連携を進めていきます。

災害時における宿泊施設等の提供の協定

市と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部との間で、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結しています。これは、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に市へ避難した被災者や指定避難所での避難生活が難しい要援護者などに宿泊、入浴および食事の提供を行うものです。こうした、災害時の迅速かつ円滑な被災者対応を実施できる体制を確保するため、民間事業者などとの協力、連携を進めていきます。

水道メーター検針時における委託事業者によるパトロール

委託事業者（秋田管工事業協同組合）が、水道メーター検針業務の実施にあたって、腕章の装着による犯罪抑制、不審者・不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動等による防犯パトロールに加え、環境パトロール、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りを実施しています。

施策12 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

子どもや高齢者、障がい者でも快適で安全に過ごすことができる都市環境を整備するため、住宅やインフラのバリアフリー化を進めます。また、新たな公共施設の整備等の際は、ユニバーサルデザインに配慮したものとします。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
住宅環境の整備	リーフレットの配布による情報提供や、事例紹介による意識の啓発、デベロッパー（開発業者）の意識の啓発、相談窓口の開設により、民間住宅のバリアフリー化の普及を図ります。市営住宅の建替えにあたっては、今後もバリアフリーに配慮した整備を図ります。[都市整備部] (エイジ) 3-1-1 市営住宅の整備、3-1-3 高齢者の健康に配慮した暮らしやすい住宅の整備、3-1-4 住宅のバリアフリー化
安全な歩行者空間の確保	高齢者、障がい者を含むすべての人にやさしい歩行空間を確保するために、歩道の整備にあたってはバリアフリー化を実施し、新設する歩道については、3m以上の幅員を確保するよう努めます。また、消融雪設備の整備などにより、冬期の安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。[建設部] (次世代) 5-2-504 安全な歩行者空間の確保 / (エイジ) 1-4-1 車道、歩道の整備
既存公共施設等のバリアフリー化の促進	段差の解消、スロープや休憩施設等の整備により、子どもから高齢者まで安全で快適に施設を利用することができるよう、医療施設、集会施設、福祉施設、運動施設、文化施設、公園などのバリアフリー化を促進します [都市整備部] (障がい者) 5-1-2 公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進 / (次世代) 5-2-505 公共施設等のバリアフリー化の促進 / (エイジ) 2-2-1 高齢者の安全な移動環境の整備

都市公園のバリアフリー化	都市公園のバリアフリー化を図り、高齢者、障がい者や子どもなど誰でも利用できる公園に再整備します。また、介護予防器具を設置し、高齢者などの健康づくりを促進します。[建設部] ----- (高齢者) 3-(2) 介護予防に関する知識の普及・啓発／(次世代) 5-2-505 公共施設等のバリアフリー化の促進／(エイジ) 1-2-1 公園の整備
新庁舎等の新設公共施設のユニバーサルデザインの推進	新庁舎建設や新たな公共施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れ、誰にも安全で分かりやすく、利用しやすい施設とします。[総務部、都市整備部] ----- (障がい者) 5-1-2 公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進／(エイジ) 1-1-1 公共施設の整備

《市民・地域に期待される役割》

- ユニバーサルデザインを理解し、バリアフリー社会の形成に協力する。[市民]
- 高齢者や障がい者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める。[市民]
- 円滑な移動等を妨げている状況を把握してバリアフリー化の推進につなげる。[地域]
- バリアフリー社会の形成に向けた住民の意識啓発に取り組む。[地域]

《参考となる取組事例》

秋田市バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区での一体的なバリアフリー化

市では、高齢者や障がい者等の移動や施設の利用状況をふまえ、土崎駅周辺、新屋駅周辺、市立病院・山王官公庁周辺を重点地区に定め、道路、公園、交通安全施設等のバリアフリー化を一体的に進めています。

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の推進

都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、都市公園の公園施設（園路および広場、便所等）のバリアフリー化を進めております。

あきたバリアフリーマップ

秋田県では、「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に適合している施設に適合証を交付するとともに、すべての人が安心して気軽に外出することができるよう、県内の主要な公共施設・民間施設のバリアフリー情報を掲載したウェブサイト「あきたバリアフリーマップ」を作成し、情報発信しています。

施策13 自立生活の支援

自立した生活が継続できるよう支援するため、健康づくりや経済的な自立の促進、移動手段の確保に努めます。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
市民の健康づくりの推進	<p>各種健康事業を通じて、がんや生活習慣病予防のための食生活、運動などの健康教育、健康相談を実施し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、がん検診等の各種検診の実施に際しては、効果的な実施方法や周知方法等を検討し、より多くの市民が受診できるよう努めます。[保健所]</p> <p>(障がい者) 2-4-1 健康診査・健康相談の促進／(健康あきた) 計画全般／(エイジ) 8-3-2 生涯にわたる健康づくりの推進</p>
健康づくり・生きがいつくり支援事業	<p>地区社会福祉協議会が自主的に行う高齢者の健康づくり・生きがいつくり支援事業を支援し、介護予防を推進します [福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 1-(1) 生きがいつくり、健康づくり／(健康あきた) (2) 身体活動／(エイジ) 4-1-2 多様な社会参加の機会の提供</p>
高齢者就業機会確保事業	<p>定年退職後の高齢者が、補完的・短期的な業務を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を図ることを目的として、(一社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援します。[商工部]</p> <p>(エイジ) 6-2-1 高齢者の就業支援</p>
移動手段(公共交通)の確保	<p>「秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、市民の日常生活を支える移動手段として、市民、交通事業者、行政の役割分担のもと、公共交通の確保に努めます。[都市整備部]</p> <p>(エイジ) 2-1-1 バス利用環境の整備、2-1-2 バス運行システムの整備</p>

<p>高齢者コインバス事業の推進</p>	<p>高齢者が増加している現状を踏まえ、高齢者の社会参加の促進や生きがいを支援するため実施している高齢者バス優遇乗車助成事業の実施方法や助成内容について検討していきます。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 1-(1) 生きがいをづくり、健康づくり／(エイジ) 2-1-1 バス利用環境の整備</p>
<p>障がい者への交通費補助</p>	<p>障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため「福祉特別乗車証」の交付をし、また、在宅重度身体障がい者の通院時タクシー代の一部を助成することにより、継続して通院等の交通費軽減や積極的な社会参加を図ります。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 5-2-1 移動支援の充実、5-3-2 冬期間の移動の安全確保／(エイジ) 2-2-1 高齢者の安全な移動環境の整備</p>
<p>移動支援事業</p>	<p>屋外で移動が困難な障がい者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を支援します。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 5-2-1 移動支援の充実、5-3-2 冬期間の移動の安全確保など／(エイジ) 2-2-1 高齢者の安全な移動環境の整備</p>
<p>福祉有償運送</p>	<p>公共交通機関の状況等を勘案しながらNPO等が実施する福祉有償運送により移動制約者の交通手段を確保します。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 5-2-1 移動支援の充実、5-3-2 冬期間の移動の安全確保</p>
<p>高齢者軽度生活援助事業</p>	<p>秋田市シルバー人材センターの軽度生活援助員が、ひとり暮らし高齢者などの日常生活上の軽易な作業（外出の付き添い、食材の買い物、草取り、窓拭き、雪寄せなど）を行い、自立生活を支援します。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 2-(1) 生活支援サービス／(エイジ) 8-3-1 地域における包括的なケアの充実、1-5-1 冬期の安心・安全確保</p>

<p>市営住宅における入居要件の緩和</p>	<p>市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居希望にあたっては、入居要件の緩和措置（収入基準の緩和）、および優先入居（同タイプの空き家が2戸以上でた場合の当選確率が2倍となる）を継続するとともに、今後は、ひとり暮らし高齢者や障がい者が申し込み可能な住宅の拡充等を検討していきます。[都市整備部]</p> <p>-----</p> <p>(次世代) 5-2-506 子育て家庭に配慮した市営住宅等の整備</p>
<p>高齢者や障がい者の住環境の整備</p>	<p>高齢者や障がい者が地域で安心して自立生活を送ることができるよう、グループホームや生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの住環境の整備や住宅改修の促進に努めます。[福祉保健部、都市整備部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 2-(1) 生活支援サービス、5-(1) 介護給付の適正化／(障がい者) 4-1-1 障害福祉サービスの提供体制の整備／(エイジ) 3-1-3 高齢者の健康に配慮した暮らしやすい住宅の整備、3-2-1 社会とのつながりを持って生活できる住環境</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 健康づくりに努める。[市民]
- 高齢者や障がい者などの日常生活の小さな困り事に隣近所で協力する。[市民]
- 買い物や通院など、高齢者や障がい者の移動に協力する。[市民]
- 雇用の受入れ [地域]
- コミュニティビジネスの実現 [市民・地域]
- 移送車貸出を拡充し、高齢者・障がい者の移動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉機器の貸出により、在宅福祉サービスの充実を図る。[秋田市社会福祉協議会]
- 自立に向けた相談に応じる。[民生委員・児童委員]

《参考となる取組事例》

サービス付き高齢者向け住宅の促進

市では、高齢者が安心して暮らすことができるよう、居室の広さやバリアフリー構造を備え、ケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービス提供を行う賃貸住宅を、サービス付き高齢者向け住宅として登録し、登録情報を市民に情報提供しています。

公共施設での車いす貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、身近な地域で利用できるよう市内の市民サービスセンターや地域センター、コミュニティセンター等に貸出用車いすを配置しています。

第5章 重点事業

地域福祉活動の先導的取組とするため、ニーズ調査を踏まえ、第2次計画の2つの重点事業を継承しつつ、次の3つを本計画の重点事業（リーディング・プロジェクト）として位置づけ、ワークショップでの議論を参考に、課題解決に向けた公・共・私の役割分担と連携による取組を示します。

《重点事業1》

孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり

ひとり暮らしなどの高齢者や在宅生活の障がい者、子育て世帯などが、安心して日常生活を営むことができるよう、日頃から地域、民間事業者など、全体で見守るしくみの充実を図ります。

《重点事業2》

災害に備えた支え合いの地域づくり

たとえ自力での移動が困難でも災害時には地域などの支援で無事に避難できるよう、一人ひとりの避難支援プランを作成するなどの地域における避難支援体制づくりを推進します。また、福祉避難所など要援護者の避難生活を支援するしくみの充実を図ります。

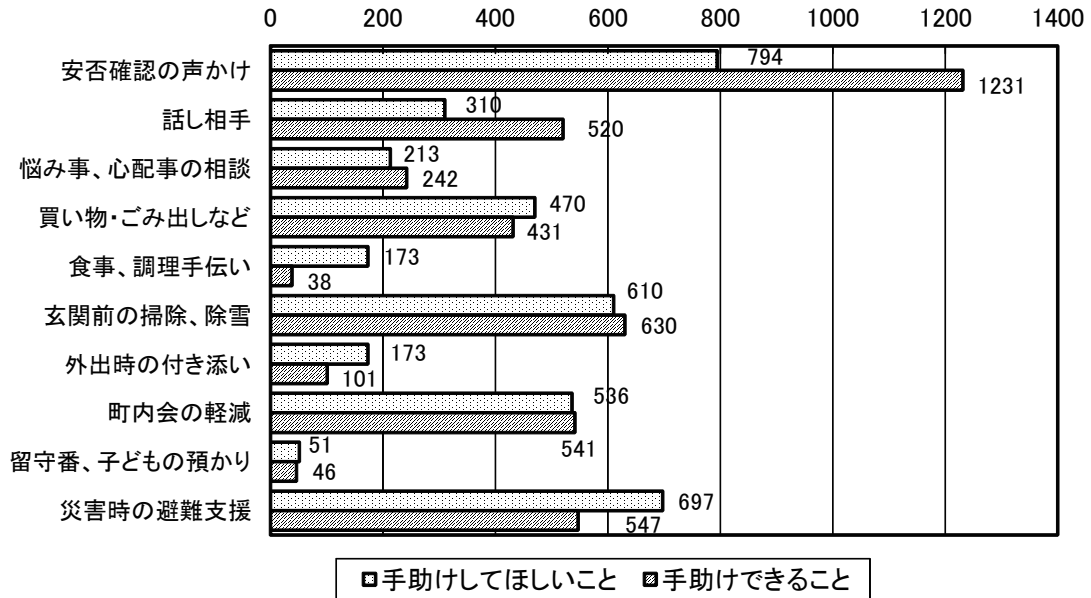
《重点事業3》

担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化

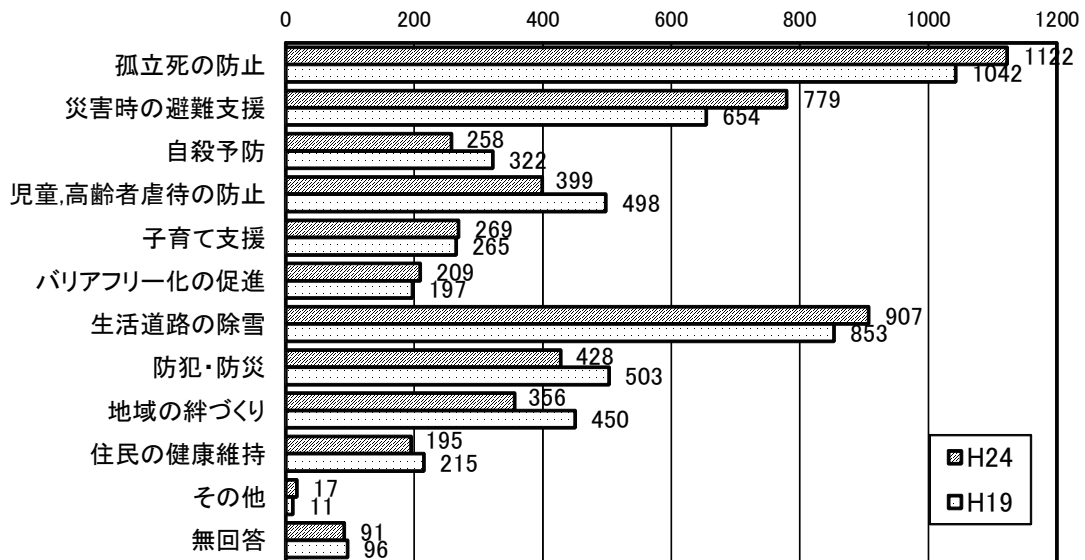
二つの重点事業をはじめ、地域福祉活動が円滑に進むように、担い手の育成や関係団体の連携などにより、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

第5章 重点事業

手助けしてほしいことと手助けできることとの比較
(平成24年秋田市地域福祉市民意識調査)



行政とともに地域がこれまで以上に関わっていくのがよいと思う取組
(平成24年・19年秋田市地域福祉市民意識調査の比較)



1 孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり

(1) 背 景

《市民意識》

市民意識調査では、住んでいる地域において地域ぐるみで進めていけばよいと思う取組として「高齢者の支援（見守り・安否確認など）」が、行政とともに地域社会がこれまで以上に積極的に関わっていくことで全体の状況が改善できることとして「ひとり暮らし高齢者等の見守りによる孤立死の防止」が、それぞれ最も多い回答です。また、高齢者でも家に閉じこもったり地域で孤立したりせずに安心して暮らしていくために効果がある取組として、「地域が行う見守り、声かけ活動の充実」、「行政が行う高齢者の在宅支援サービスの充実」、「地域、行政、民間などの連携による、高齢者を支えるネットワークづくり」の3つが多い回答となっています。これは、地域社会の高齢化を反映しているものであり、また、担い手の連携による体制づくりが必要とされていることの現れであると考えられます。

ヒアリング調査でも、高齢者が地域で安全に生活するための地域社会や行政の取組の必要性があげられており、その上で、地域での担い手不足や高齢者以外の障がい者や母子家庭などの孤立状況などについて、多くの意見が出されました。

ワークショップでは、地域の生活課題として高齢者に関する意見が多く出されており、第2次計画の重点事業「孤立死を出さない地域づくり」の検証も踏まえ、「高齢者などが孤立せずに地域で安心して暮らすことができるためにどうしたらよいか」をテーマに、地域での取組などについて意見交換を行いました。その結果、ひとり暮らし高齢者などが地域から孤立化していくことを防ぐため、地域福祉活動における取組強化として、見守りの担い手の確保や関係団体の連携によるネットワーク強化の必要性について提言がありました。

《これまでの取組》

厚生労働省は、平成20年3月、「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）報告書」をとりまとめ、孤立死を予防できるコミュニティづくりを進めること、孤立死予防対策を高齢者虐待の防止対策や認知症対策、災害予防対策と一体的に考えること、孤立死防止ネットワークを構築することを提案しています。

その後、平成22年8月には、市町村地域福祉計画の策定および見直しについて、高齢者などの孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に有効な計画となっているかを点検し、必要に応じて計画の見直しを図るように求めています。

さらに、平成24年5月には、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策として、高齢者団体、障がい者団体、民生委員などの関係機関や民間事業者との連携強化、生活困窮者など支援が必要な者の把握、個人情報適切な共有等による、要支援者を支える体制づくりや地域づくりを市町村が進めるように、求めています。

加えて、内閣府は、平成23年5月にまとめた「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」において、経済社会の構造変化の中、地域や家庭の「つながり」が薄れ社会的に孤立して生活困難に陥るリスクが高まってきており、すべての人が社会的に包摂されるように官民を含めた関係者が取り組んでいく必要性があると示しております。

秋田市社会福祉協議会では、高齢者等の孤立化を防ぎ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的として、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、町内会・自治会等との連携により、地域の見守りの必要な世帯に対して、月1回以上の見守り・声かけ等安否確認を行う見守りネットワーク事業を平成13年度から、随時見直しを行いながら、実施しています。見守りネットワークは、地域における孤立化防止ネットワークの核となりえる取組となっています。

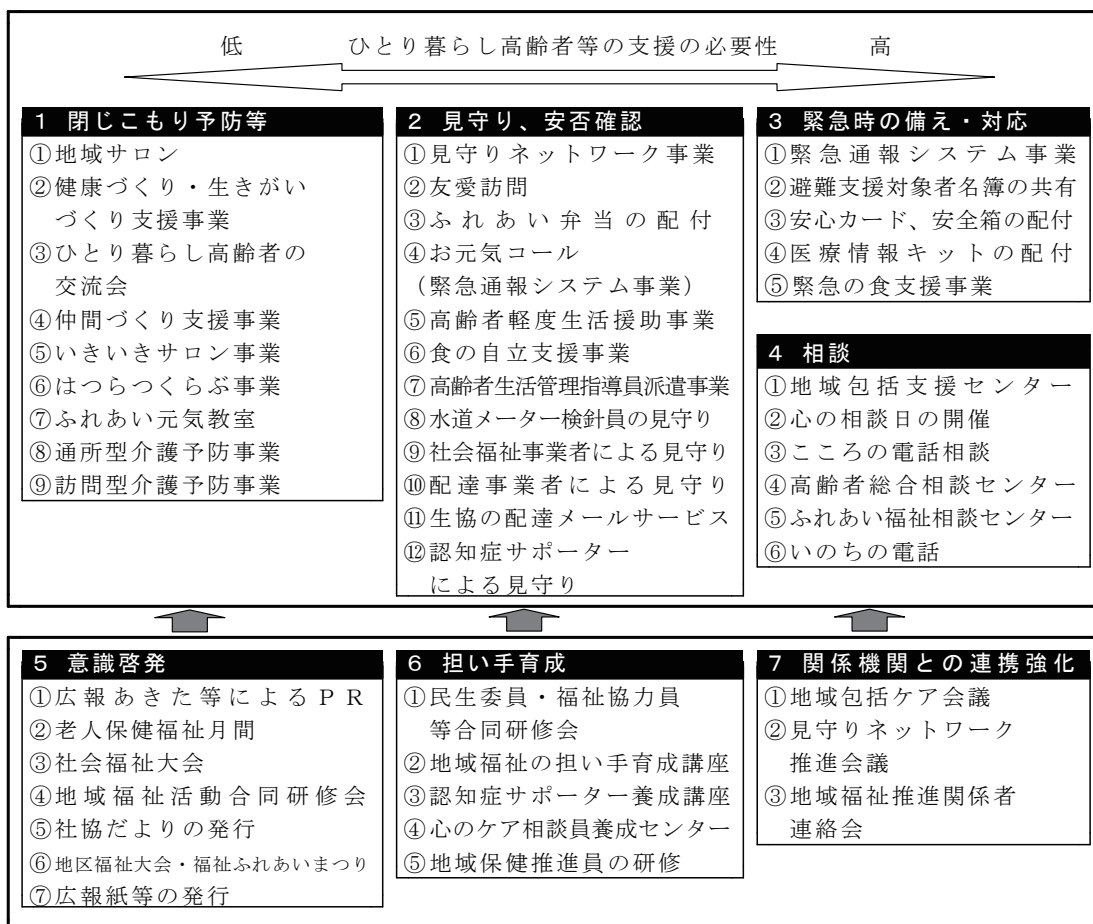
(2) 現状と課題

《市の取組》

第2次計画の重点事業1「孤立死を出さない地域づくり」の取組として、平成21年度から各地区において、孤立死予防に関するワークショップを開催し、地域の実情と課題を明らかにしました。その上で、平成22年3月、行政や関係機関、地域が行っている孤立死予防に有効な取組を「秋田市孤立死予防対策」としてとりまとめ、地区社会福祉協議会や連合町内会、民生委員・児童委員など地域の関係団体や対象となる高齢者などへのリーフレット配布により、周知啓発を行っております。

しかし、見守り活動等を行っている地域団体や行政、関係機関とのネットワーク化や、民間事業者との連携など、さらなる取組が必要との指摘が寄せられています。また、地域での孤立化を考えた場合、高齢者だけではなく、障がい者世帯や子育て世帯、生活困窮者、若年者の引きこもり等、さまざまなケースがあることがわかっており、そうした世帯に対する孤立予防の観点からのアプローチも課題となっています。

秋田市孤立死予防対策（平成22年3月）から抜粋



《秋田市社会福祉協議会の取組》

見守りネットワーク事業は、秋田市社会福祉協議会の「ふれあいのまちづくり事業」（平成3～8年度まで国庫補助事業であったが、現在は市と協働で実施している。）の一つとして地区社会福祉協議会が中心となって行われています。

見守りネットワーク参加者からは、対象者の選定が困難、見守り体制の強化、民生委員との連携強化、対象者の範囲、対象事業の拡大などの課題が寄せられており、取組を今まで以上に地域の高齢者などの孤立化防止に役立つものとするため、平成21年度から平成22年度にかけて、事業の見直しを行い、平成23年度から新たな見守りネットワーク事業としてスタートしております。

（見守りネットワーク見直し内容）

(1) 地区での打ち合わせ会の開催（年1回）

地区社協・地区民児協・町内会長・福祉協力員などを対象に、事業の説明、対象世帯の確認を行うとともに、見守り体制の合意形成を図ります。

(2) 日常的な見守り活動を明記

月1回程度の定期的な訪問活動（安否確認）に加え、近隣協力者などによるカーテンの開閉、新聞受けの確認など日常的な見守り活動を明記しました。

(3) 児童虐待・高齢者虐待も見守り対象

児童虐待、高齢者虐待が見受けられる場合も対象とします。虐待が見受けられる時は、担当民生委員と連携を図ります。

※積極的に虐待のある世帯を探すという意味ではありません。

(4) 市社会福祉協議会から地区社会福祉協議会への補助対象事業の拡大

「安否確認を兼ねた配食サービス」「安心キットの打ち合わせ会」「福祉協力員の研修会」などが補助対象となり、補助金の使途が広がりました。

(5) 報告書類の簡素化

今後も、個人情報保護や近隣住民の協力、地区社会福祉協議会の体制整備、隣近所のお互い様の活動を充実させることなどに留意しながら、見守りネットワーク活動を充実させていくことが必要となっています。

(3) 取組の方向

目標：孤立（死）予防につながる孤立予防ネットワークの確立をめざします。

※孤立死（孤独死）に明確な定義はありませんが、本計画では、ひとり暮らし高齢者・高齢者だけの世帯などが、社会的に孤立した状態であったため、死後しばらく放置されていたような場合を「孤立死」とします。

第2次計画の重点事業1「孤立死を出さない地域づくり」に基づく、孤立（死）予防対策につながる取組を、地域福祉推進関係者連絡会などで取組の周知を図りながらさらに進めるとともに、小地域ごとの地区ワークショップを随時開催し地区ごとの実情と課題を明らかにします。

そのうえで、①「地域住民の理解促進やネットワーク参加者の掘り起こしなどにより見守りネットワークの強化・充実を図る」とともに、②「民生委員・児童委員による相談・支援などの訪問活動や地域保健活動との連携」、③「地域サロンのように高齢者などが自ら外出する取組など」など、地域における取組の推進を図っていくこととします。

また、孤立（死）予防には、地域における取組に加え、行政や関係機関、個別に配達等訪問する事業者やライフライン事業者などとの連携により、より大きな体制での取組体制が必要なことから、④「民間事業者との協定締結などによる見守り体制の拡大」、⑤「行政や関係機関、民間事業者などによる『孤立予防ネットワーク会議（仮称）』の開催」、⑥「行政や関係機関、民間事業者などによる『孤立予防ネットワーク』の確立」に向けた取組を進めていきます。

本事業を進めるにあたっては、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に限らず、在宅の障がい者世帯や子育て世帯、母子家庭、生活困窮者など、地域で孤立するおそれがあるすべてのかたを対象とします。

また、こうした取組は、高齢者虐待予防や認知症高齢者対策、災害時の要援護者支援などにつながることから、総合的な生活支援体制として機能するものとすることをめざします。

《事業計画》

平成26年度	孤立予防ネットワーク会議（仮称）の設立 民間事業者との連携（協定締結など） 地区ワークショップの開催（随時）
平成27年度 ↳ 平成30年度	孤立予防ネットワークの確立 民間事業者との連携（協定締結など） 地区ワークショップの開催（随時）

《公・共・私の役割》

行政の役割	情報の集約、ワークショップの開催 孤立（死）予防策の周知 孤立予防ネットワーク（会議）の調整
地域の役割	情報の把握、ネットワーク活動等の充実 関係機関等との連携
民間事業者、 関係機関の役割	孤立予防ネットワークへの参加 行政、地域との連携による情報把握、見守り活動の実施
市民の役割	課題の共有、見守りネットワークへの参加など

2 災害に備えた支え合いの地域づくり

(1) 背景

《国・県の動き》

内閣府は、平成16年に発生した一連の風水害における高齢者等の被災状況等を踏まえ、高齢者等の災害時要援護者の避難支援体制の整備を進めるため、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月作成、平成18年3月改訂）を公表しました。

これを受けて厚生労働省は、平成19年8月、要援護者にかかる情報の把握・共有および安否確認等の円滑な実施について、災害時における要援護者の支援活動を迅速かつ適切に実施できる体制を構築するよう市町村に助言するとともに、要援護者の支援方策について、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を示しました。

また、内閣府は、平成21年度までに災害時要援護者の避難支援プラン全体計画を策定するよう市町村に促すとともに、そのモデル計画を平成20年2月に公表しており、秋田県も、平成20年7月にモデル計画として「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を市町村に示しました。

さらに、厚生労働省では、災害発生時、特に、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等については、一般的な避難所では生活に支障を来たすため、安全が確保されバリアフリー化された福祉施設等の福祉避難所において特別な配慮をする必要があることから、福祉避難所の設置・運営に関して標準的な項目をまとめた「福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月作成）を公表し、各地方公共団体において、ガイドラインを参考に独自のガイドライン又はマニュアルを作成することを求めています。

平成23年3月の東日本大震災においては、被災地における65歳以上の高齢者の死亡者数が死亡者数全体の約6割を占め、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の2倍にのぼっています。また、消防職員や消防団員の死者・行方不明者が281名、民生委員・児童委員は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となっています。

内閣府では、こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害

第5章 重点事業

対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように、①避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけ、そのために必要な個人情報を利用できること、②要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に情報提供すること、③災害発生時などには、本人の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者などに情報提供できること、④名簿提供者に守秘義務を課し、市町村が名簿漏洩防止の措置をとることなどを定め、併せて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を公表し、具体的な取組方法等を市町村に示しました。

また、平成25年6月の災害対策基本法改正においては、避難所や在宅の被災者の状況を踏まえて、①避難所における生活環境の整備、②避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮を定め、併せて、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月）を示し、地域の特性や実情を踏まえた、災害時の避難所における良好な生活環境の確保について、市町村の対応を求めています。

《市民意識》

近年の東日本大震災や風水害の相次ぐ発生を受けて、災害時の避難支援についての市民の関心はこれまで以上に高く、市民意識調査では、市民が地域社会の役割として期待する機能は「災害時の助け合い」がすべての年代で最も高い回答であり、その他の調査項目でも、平成19年調査時に比べ、災害に関する項目がのきなみ高い回答結果になっています。

また、高齢者などが無事に避難できるようにするには、市民一人ひとり、地域、行政のどんな取組が最も効果的かについては、「地域で支援体制づくりを進めること（町内会や自主防災組織、民生委員などによる）」が約4割、「市民一人ひとりが災害に備えること（備蓄や耐震補強など）」が約3割、「行政が災害に強いまちづくりを進めること」が約2割であり、災害に備えるためには、互助・自助が大切であるという意識の高まりが現れています。

さらに、災害に備えての地域での避難支援や声かけを行う体制づくりで最も効果が大きい取組に関しては、「高齢者、障がい者などの状況把握」が最も高く、次いで「災害時に声かけ・避難誘導を行う支援者や支援体制の検討」、「災害時の

避難誘導のためのマップづくり」、「町内会・民生委員など地域内での防災体制づくり」が高い回答となっています。

ヒアリング調査においても、在宅生活を行う要介護者や障がい者などへの支援の必要性、地域での体制づくりの取組への期待、関係機関や民間事業者と行政、地域との連携の必要性などの意見が多く出されました。

ワークショップでも、行政と地域が協力して解決すべき生活課題のひとつとして「災害時要援護者の避難支援」が挙げられており、第2次計画の重点事業「災害時の要援護者の避難支援」の検証も踏まえ、「災害時に高齢者などが無事に避難するにはどうすればよいか」をテーマにさらなる検討を行いました。その結果、自助の重要性、隣近所などでの声かけ、地域内での連携の必要性、人材・資機材の整備や継続的な避難訓練の実施など具体的な取組について、様々な提案が出されました。

また、共通して、日頃の見守り活動や孤立予防の取組が災害時の助け合いにつながっていくことを市民に理解してもらうことが必要だという意見がありました。

(2) 現状と課題

《本市の取組》

本市では、「秋田市地域防災計画」に基づき、自力での避難が困難であるため介助支援が必要な在宅の高齢者・重度障がい者に関する情報を、本人から同意を得たうえで、平成17年度から「介助支援対象者名簿」として、民生委員・児童委員を經由して自主防災組織または町内会・自治会に提供し、災害発生時の介助支援を依頼していました。

平成22年3月には、第2次秋田市地域福祉計画の重点事業「災害時の要援護者の避難支援」の取組として、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を策定しました。これは、内閣府の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で示された、災害時要援護者対策における市町村の全体計画として、「秋田市地域防災計画」の「災害時要援護者の安全確保」を具体化し、地域における平常時からの災害時要援護者の実態把握と災害時における情報の伝達、避難誘導などの避難支援体制づくりを進める際の指針としたものです。

「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」(平成22年3月策定)の構成

第1章 基本的な考え方

策定の背景と目的・位置づけ、避難支援の基本的な考え方、災害時要援護者の定義、対象とする災害時要援護者(避難支援対象者)

第2章 災害時要援護者情報の収集・共有

情報収集の目的、収集・共有の方法、避難支援対象者名簿の作成、市での情報共有、名簿の外部提供、情報管理、名簿の活用、緊急時の情報提供

第3章 個別避難支援プランの作成

作成の目的・推進、個別避難支援プランの内容、支援者の選定、身近な避難場所の設定、個別避難支援プランの保管、情報の共有と更新

第4章 情報伝達体制

避難情報の種類、避難準備情報発表の基準、避難情報の伝達体制と伝達手段、要援護者に対する情報伝達ルート、情報伝達責任者の明確化、安否確認情報

第5章 避難所における支援

避難誘導の手段・経路、避難所の種類、指定避難所における支援、福祉避難所

第6章 関係機関・団体との連携

地域の取組、市・地域・関係機関・団体・要援護者自身の役割

これに基づき、平成22年度から、居宅生活者で、同居家族等の支援だけでは自力避難が困難な高齢者、障がい者や難病患者などの避難支援対象者について、本人の同意を得たかたの情報を「避難支援対象者名簿」としてまとめ、地域の町内会長又は自治会長、自主防災組織の代表、民生委員・児童委員に情報提供を行い、地域での要援護者の把握と避難支援体制づくりを依頼しています。

避難支援対象者情報については、住民基本台帳等を基に民生委員・児童委員の協力を得て実施する「在宅ひとり暮らし等高齢者実態調査（基準日：毎年10月1日、ただし、異動報告があれば随時更新）」および要援護者を所管する各課所室からの情報等により把握に努めています。なお、情報提供についての同意確認は、高齢者については実態調査時に民生委員・児童委員が、それ以外の対象者については、障害者手帳の交付・更新時等に市が直接行っています。

○避難支援対象者数(平成26年1月1日現在)

	要介護認定者	ひとり暮らし高齢者	その他高齢者	身体障がい者	知的障がい者	特定疾患患者	小児慢性特定疾患患者	精神障がい者	その他	実数合計
対象者数	5,707	9,723	6,462	2,818	462	1,872	17	222	35	23,240
同意者数	3,260	6,883	4,008	1,882	204	599	5	50	11	13,628
同意率	57.1	70.8	62	66.8	44.2	32	29.4	22.5	31.4	58.6

*その他高齢者) 普段の見守りに加えて災害時の安否確認が必要な高齢者のみ世帯、日中独居高齢者など

*その他) 65歳未満の高齢者など、どの区分にも該当しない方

*実数合計) 複数の項目に当てはまる対象者もいるため、避難支援対象者の実数を合計

また、平成22年度からは、避難支援対象者名簿を活用した地域における避難支援体制の構築に向け、外旭川、下新城、新屋の3地区をモデル地区に指定し、5町内会において、個別避難支援プラン作成をはじめとする取組を行っており、それを市内全体に広げるため、各地区で説明会を実施しています。

その後、平成23年度の東日本大震災における被災地の状況を受けて、「秋田市災害対策基本条例」が平成24年3月に制定されました（平成24年7月施行）。この条例の趣旨は、いつか必ずやってくる大規模災害に備えて、市と市民が適切な役割分担のもと、自助・共助・公助がバランス良く融合した、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

条例第14条では、災害時要援護者への支援として、要援護者の情報提供を規定しています。避難支援対象者名簿の地域提供は本人同意が前提であり、同意を得られていないかたの情報提供がなく、地域で把握できないために発災時に支援からまれるおそれがありました。そのため、本人の同意の有無にかかわ

らず、重度の要介護者や身体障がい者で、身体的な状況から災害時必ず支援が必要なかたの情報を、あらかじめ地域に提供できるように、規定したものです。

この規定に基づき、平成24年度から、各地区で町内会長や自主防災組織代表、民生委員・児童委員への説明会を行い、覚書を取り交わした上で、「要援護者把握用リスト」として情報提供し、平常時の要援護者の把握と大規模災害時の安否確認や避難誘導への活用を依頼しております。

○秋田市災害対策基本条例

(災害時要援護者への支援)

第14条 市は、災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する体制の整備を行うため、災害時要援護者に係る秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員および地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体に対し提供し、必要な個人情報を共有させることができる。

3 前項に規定する個人情報の提供を受けたものは、当該情報を適正に管理しなければならない。

○秋田市災害対策基本条例施行規則

(災害時要援護者に係る個人情報)

第2条 条例第14条第2項に規定する規則で定めるものは、市内に居住する災害時要援護者（原則として1年以上の期間継続して医療機関に入院している者および福祉施設に入所している者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものに係る氏名、住所、年齢および性別とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかに該当する旨の認定を受けている者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する視覚障害の障害の程度が1級であるもの又は聴覚障害もしくは肢体不自由の下肢もしくは体幹の機能障害の障害の程度が1級もしくは2級であるもの。

また、東日本大震災の被災地では、高齢者や障がい者のかたなどで、指定避難所での避難生活が難しい方々は、老人福祉施設などの福祉避難所で避難生活を送っておりました。本市でも、大規模災害時などで、避難生活が長期にわたるおそれがある際、2次的な避難所として福祉避難所の開設が行えるよう、平成24年3月30日、市内の27の社会福祉法人・医療法人、4校の特別支援学校と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結し、77施設と4校を福祉避難所に指定しました。

「要援護者把握用リスト」と「避難支援対象者名簿」の違い

	要援護者把握用リスト (平成24年度から)	避難支援対象者名簿 (平成22年度から)
法的根拠	・秋田市災害対策基本条例・施行規則 (H24. 3. 26制定、7. 1施行)	・災害対策基本法(H25. 6. 21改正) ※基本法上の「避難行動要支援者名簿」に該当 ・秋田市災害時要援護者の避難支援プラン (H22. 3月策定)
目的	・本人同意の有無に関わらず、特に支援が必要な要援護者の情報を地域に提供し、地域で要援護者を把握 ・要援護者の生命・身体に関わるような災害時には、安否確認や避難誘導に活用	・同意者の情報を地域に提供し、日頃から、地域における避難支援体制づくりを推進 ・災害時又は災害が予測される時には、安否確認や避難誘導等に活用
対象者	※身体状況で必ず支援が必要と思われる方に対象範囲を絞り、本人に同意確認せずにリスト登録 市内在住の在宅のかた（長期入院・施設入所していないかた） ① 高齢者 ・要介護3以上 ② 障がい者 ・身体障がい者 視覚（1級） 聴覚（2級） 肢体不自由のうち、 下肢・体幹機能障害（1～2級）	※対象範囲を広くし、支援が必要な方を本人に同意確認の上、名簿登録 市内在住の在宅のかたで、同居家族等の支援だけでは、自力避難が困難なかた ① 高齢者 ・要介護1以上・独居、高齢者のみ世帯等 ② 障がい者 ・身体障がい者 視覚（1～3級） 聴覚・平衡（1～3級） 肢体不自由（1～2級） ・知的障がい者（療育手帳A） ・精神障がい者（精神保健福祉手帳1級） ③ 難病患者 ・特定疾患医療受給者証所持者 ・小児慢性特定疾患患者（重症認定患者） ④ その他
情報項目	※区域内のどこに誰がいるかという情報 ・住所、氏名、性別、年齢	※避難支援体制づくりに必要な情報 ・住所、氏名、性別、年齢・生年月日、電話番号 ・支援をする理由（高齢者のみ世帯、視覚障害等）
提供先・情報共有範囲	・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員・児童委員 ・情報共有は、上記のみ ※ただし、区域や要援護者数によっては、情報共有者を設定可能（別に覚書締結が必要）	・町内会長、自主防災組織隊長、民生委員・児童委員 ・名簿共有は、上記のみ ※ただし、町内会班長まで、避難支援体制づくりに必要な範囲で部分的な情報共有は可能
手続	・事前に市と覚書を締結 ・受領時は受領書を提出	特になし（民生委員・児童委員から手渡し）
活用方法	平常時：町内のどこに（何班に）要援護者がいるか把握 災害時：大災害時で、生命・身体に危険があると判断される場合、町内で情報共有し、安否確認や避難支援に活用 ※ただし、同意をしていないかたへの同意書提出を促すことには活用可能	平常時：支援者の選定、緊急連絡網・福祉災害マップ作成、個別避難支援プラン作成等により、地域の実情に合った避難支援体制づくりを行う。 災害時：災害時や災害発生が予測される時、町内の支援体制に基づき、連絡網等により、安否確認や避難支援を行う。

《地域における取組》

平成22年度に避難支援対象者名簿の情報提供を開始した際、名簿を活用した地域における避難支援体制の構築に向け、外旭川、下新城、新屋の3地区をモデル地区に指定し、5町内会において、個別避難支援プラン作成をはじめとする具体的な取組を行っています。

各町内会においては、①町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの連携による取組体制の整備、②安否確認や避難誘導を行う支援者の設定や災害時に要援護者への情報伝達を行う連絡体制の整備、③避難所や要援護者の所在地などを記し地図上で避難経路等を把握する福祉災害マップの作成、④要援護者一人ひとりの避難情報をまとめた個別避難支援プランの作成、⑤要援護者への情報伝達や避難誘導などの訓練などの取組を行っております。

モデル地区の5町内会では、東日本大震災の発生時、対象者の安否確認のほか、町内会館での灯油ストーブの準備、発電機の確保、高齢者を町内会役員宅に泊めるなどの支援活動が行われており、避難支援体制構築の一定の成果が現れているといえます。

また、モデル地区以外の地区、町内会においても、独自の要援護者名簿の作成、町内の避難場所や要援護者宅を記した地図の作成、緊急連絡網の整備、町内での避難支援ボランティアの募集と要援護者とのマッチング、要援護者と支援者の顔合わせを兼ねた昼食会、地区全体での避難訓練・避難所運営訓練、独自の個人情報ガイドラインの作成など地域の実情に応じた取組が進んでいます。

民生委員・児童委員では、平成18年度から、全国民生委員児童委員連合会が主唱する「災害時一人も見逃さない運動」を、秋田市民生児童委員協議会が呼びかけ、各地区民生児童委員協議会を単位に、地区社会福祉協議会等と連携をとりながら、緊急時連絡網の整備や、要援護者台帳の整備、関係機関との災害対応ネットワークづくり、災害マップの作成などに取り組んでいます。

その後、全国民生委員児童委員連合会では、東日本大震災などの被災地における民生委員・児童委員による支援活動を踏まえ、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」（平成25年4月）を策定しました。この中では、平常時の活動の重要性、災害発生の段階ごとの支援活動などが示され、特に、行政や社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織、消防団などと連携した地域ぐるみでの取組の重要性が示されております。

《課 題》

要援護者の避難支援体制の整備にあたっては、災害対策基本法改正や秋田市災害対策基本条例制定を踏まえ、①要援護者情報の把握と地域、関係機関等への情報提供、②地域における要援護者の個別具体的な支援体制の整備、③避難所などにおける要援護者の避難生活への支援、以上3段階の取組が必要です。

要援護者情報の把握と地域、関係機関等への情報提供については、災害対策基本法で義務づけされた避難行動要支援者名簿にあたる避難支援対象者名簿（同意者名簿）、災害対策基本条例に基づく要援護者把握用リストの二つを作成、配布しているところですが、要援護者の範囲やその情報を共有する範囲については、さらに検討する余地があります。

なお、要援護者の情報提供については、市民の個人情報保護意識の高まりへの配慮が必要ですが、災害対策基本条例制定時の要援護者への郵送アンケート調査では、災害時の安否確認や避難支援のため個人情報や平常時から地域で共有することに対して、対象となる要介護認定者や身体障がい者から、約9割の肯定的な回答があり、要援護者などの市民理解は得られると考えられます。

地域における要援護者の個別具体的な支援体制の整備については、これまでの第2次計画の重点事業「災害時の要援護者の避難支援」の取組を市内全体に広げていく必要があります。第2次計画の重点事業において、平成25年度までに整備することとしていた、個別避難支援プランについては、十数町内会での取組にとどまっており、まずは、地域における取組体制の整備を支援していく必要があります。また、地域からの意見やワークショップでは、地域における担い手不足、町内会未加入者や集合住宅居住者への対応、日中と夜間における体制づくり、関係機関や福祉施設、民間事業者との連携などの課題や提案があげられております。今後もこれまでの地域における取組について検証を加えた上で、地域における要援護者一人ひとりの個別具体的な支援体制の整備を進める必要があります。

避難所などにおける要援護者の避難生活への支援については、指定避難所における要援護者への支援やニーズの把握を行う体制整備を進めるとともに、福祉避難所開設に向けて、運営体制やマニュアルの整備、物資や人材の確保などを進めていく必要があります。

第5章 重点事業

これらの取組の実施にあたっては、災害時における自助・共助・公助による支援を適切かつ円滑に実施するため、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」の改定を行う必要があります。そして、避難支援プランの策定、推進にあたっては、市と地域、関係機関、要援護者団体等との連携が必要です。具体的には、市においては、地域防災計画や災害対策基本条例との整合性、自主防災組織の要援護者支援活動の充実などの観点から、福祉部門と防災部門の連携が必要です。地域においては、民生委員・児童委員と自主防災組織や地縁団体、地区社会福祉協議会、関係機関などについては、地域包括支援センターや障がい者の相談支援事業所、市社会福祉協議会、福祉事業者やボランティア団体、市身体障害者協会など、これらすべての関係者が相互に密接な連携を図る必要があります。

また、避難支援プランの推進にあたっては、日頃からの交流を生かした地域住民による支え合いと、支援者選定や避難訓練実施などの避難支援体制づくりへの参加が必要です。そのため、市民一人ひとりへの避難支援プランの周知と地域での体制づくりへの参加を呼びかけ、地域ぐるみによる取組となるよう努めます。

(3) 取組の方向

目標：災害時に要援護者が無事に避難でき、また、安心な避難生活を送ることができるような、避難支援体制づくりをめざします

市の福祉部門と防災部門が連携しながら、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」の見直しを行い、支援体制の全体的な考え方を整理するとともに、各地区における避難支援体制づくりをサポートしていきます。

平成26年度に「避難支援プラン」を改定し、平成30年度までにすべての地区で、個別避難支援プランの作成など要援護者の避難支援体制を構築していくことをめざします。

また、要援護者の避難生活支援のため、福祉避難所の運営マニュアルの作成、備蓄、人材の確保のための協定締結などをめざします。

《事業計画》

平成26年度	「災害時要援護者の避難支援プラン」の改定
平成27年度	モデル地区・町内会での避難支援体制整備（個別避難支援プラン作成等） 福祉避難所における体制整備（運営マニュアル等）、備蓄・人材の確保（協定締結等）
平成28年度 ） 平成30年度	全市域における避難支援体制整備（個別避難支援プラン作成等） 要援護者の避難生活支援体制の整備

【避難支援プランを改定する内容】

- ・ 災害対策基本法、災害対策基本条例の反映、地域防災計画との連携
- ・ 要援護者情報の把握と地域、関係機関等への情報提供
(対象者の範囲、情報提供先等の再検討、同意率向上の取組)
- ・ 地域における要援護者の支援体制の整備
(情報提供に基づく取組内容)
- ・ 要援護者の避難生活への支援
(指定避難所、福祉避難所、在宅避難者への支援)
- ・ 関係機関との連携体制
- ・ 個別避難支援プランの策定方法

【避難支援体制整備の内容】

- ・ 地域における取組体制づくり
- ・ 要援護者の把握と支援者の確保
- ・ 緊急連絡網や福祉災害マップ、個別避難支援プランの作成
- ・ 避難訓練、防災訓練の実施

《公・共・私の役割》

行政の役割	「災害時要援護者の避難支援プラン」の見直し、地域への情報提供、地区ごとの説明会と地区における取組支援、事業のPR、福祉避難所の体制整備など
地域の役割	地域における取組体制づくり、要援護者の状況把握と支援者の確保、情報に基づく避難支援体制づくりの取組
市民の役割	自助としての災害への備え、避難訓練等への参加、支援者としての取組への参加など

【個人情報の共有と取扱い】

市では、公的な福祉サービスの利用者等に関する個人情報の取扱いにあたって、秋田市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を保護していますが、同条例では、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、市民負担の軽減、行政サービスの向上のため、又は、本人の利益や社会公共の利益のために必要ときは、保有個人情報を本来の利用目的以外に利用・提供することができるかとされています。情報の外部提供ができる場合は、本人の同意がある場合、生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要なとき、秋田市個人情報保護審査会の意見に基づき公益上必要な場合などがこれにあたります。

そのため、避難支援対象者名簿での情報提供にあたっては、外部有識者からなる秋田市個人情報保護審査会の意見に基づき、地域への情報提供についての本人の同意を得ることを前提としました。

その後、東日本大震災を踏まえ、要援護者団体への意見聴取や要援護者へのアンケート調査、秋田市個人情報保護審査会の意見聴取に基づき、秋田市災害対策基本条例を制定し、特に支援が必要な要援護者については、本人の同意の有無にかかわらず、必要最小限の情報を地域に提供することとしました。これは、秋田市個人情報保護条例で、法令で定めている場合は情報提供が可能であるとしていることによるものです。

また、平成25年6月の災害対策基本法改正により避難行動要支援者名簿作成が市町村に義務づけられた際に、①作成に必要な範囲での市町村が保有する対象者情報の目的外利用、②本人同意に基づく、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援等の実施に関わる関係者への情報提供、③災害発生時など本人の生命身体を保護するために必要な際に本人同意の有無によらず情報提供できること、④個人情報保護のための情報漏えい防止策を講じることなどを規定しています。

重点事業の推進をはじめ、地域での支え合いを実現するためには、関係者間での情報共有が極めて重要であることから、事業の実施にあたっては、住民との信頼関係との調和に配慮しながら、必要に応じて具体的に慎重かつ適切に判断することとします。

3 担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化

(1) 背景

《市民意識》

市民意識調査では、近所の人との付き合いの程度は、会話や挨拶程度という回答が約半数であり、相談や頼み事、困ったときに助けてくれる人が近所にいる人の割合は、36.1%となっています。また、地域活動（地域自治活動や市民活動）については、参加していない人の割合が46.0%となっております。参加している活動は、町内会・自治会などの地域活動が39.2%と最も多く、年代別では50歳代では約半数が地域活動に参加していますが、20歳代では約16%となっています。全体では、30歳代、40歳代では子ども会やPTA活動、学校協力活動への参加が約3割と多く、50歳代では、町内会・自治活動への参加が多くなっています。さらに、今後、地域活動への参加を求められた場合どうするかについては、内容によっては参加するという回答が51.1%と多くなっており、参加しない、参加できないが15.5%となっています。参加できない理由は、20歳代から60歳代までは、「仕事のため時間がとれない」という回答が多く、65歳以上では、「健康、体力に自信がない」が最も多くなっています。60歳代では、参加すると内容によっては参加するを合わせた割合が、約8割と最も多く、50歳代、70歳代が続いています。また、居住形態で見た場合、マンション・アパート居住者の約67%が現在、地域活動に参加していませんが、今後参加を求められた場合は、約56%が内容によっては参加したいという回答となっています。

町内会・自治会の加入世帯は、平成25年4月の推計で、約81.2%となっており、平成22年度に行った町内会（自治会）アンケートでは、困っていることとして、「役員のなり手がいない」、「役員の高齢化（世代交代が進まない）」、「行事への参加者が少ない」があげられています。

平成22年度に行った、集合住宅へのアンケート調査では、約4割が地域の町内会に加入していますが、マンション単独で自治会を結成しているのは、わずかに約7%であり、住民の半数以上が町内会未加入の状態になっていると思われます。また、災害時要援護者の避難支援に関しては、全体の約4割の集合

住宅で、地域とともに取り組んでいく必要があると回答されています。

ヒアリング調査でも、高齢者や障がい者、子育て世代などの交流の場が必要、地域活動の活性化や地域と公的機関の連携などが高齢者や障がい者などの安全安心な地域生活につながるという意見が多く出されました。

ワークショップでは、地域の生活課題として、地域の絆づくりや町内会などの地域活動の担い手不足などに関する意見が多く出されたことから、「町内会などの地域コミュニティ活動を活性化するためにどうしたらよいか」をテーマに、地域での取組などについて意見交換を行いました。その結果、担い手の育成や組織の活性化、地区内の団体や福祉施設、学校、ボランティアなどとの連携を強化するなどの提言がありました。

《これまでの取組》

厚生労働省は、地域福祉計画の策定および推進に関して、町内会、自治会などの地域団体との連携、協働が重要であるとしており、孤立死予防や生活困窮者対策、災害時要援護者の避難支援など、個別の課題についても、地域との連携の重要性を示してきました。

また、秋田市社会福祉協議会においても、見守りネットワーク事業や救急医療情報キット（安心キット）事業などの各種事業において、町内会・自治会等との連携を重要なものとしており、各地区で行われる地域福祉活動への支援を行っています。

(2) 現状と課題

《市の取組と課題》

本市では、「第2次秋田市地域福祉計画」および「秋田市地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の担い手が協働して地域福祉を推進していくための連絡や協議を行うため、平成23年度から地域福祉推進関係者連絡会を開催しています。参加者は、各地区の地区町内会連合会又は地区振興会、地区社会福祉協議会および地区民生児童委員協議会の代表者であり、内容としては、重点事業に関連した、地区別ワークショップの開催や秋田市災害時要援護者の避難支援プラン作成や要援護者情報の提供、市社会福祉協議会の見守りネットワーク事業の見直しに関する協議を行っています。開催していく中で、地域からは、地域活動の担い手不足、町内会活動の活性化、個人情報保護意識が活動の障害となること、集合住宅居住者や町内会未加入者との交流、地区団体間の連携、地域活動への支援などが、課題として上がっております。

また、地域活動における担い手育成のため、平成22年度から、地域活動座談会を開催しております。座談会は、地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会と連携して地域福祉活動に取り組むことが期待される、経験年数が比較的短い町内会長および町内会役員や地域活動に関心がある市民を対象として、すでに地域活動を行っている団体や町内会の事例紹介や出席者同士の意見交換を行っています。座談会においては、地域住民の活動への参加や活動を行うに当たってのノウハウ不足、活動への支援などが課題として上がっています。

なお、このほかに、市では、地域の個性や特色を活かした魅力ある地域づくりを展開するため、地域づくり組織の結成を支援を行っており、また、町内会活動の活性化を図るため、活動費等の助成や集会所整備の支援を行っています。さらに、地域課題の解決や個性ある地域づくりを進めるため、地域づくり交付金による支援を行っているほか、支援・相談の窓口を開設して、町内会など地域団体の活動への支援を行っています。

(3) 取組の方向

目標：地域福祉推進のための地域コミュニティ活動の活性化をめざします

ほかの二つの重点事業を進めながら、従来の地域福祉推進関係者連絡会や地域活動座談会などを実施して、担い手の確保や地域福祉活動の活性化を進めます。

また、地域福祉推進関係者連絡会や各地区での説明会開催、町内会などへのアンケートの実施などにより、地域の実情と課題を明らかにします。

そのうえで、①「集合住宅を含めた地域住民の理解促進や担い手育成の強化・充実を図る」とともに、②「地域福祉推進のための地域コミュニティ活動の活性化」、③「民生委員・児童委員など地域の関係団体や関係機関などの担い手の連携」、などを含む、地域福祉推進のための地域コミュニティ活動活性化策を平成27年度にとりまとめ、その推進を図っていくこととします。

なお、地域コミュニティ活動は、地域における孤立予防の取組や災害時要援護者の避難支援につながるものであり、ほかの二つの重点事業の推進に合わせながら、総合的な支援策として機能するものとすることをめざします。

《事業計画》

平成26年度	地域福祉推進関係者連絡会の開催 地域活動座談会の開催
平成27年度	地域福祉活動等の意見聴取 地域福祉推進のための地域コミュニティ活動活性化策のとりまとめ 地域福祉推進関係者連絡会の開催 地域活動座談会の開催
平成28年度 ） 平成30年度	地域福祉推進のための地域コミュニティ活動活性化策の推進 地域福祉推進関係者連絡会の開催 地域活動座談会の開催

《公・共・私の役割》

行政の役割	地域福祉推進関係者連絡会、地域活動座談会の開催や地域コミュニティ活動活性化策の調整
地域の役割	地域コミュニティ活動等の充実
市民の役割	課題の共有、地域コミュニティ活動への参加など

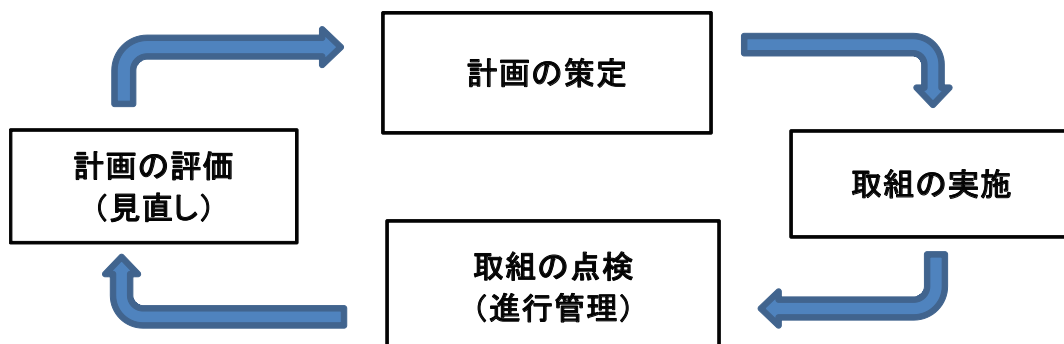
第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

- 計画の推進にあたっては、様々な担い手の連携がきわめて重要であることから、秋田市（福祉保健部および秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会）において各主体との連携、調整を図ります。
- 計画の進行管理は、計画の策定過程との継続性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとします。
- 毎年度終了時点で計画に基づく取組の進行状況を点検し、その結果を市ホームページなどで公表します。

2 計画の評価と見直し

- 計画を確実に推進し、次期計画につなぐため、見直しの際に計画の総合的な評価を行うものとします。
- 計画の評価は、計画の進行管理との継続性および一体性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとします。
- 評価の方法は、取組の進行状況や各施策の目標指標等、高齢者プランや障がい者プラン、エイジフレンドリーシティ行動計画などの各計画における目標の達成度、見直しを前に実施する市民意識調査の結果の分析などによります。



資 料 編

秋田市地域福祉市民意識調査の概要

1 調査目的

第3次秋田市地域福祉計画の策定作業を進める上で必要となる地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得ること

2 実施状況

(1) 調査実施期間

平成24年12月14日から平成24年12月31日まで

(2) 調査対象者

平成24年10月1日現在の
20歳以上の市民から無作為抽出
した4千人（右図）

地域	人口	標本数	人口世帯表に基づく 市内7地域の地域別 人口比率により算出
中央地域	73,294	911	
東部地域	64,520	802	
西部地域	36,326	451	
南部地域	50,391	626	
北部地域	80,987	1,005	
河辺地域	8,995	112	
雄和地域	7,451	93	
合計	321,964	4,000	

※地域の区割りは、第12次秋田市総合計画による

(3) 実施方法

郵送による無記名アンケート

(4) 有効回答者数

1,927人（回答率：48.2%）

(5) 有効回答者の基本属性

属性		人	構成比
性別	男性	789	40.9%
	女性	1,126	58.4%
年代	20歳代	112	5.8%
	30歳代	242	12.6%
	40歳代	271	14.1%
	50歳代	325	16.9%
	60歳代	451	23.4%
	70歳代	331	17.2%
	80歳代	159	8.3%
	90歳以上	22	1.1%
	居住地域	中央地域	438
東部地域		392	20.3%
西部地域		223	11.6%
南部地域		302	15.7%
北部地域		454	23.6%
河辺地域		51	2.6%
雄和地域		49	2.5%
居住歴	5年未満	99	5.1%
	5年～9年	71	3.7%
	10年～19年	192	10.0%
	20年～29年	282	14.6%
	30年以上	1,237	64.2%
居住形態	持ち家（一戸建て）	1,527	79.2%
	持ち家（マンション）	59	3.1%
	借家（一戸建て）	70	3.6%
	借家（アパートやマンション）	219	11.4%
	その他	38	2.0%

属性		人	構成比
職業	雇われている人	798	41.4%
	会社・団体などの役員	47	2.4%
	自営業主・家族従業者	126	6.5%
	その他有業者	15	0.8%
	学生	13	0.7%
	専業主婦	296	15.4%
	年金生活者	563	29.2%
	その他無業者	43	2.2%
同居家族	単身	207	10.7%
	夫婦のみ	538	27.9%
	2世代（中学生以下いる）	338	17.5%
	2世代（中学生以下いない）	551	28.6%
	3世代（中学生以下いる）	120	6.2%
	3世代（中学生以下いない）	105	5.4%
暮らし向き	余裕がある	31	1.6%
	やや余裕がある	126	6.5%
	変わらない	747	38.8%
	やや苦しい	599	31.1%
町加入状況	加入している	1,686	87.5%
	加入していない	78	4.0%
	わからない	105	5.4%
	その他	1	0.1%

3 調査内容および結果

(回答数・回答率)

質問1. 現在、あなたは「福祉」とどのような関わりがありますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 関わりはない	976	50.6%	
2. 福祉に関わる仕事・ボランティア活動	188	9.8%	
3. 高齢のため福祉サービス必要	142	7.4%	
4. 障がいのため福祉サービス必要	109	5.7%	
5. 子育て中のため福祉サービス必要	135	7.0%	
6. 病弱のため福祉サービス必要	49	2.5%	
7. ひとり親家庭のため福祉サービス必要	51	2.6%	
8. 生活が困窮しているため福祉サービス必要	53	2.8%	
9. 身近に福祉サービスを受けている人がいる	439	22.8%	
10. その他	34	1.8%	
無回答	86	4.5%	

質問2. あなたが市の福祉に関する情報を得る主な手段はどれですか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 市の広報紙（広報あきた）	1,661	86.2%	
2. 公共施設の掲示やパンフレットなど	329	17.1%	
3. 町内会の回覧板	588	30.5%	
4. 新聞、テレビなど	1,058	54.9%	
5. 福祉団体の広報紙	150	7.8%	
6. インターネット	231	12.0%	
7. 口コミ（知人から聞いた）	432	22.4%	
8. 福祉関連の相談窓口	152	7.9%	
9. その他	40	2.1%	
無回答	30	1.6%	

質問3. あなたは、日常生活の困りごとを誰に相談していますか。よく相談する相手を次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 同居している家族	1,349	70.0%	
2. 同居していない家族	614	31.9%	
3. 親戚	368	19.1%	
4. 近所の人、町内会・自治会の役員	193	10.0%	
5. 知人・友人、職場の人	939	48.7%	
6. 行政機関の相談窓口(市役所・交番など)	143	7.4%	
7. 福祉施設等の相談窓口	98	5.1%	
8. 社会福祉協議会	18	0.9%	
9. 民生委員・児童委員	50	2.6%	
10. ヘルパー、ケアマネジャー、主治医など	157	8.1%	
11. NPO団体	9	0.5%	
12. 相談できる人がいない	69	3.6%	
13. 困りごとはない	149	7.7%	
14. その他	7	0.4%	
無回答	24	1.2%	

質問4. 現在、あなたが近所（すぐに顔を出せる程度の範囲）の人から手助けを受けていることがあれば、それはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 安否確認の声かけ	145		7.5%
2. 話し相手	164		8.5%
3. 悩みごと、心配ごとの相談	84		4.4%
4. 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	50		2.6%
5. 食事の提供、調理の手伝い	11		0.6%
6. 玄関前の掃除、除雪	131		6.8%
7. 通院など外出時の付き添い	28		1.5%
8. 町内会の掃除当番などの軽減	87		4.5%
9. 短時間の留守番、子どもの預かり	31		1.6%
10. 災害時の避難支援	45		2.3%
11. 不自由はあるが手助けを受けていない	144		7.5%
12. 手助けを必要としていない	1,181		61.3%
13. その他	44		2.3%
無回答	277		14.4%

質問5. 現在、あなたが近所の困っている人（高齢や病気などで日常生活が不自由な人）に手助けをしていることがあれば、それはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 安否確認の声かけ	274		14.2%
2. 話し相手	191		9.9%
3. 悩みごと、心配ごとの相談	98		5.1%
4. 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	64		3.3%
5. 食事の提供、調理の手伝い	12		0.6%
6. 玄関前の掃除、除雪	186		9.7%
7. 通院など外出時の付き添い	34		1.8%
8. 町内会の掃除当番などの軽減	125		6.5%
9. 短時間の留守番、子どもの預かり	13		0.7%
10. 災害時の避難支援	51		2.6%
11. 近所に困っている人はいるが、とくに手助けはしていない	110		5.7%
12. 近所に困っている人はいない(知らない)	1,020		52.9%
13. その他	47		2.4%
無効・無回答	299		15.5%

質問6. もし、あなたが高齢や病気などで日常生活が不自由になったら、近所の人に手助けをしてほしいことはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927
1. 安否確認の声かけ	794	41.2%
2. 話し相手	310	16.1%
3. 悩みごと、心配ごとの相談	213	11.1%
4. 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	470	24.4%
5. 食事の提供、調理の手伝い	173	9.0%
6. 玄関前の掃除、除雪	610	31.7%
7. 通院など外出時の付き添い	173	9.0%
8. 町内会の掃除当番などの軽減	536	27.8%
9. 短時間の留守番、子どもの預かり	51	2.6%
10. 災害時の避難支援	697	36.2%
11. 特にない	256	13.3%
12. その他	21	1.1%
無効・無回答	89	4.6%

質問7. もし、あなたの近所に日常生活が不自由で困っている人がいたら、あなたにできる手助けはどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927
1. 安否確認の声かけ	1,231	63.9%
2. 話し相手	520	27.0%
3. 悩みごと、心配ごとの相談	242	12.6%
4. 買い物・ごみ出しなど簡単な家事の手伝い	431	22.4%
5. 食事の提供、調理の手伝い	38	2.0%
6. 玄関前の掃除、除雪	630	32.7%
7. 通院など外出時の付き添い	101	5.2%
8. 町内会の掃除当番などの軽減	541	28.1%
9. 短時間の留守番、子どもの預かり	46	2.4%
10. 災害時の避難支援	547	28.4%
11. 特にない	156	8.1%
12. その他	34	1.8%
無回答	96	5.0%

質問8. あなたは、近所の人とどの程度のつきあいがありますか。次の中から1つ選んでください。

	有効回答者数	1,927
1. どんな相談や頼みごとでもできる人がいる	107	5.6%
2. 軽易な相談や頼みごとならできる人がいる	356	18.5%
3. 本当に困ったときは助けてもらえる	232	12.0%
4. 顔を合わせれば会話や挨拶程度はする	919	47.7%
5. 声をかけることはほとんどない	170	8.8%
6. 近所の人顔も知らない	69	3.6%
7. その他	5	0.3%
無回答	69	3.6%

質問9. あなたの世帯は、町内会又は自治会に加入していますか。

	有効回答者数	1,927	
1. 加入している	1,686		87.5%
2. 加入していない	78		4.0%
3. わからない	105		5.4%
4. その他	1		0.1%
無回答	57		3.0%

質問10. あなたは、どのような地域活動（地域での自治活動や市民活動）に参加していますか。次の中から該当するものをすべて選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 町内会・自治会などの地域自治活動	755		39.2%
2. 地区社会福祉協議会、地区市民憲章推進協議会などの地域団体の活動	75		3.9%
3. 老人クラブ、婦人会、青年会などの住民同士の親睦活動	209		10.8%
4. 子ども会（育成会）、PTA、学校協力活動	231		12.0%
5. 子育て支援関係のボランティア・NPO活動	21		1.1%
6. 福祉施設でのボランティア・NPO活動	37		1.9%
7. 高齢者や障がい者の在宅生活を支援するボランティア・NPO活動	15		0.8%
8. 環境など福祉分野以外のボランティア・NPO活動	36		1.9%
9. 参加していない	886		46.0%
10. その他	9		0.5%
無効・無回答	90		4.7%

質問11. あなたは、地域活動への参加を求められた場合どうしますか。次の中から1つ選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 積極的に参加する	185		9.6%
2. 輪番制などで断れないので参加する	230		11.9%
3. 内容によっては参加する	984		51.1%
4. 参加しない	102		5.3%
5. 参加することができない	197		10.2%
6. わからない	159		8.3%
7. その他	12		0.6%
無回答	58		3.0%

質問12. あなたが地域活動に参加するとき、支障になること（参加しない又は参加できない理由）はどのようなことですか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 仕事のため時間がとれない	782	40.6%	
2. 家事や育児のため時間がとれない	210	10.9%	
3. 高齢者等の世話・介護のため時間がとれない	157	8.1%	
4. 家族の支持・理解がない	26	1.3%	
5. 自分の健康や体力に自信がない	552	28.6%	
6. 一緒に参加する仲間がいない	253	13.1%	
7. 人間関係などがわずらわしい	339	17.6%	
8. 興味のもてる活動が見つからない	241	12.5%	
9. どのような活動があるのかわからない	372	19.3%	
10. きっかけがない	269	14.0%	
11. とくに支障はない（とくに理由はない）	290	15.0%	
12. その他	22	1.1%	
無回答	106	5.5%	

質問13. 秋田市では、平成21年3月に「第2次秋田市地域福祉計画」をつくっています。地域福祉の趣旨は、「誰もが身近な住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、みんなで支えあう地域社会をつくっていくこと」ですが、このことについて、あなたの考えを次の中から1つ選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 趣旨に沿った取組に関わっている	108	5.6%	
2. 趣旨は理解できるが行動には至っていない	1,060	55.0%	
3. 趣旨は理解できるが賛同できない	30	1.6%	
4. 趣旨は理解できない	38	2.0%	
5. よくわからない	608	31.6%	
6. その他	26	1.3%	
無回答	57	3.0%	

質問14. あなたは、おおむね小学校区単位で組織されている「地区社会福祉協議会」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 知っている	460	23.9%	
2. 名称は聞いたことがある	699	36.3%	
3. 知らない	732	38.0%	
無回答	36	1.9%	

質問15. あなたは、福祉に関する相談ボランティアである「民生委員・児童委員」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 担当委員も仕事も知っている	470	24.4%	
2. 担当委員は知っているが、仕事は知らない	317	16.5%	
3. 担当委員は知らないが、仕事は知っている	390	20.2%	
4. 名称は聞いたことがある	580	30.1%	
5. 知らない	142	7.4%	
無回答	28	1.5%	

質問16. 地域の高齢者などに対して総合支援や相談を行う「地域包括支援センター」についてお聞きします。次の(1)(2)から1つずつ選んでください。
(1) センターをご存じですか。

	有効回答者数	1,927	
1. 知っている	496	25.7%	
2. 名称は聞いたことがある	466	24.2%	
3. 知らない	929	48.2%	
無回答	36	1.9%	

質問16. (2) センターを利用したり、相談したことはありますか。

	有効回答者数	1,927	
1. 利用したり相談したことがある	162	8.4%	
2. 利用したり相談したりしたことはない	1,431	74.3%	
3. わからない	222	11.5%	
4. その他	15	0.8%	
無回答	97	5.0%	

質問17. あなたは、生活支援員が判断能力の不十分な高齢者や障がい者の福祉サービス利用の援助などをする「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 知っている	280	14.5%	
2. 名称は聞いたことがある	385	20.0%	
3. 知らない	1,232	63.9%	
無回答	30	1.6%	

質問18. あなたは、後見人が判断能力の不十分な高齢者や障がい者の財産管理や身上監護などをする「成年後見制度」についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 知っている	715	37.1%	
2. 名称は聞いたことがある	537	27.9%	
3. 知らない	647	33.6%	
無回答	28	1.5%	

質問19. あなたは、地域社会の役割としてどのような機能を期待しますか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 災害時の助け合い	1,504	78.0%	
2. 事故や犯罪の防止	954	49.5%	
3. ごみ集積所の管理など日常生活の共同作業	816	42.3%	
4. 緑地・公園の保全などの生活環境づくり	287	14.9%	
5. 地域ぐるみでの次世代育成	330	17.1%	
6. 高齢者の支援など日頃からの助け合い	650	33.7%	
7. イベントなど住民間の交流機会づくり	185	9.6%	
8. とくに期待することはない	89	4.6%	
9. わからない	90	4.7%	
10. その他	3	0.2%	
無回答	49	2.5%	

質問20. あなたは、地域づくりの支障となることはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 近所づきあいが希薄になっていること	1,234	64.0%	
2. 既存の活動には新しい人が入りづらいこと	399	20.7%	
3. 家庭の相互扶助機能が弱まっていること	253	13.1%	
4. ひとり親家庭や障がい者へ偏見があること	89	4.6%	
5. 他人に干渉されすぎる事	417	21.6%	
6. 住民の価値観が多様化していること	837	43.4%	
7. 一人ひとりのモラルが低下していること	608	31.6%	
8. 日中、地域を離れている人が多いこと	441	22.9%	
9. 職業、出身や家柄などにこだわる事	43	2.2%	
10. わからない	160	8.3%	
11. その他	29	1.5%	
無回答	60	3.1%	

質問21. あなたは、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けていくためには、誰（どこ）の理解と協力が一層必要と思いますか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 家族	1,421	73.7%	
2. 行政機関(福祉事務所、保健所など)	828	43.0%	
3. 近所の人(地域住民)	884	45.9%	
4. 福祉保健サービスを提供する施設や事業者	730	37.9%	
5. 民生委員・児童委員	255	13.2%	
6. 町内会・自治会	463	24.0%	
7. 社会福祉協議会	177	9.2%	
8. ボランティア団体・NPO団体	133	6.9%	
9. わからない	95	4.9%	
10. その他	13	0.7%	
無回答	32	1.7%	

質問22. あなたは、福祉サービスを提供していくうえで、市民と行政との関係はどうあるべきだと考えますか。次の中から1つ選んでください。

	有効回答者数	1,927
1. 行政が責任を果たすべき	63	3.3%
2. 行政の手の届かない部分は市民が協力	470	24.4%
3. 協力し合い、ともに取り組む	870	45.1%
4. 市民が助け合い、行政が補う	353	18.3%
5. わからない	127	6.6%
6. その他	5	0.3%
無回答	39	2.0%

質問23. あなたは、あなたの住んでいる地域では、地域ぐるみでどのような取組を進めていけばよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927
1. 高齢者の支援	1,013	52.6%
2. 障がい者の支援	327	17.0%
3. 子育て家庭の支援	380	19.7%
4. 住民の健康づくり	260	13.5%
5. 災害への備え	759	39.4%
6. 事故や犯罪の防止	543	28.2%
7. 消費生活トラブルの防止	108	5.6%
8. まちづくりのルールづくり	85	4.4%
9. 町内会・自治会活動の推進	293	15.2%
10. 福祉教育の推進	79	4.1%
11. 生涯学習の推進	124	6.4%
12. 街区公園などの維持管理	213	11.1%
13. 生活環境整備の促進	284	14.7%
14. わからない	178	9.2%
15. その他	13	0.7%
無回答	70	3.6%

質問24. あなたは、これからの行政が福祉を進めるために優先して取り組むべきことはどれだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927
1. 地域活動・ボランティア活動への支援	328	17.0%
2. 住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援	826	42.9%
3. 情報提供や案内、相談窓口の充実	538	27.9%
4. 在宅福祉サービスの充実	1,076	55.8%
5. 保健医療サービスの充実	482	25.0%
6. サービス利用者の保護	104	5.4%
7. 小・中学校や地域での福祉教育の推進	204	10.6%
8. 高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備	438	22.7%
9. 手当の支給などの金銭的援助	395	20.5%
10. 道路の段差解消などの福祉のまちづくり	359	18.6%
11. わからない	103	5.3%
12. その他	9	0.5%
無回答	64	3.3%

質問25. あなたは、地域にある福祉施設（保育所、老人福祉施設など）は地域社会とどのように関わっていけばよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 地域の事業・行事への参加と協力	696	36.1%	
2. 施設利用者と住民との日常的な交流	816	42.3%	
3. 研修会の開催や講師の派遣	247	12.8%	
4. ボランティアを希望する住民の受け入れ	505	26.2%	
5. 住民の交流会・懇談会の開催への協力	340	17.6%	
6. 災害時の避難受け入れなどの支援	971	50.4%	
7. 相談体制の充実	592	30.7%	
8. その他	20	1.0%	
無回答	136	7.1%	

質問26. あなたは、地域社会（住民・地域団体）が行政とともにこれまで以上に積極的に関わっていくことで全体的な状況が改善できるものはどれだと思いますか。効果が大きいと思うものを次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 見守りによる孤立死の防止	1,122	58.2%	
2. 情報共有による災害時の避難支援	779	40.4%	
3. 声かけなどによる自殺予防	258	13.4%	
4. 見守りによる児童虐待、高齢者虐待の防止	399	20.7%	
5. 見守りや相談による子育て支援	269	14.0%	
6. 道路などのバリアフリー化の促進	209	10.8%	
7. 生活道路のすみやかな除雪	907	47.1%	
8. 情報伝達や態勢づくりなどによる防犯・防災	428	22.2%	
9. 世代間の交流などによる地域の絆づくり	356	18.5%	
10. 地域ぐるみでの住民の健康維持	195	10.1%	
11. その他	17	0.9%	
無回答	91	4.7%	

質問27. あなたは、高齢者でも、家に閉じこもったり、地域で孤立したりせずに安心して暮らしていくためには、どんな取組が効果があると思いますか。効果が大きいと思うものを次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927	
1. 地域での見守り、声かけ活動の充実	1,053	54.6%	
2. 地域でのお茶会などの集いの場の充実	462	24.0%	
3. 地域での健康づくりの場の充実	458	23.8%	
4. 行政が行う介護予防教室の充実	216	11.2%	
5. 行政が行う在宅支援サービスの充実	949	49.2%	
6. 公的な相談支援体制の充実	503	26.1%	
7. 社会福祉協議会などの相談体制充実	182	9.4%	
8. 高齢者を支えるネットワークづくり	861	44.7%	
9. その他	31	1.6%	
無回答	100	5.2%	

質問28. 災害への備えは、市民一人ひとり・地域・行政がそれぞれ役割を果たすことが必要です。高齢者などが災害時に無事避難できるようにするには、どんな取組が最も効果的だと思いますか。いちばん効果があると思うものを次の中から1つ選んでください。

	有効回答者数	1,927
1. 市民一人ひとりが災害に向けて備えること	622	32.3%
2. 地域で支援体制づくりを進めること	752	39.0%
3. 行政が災害に強いまちづくりを進めること	437	22.7%
4. その他	18	0.9%
無回答	98	5.1%

質問29. 秋田市では平成22年度から、高齢者や障がい者などで災害時に支援が必要な方の情報を地域に提供することを進めています。これは、災害に備えて地域で避難支援の声かけを行う体制づくりのためのものですが、どんな取組が効果が大いだと思いますか。効果が大いと思うものを次の中から3つまで選んでください。

	有効回答者数	1,927
1. 自主防災組織の結成・強化	344	17.9%
2. 地域内での防災体制づくり	756	39.2%
3. 高齢者、障がい者などの状況把握	1,009	52.4%
4. 災害時の支援者や支援体制の検討	787	40.8%
5. 災害時のための緊急連絡網作成	501	26.0%
6. 災害時の避難誘導のためのマップづくり	778	40.4%
7. 地域での定期的な避難訓練の開催	300	15.6%
8. 福祉サービス事業者・施設との連携	269	14.0%
9. 地域の学校や事業者との連携	170	8.8%
10. その他	16	0.8%
無回答	79	4.1%

秋田市地域福祉市民意識調査の結果の詳細をまとめた「調査結果報告書」は、秋田市地域福祉計画のウェブサイトに掲載しています。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/plan/community/>

ヒアリング(聞き取り)調査の概要

1 目的

秋田市地域福祉市民意識調査を補足するため、地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得ること

2 実施状況

(1) 調査実施期間 平成25年7月4日から9月5日まで

(2) 調査対象者

ア 福祉サービスに関わっている人

民生委員・児童委員

地域包括支援センター管理者(15施設)

障がい者の相談支援専門員(3施設)

秋田市福祉保健部・子ども未来部の相談員

(母子自立支援員、家庭教育相談員、子育て相談員、婦人相談員、生活保護相談担当)

イ 経済関係者

秋田経済同友会、秋田商工会議所青年部

ウ ボランティア支援関係者

秋田県社会福祉協議会ボランティア支援担当

秋田市ボランティアセンター(秋田市社会福祉協議会)

(3) 実施方法 面談による聞き取り調査

3 調査内容

①日常生活の困りごとに関すること

②地域活動やこれからの地域づくりに関すること

③高齢者などが地域で安心して暮らせるための取組に関すること

※第2次計画重点事業の取組に関すること

④本市の経済・家計の状況に関すること(経済関係者)

⑤事業者と地域、行政の連携に関すること(経済関係者)

⑥ボランティア参加者の動向に関すること(ボランティア支援関係者)

⑦その他

4 意見の要約

(1) 高齢者の相談を受ける人の意見

ア 地域と連携することで改善できる困りごと

・町内会長、民生委員などから地域包括支援センターへの情報提供

- ・関わりを避け、接触が難しい人でも民生委員と連携して対応
- ・地域の見守りにより、一人暮らし高齢者の情報を早期に把握
- ・地域包括支援センターによるケア会議の開催を通じた、地域と顔の見える関係づくり、困難ケースの解決
- ・アパートなど集合住宅入居者と地域との密な関係づくり
- ・精神疾患がある場合、入院や入所へつなぐまでの間の地域の見守りと情報提供

イ 行政と連携することで改善できる困りごと

- ・老親と同居している中年の精神疾患のある人など、高齢者問題、精神疾患、DV問題が複合し、専門知識や生活困窮者の情報が必要なケースへの対応
- ・成年後見制度、空き家の所有者の連絡先の入手など

ウ 行政が改善できる困りごと

- ・精神疾患のある人への対応について、専門知識のある行政機関からの情報提供、指示および同行訪問などの積極的な関与
- ・迅速かつ適切な支援に必要な情報が得られるよう、個人情報保護に対応した情報入手の仕組みづくり
- ・地域へのきめ細かい対応をするため、地域包括支援センターを担当する市職員の増員
- ・高齢者にとって本庁より身近な、各市民サービスセンターの機能強化

エ 公的制度に合わず対応できない困りごと

- ・地域包括支援センターでの65歳未満の人への対応
- ・65歳未満で精神疾患があるが、医療機関に受診しようとして、障がい者と診断されていないため合致する制度がない場合
- ・老親が上記のような子と同居している場合の介護サービス
- ・障がい者、高齢者、生活困窮者、虐待など総合的な対応が必要な場合
- ・精神科医の往診制度がない
- ・生活困窮者だが、生活保護受給の要件を満たさないケース
- ・隣家の雪、雨水、生垣など近隣トラブル
- ・男性DV被害者へ対応可能な施設、認知症での自動車運転など

オ その他気づいたこと

- ・親類がない、いても関わりを拒否している場合は対応が困難
- ・町内会長が毎年替わる町内も多く、情報共有を図る機会が必要
- ・会合によく参加する人、全く参加しない人の両極端
- ・病院側の福祉制度への理解を進め、医療と福祉の連続性が必要
- ・家庭内には障がい者、子育てなどを含めた全分野がある、他分野と連

携した総合的な取組が必要

カ 行政が優先して取り組むべきこと

- ・高齢者の、転倒を恐れて冬期間の外出が減ることによる、精神的影響や身体機能低下の防止のため、町内会など地域の取組による、生活道路、高齢者宅の除雪活動への支援
- ・顔見知りの関係を築くため、高齢者、子育て世代にとって魅力的な目的、場所、交通手段の確保
- ・地域毎の高齢化の進行程度を踏まえた、町内会の再編成
- ・「何かしたい人」が多い定年直後の「元気」な高齢者を、見守り、買物支援など有償ボランティア活動のリーダーとして育成することによる、担い手の確保
- ・町内会長、地区社協、民生委員などの「やらされ感」がなくなるような支援
- ・地域全体で福祉の問題に取り組み、情報交換しながら、様々な活動を起こすため、社会福祉協議会、市民憲章推進協議会、交通安全協会など様々な団体が集まる機会を、各地域ごとに設けるための働きかけ
- ・地域に愛着を持つような、子どもの頃からの情操教育、福祉的な視点での教育による、地域との関わりの促進、福祉の意識の醸成
- ・水道、電気、ガス、電話、郵便、通院など事業者が異常を感じたときに連絡をもらえるシステムの構築
- ・「火付け役」として、コミュニティソーシャルワーカーなど担当地域を持ったコーディネーターの設置
- ・在宅の看取りの増加に備えて、在宅医療と介護の連携が必要
- ・子育て世代の本市への移住促進、身寄りのない人への対応、介護付き住宅の増設など

キ 地域が積極的に取り組むことで改善できること

- ・参加案内を兼ねて巡回することが見守りになるため、サロンや避難訓練など参加型行事の開催
- ・高齢者、若年者が地域との交流を持てる環境づくり
- ・市の除雪の後の雪よせなどを行う、除雪支援隊の地域での結成
- ・行政から補助を受けて地域で購入した除雪機の運用体制の整備
- ・買物弱者支援、閉じこもりへの対応、災害時の支援、介護保険制度や認知症患者への対応など福祉の知識の普及・啓発など

ク 高齢者が孤立しないために今後必要だと思う取組

- ・町内会での見守り当番制などの実施
- ・看護師や保健師の退職者による巡回訪問

- ・諸活動の立ち上げなど、地域の意識改革のきっかけづくりとして、経験者の体験談などの周知
- ・小地域の日常的なサロンで高齢者が子どもと一緒に過ごしてふれあう機会の創出
- ・地域のイベントや祭りなどの継承と復活、困ったときの制度や相談窓口の周知など

ケ 災害時の避難支援のために今後必要だと思う取組

- ・民生委員、町内会、ケアマネージャーおよび事業所との密な連携
- ・近隣での支え合い、市の要援護者支援事業の推進
- ・地域の中で役員以外の間での要援護者情報の共有
- ・町内会での災害対応マニュアルの作成
- ・行政の福祉部門と防災部門とが連携して行う、地域の取組への支援
- ・ビルやマンションなどを一時的な避難場所としたマップの作成と周知、避難物資の備蓄や支援など

コ その他の意見・提言

- ・若年層への地域包括支援センターの周知が必要
- ・既存の地域組織の縄張り意識の解消が必要
- ・説明会での行政の説明が難解
- ・地域の集まりに出てこない人への対応が必要
- ・住民の当事者意識の醸成による担い手の育成が必要
- ・エイジフレンドリーシティー構想と高齢者プランなど、行政の各計画間の整合性のとれた事業方針の提示が必要
- ・ボランティア活動の周知が必要

(2) 障がい者の相談を受ける人の意見

ア 地域と連携することで改善できる困りごと

- ・家電の不具合など日常生活の小さな困りごと
- ・地域と障がい者との日常的な関わりによる生活環境の改善
- ・町内会長や民生委員の対応が重要

イ 行政と連携することで改善できる困りごと

- ・障がい福祉部門の行政による制度の柔軟な運用
- ・円滑な対応のため、生活保護部門の行政との連携が必要

ウ 公的制度に合わず対応できない困りごと

- ・移動支援事業を、雨天時や冬期間だけ利用したい場合、両親が出張や精神疾患で通学バスの乗降場所まで子を送迎できないときだけ利用したい場合

- ・金銭管理が困難な在宅の障がい者への対応

エ 行政が優先して取り組むべきこと

- ・経済活性化のための取組（経済状況が改善されると、福祉が充実する。）
- ・障がい児が一般の小学校で学習するなど、ふれあいの機会の創出
- ・町内会の活性化
- ・各地域を実情に応じてグループ化し、グループごとの行政サービスの検討

オ 地域が積極的に取り組むことで改善できること

- ・全戸会費制で地区ごとの団体もある社会福祉協議会を担い手とするこ
とによる、地域の福祉意識の醸成
- ・地域と民生委員とのより緊密な連携

カ 障がい者が孤立しないために今後必要だと思う取組

- ・障がい者の、血縁、地縁関係の把握

キ 災害時の避難支援のために今後必要だと思う取組

- ・災害時要援護者の避難支援プランなど現在の取組のさらなる推進
- ・障がい者世帯も参加した避難訓練の実施
- ・災害発生後の福祉サービス用の車両への優先的なガソリン供給

ク その他の意見・提言

- ・診療後の対応など、医療関係者の福祉的な部分への関心、理解が必要
- ・本市独自の条例を制定して、国の制度以上の事業の実施が必要
- ・行政の窓口で「健常児は子ども未来部、障がい児は障がい福祉課」と
言われ、つきはなされたと感じる保護者もいることから、行政の配慮の
ある対応が必要

(3) 子育て世帯・ひとり親世帯の相談を受ける人の意見

ア 地域と連携することで改善できる困りごと

- ・民生委員を通じた行政などの相談窓口への引継ぎ
- ・虐待の通報

イ 公的制度に合わず対応できない困りごと

- ・生活保護受給の条件に、自家用車の所有などのため合致しない場合
- ・子育てのある生活と就労形態とのミスマッチ
- ・生活福祉資金の貸付け制度など、家庭の事情で保証人のなり手がなく、
利用できない場合
- ・一つの制度で家事と育児両方の支援が受けられないこと

ウ その他気づいたこと

- ・母親は、母子家庭であることを民生委員にも知られたくないと思って

いること

- ・母子家庭は、地域からの否定的な見方から自分と子どもを守るという意識が強いこと
- ・家庭の経済状況、親の多忙さからくる子どものストレスが、不登校や引きこもりを招き、学力低下につながり、学力低下への対応のため学費がかさみ、いっそう家計が悪化する「負の連鎖」が懸念されること
- ・ひとり親家庭では、問題を一人で抱え、精神疾患に至ることもあること

エ 行政が優先して取り組むべきこと

- ・小学校高学年から中学生の子育て世帯へのより厚い支援
- ・夜間保育を行う施設の増設
- ・子ども未来センターと市民課が遠く、窓口の一本化が必要
- ・アルヴェでのイベントに参加しやすくするため、駐車料金について何らかの支援が必要

オ 地域が積極的に取り組むことで改善できること

- ・地域で子どもの勉強を見るなど、子どもが地域に暖かく見守られ、元気に成長するような、地域の体制づくり
- ・現に子育てしている母親達の（世代の）意見をとらえることが必要

カ 子育て、ひとり親家庭が孤立しないために今後必要だと思う取組

- ・地元の伝統行事（祭り）など高齢者、障がい者、児童など各世代、状況の住民が交流できるような場づくりが必要

キ 災害時の避難支援のために今後必要だと思う取組

- ・ひとり暮らし高齢者だけでなく、母子家庭も支援対象に入れた、災害時の地域の支援体制づくり
- ・母子家庭などと地域との良好な関係の構築

ク その他の意見・提言

- ・外国人からの相談に対応するための通訳が必要
- ・母子家庭は、心の問題も絡んで対応が困難
- ・母子家庭自身が地域に心を開いていくことが必要

(4) 生活困窮者の相談を受ける人の意見

ア 地域と連携することで改善できる困りごと

- ・民生委員との連携による保護対象者の情報入手など、生活保護の適正給付のための取組

イ 公的制度に合わず対応できない困りごと

- ・身内のない知的・精神障がい者への対応

- ・高齢の親と未就労の中年の子が同居している場合
- ・生活保護を受けるほどではない、生活保護制度の「一步手前」のような制度や機関が必要

ウ その他気づいたこと

- ・ひっそりと生活している生活困窮者を把握できない場合があること
- ・近所とのトラブルなどの相談があるが対応が困難

エ 行政が優先して取り組むべきこと

- ・個人情報保護制度に対応した、生活保護担当職員・民生委員等の調査権限の強化
- ・市民サービスセンターなど身近な場所への相談窓口の設置
- ・市役所OBからの地域の情報の提供
- ・新聞や弁当の配送業者など民間事業者と連携した見守り体制の構築

オ 地域が積極的に取り組むことで改善できること

- ・近隣同士のつながりを創出し、地域での支え合いの精神の醸成

カ 生活困窮者が孤立しないために今後必要だと思う取組

- ・経験豊富な民生委員の手法の民生委員間での共有

キ 災害時の避難支援のために今後必要だと思う取組

- ・情報技術を活用した見守り体制づくり

ク その他の意見・提言

- ・外国人からの相談に対応するための通訳が必要
- ・児童虐待が疑われるケースへの迅速な対応のため、担当職員等の権限強化や法整備が必要

(5) ボランティア参加者の相談を受ける人の意見

ア 公的制度に合わず対応できない困りごと

- ・スクールバス停留所までの移送など、移送ボランティアを毎日利用したい場合
- ・日常生活の手伝いのようなニーズへの対応

イ その他気づいたこと

- ・共稼ぎが増え、専業主婦が減っていることもボランティア推進が難しくなっている理由の一つ

ウ 行政が優先して取り組むべきこと

- ・退職世代、団塊世代を巻き込んでの、ボランティアの担い手確保、動機付け
- ・地域在住の障がい者、特に精神障がい者関係のボランティアへの支援
- ・ボランティア活動への理解促進のための、体験講座等の開催

- ・災害ボランティアをはじめとするボランティア活動保険に対する補助
- エ 行政、地域社会、ボランティアが連携することで改善できること**
- ・行政、地域、ボランティアとの連携による一斉除雪
 - ・地域による状況把握、行政による車両等の支援、ボランティアによる地域での活動という仕組みの構築
- オ 高齢者や子育て世帯などが孤立しないために今後必要だと思う取組**
- ・高齢者が普段から集まれるような、無料で予約不要な場所の確保
 - ・生活困窮者について、市社会福祉協議会職員が地域に入って、問題の把握、行政への引継ぎなどを行う伴走型支援対応が必要
- カ 災害時の避難支援のために今後必要だと思う取組**
- ・集合住宅も含めて町内ごとに行う避難訓練などの実施
 - ・地域の各団体の連携のため、地域での平常時からの気運の醸成
- キ 災害ボランティアへの参加動機**
- ・東日本大震災時は、県内各大学の学生が横断的なネットワークをつくったこと
 - ・阪神・淡路大震災以降、報道等で被災地の状況が視覚的に伝えられるようになったこと
- ク 日常的なボランティアに移行していくには**
- ・災害時と平常時のボランティアは、目的や意識が異なるため、災害時のボランティア初参加者が日常的なボランティアに移行するのは困難
 - ・日常的なボランティアは、能動的に意識を持って進める必要があり、仕事や趣味と関連があり、ニーズと合致することなど、特別な動機付けが必要
 - ・祭りなど福祉とは異なる分野のボランティア団体が、福祉的なボランティア領域にも入っていくような契機の創出

(6) 企業経営者など経済に関する事柄に詳しい人の意見

ア 行政が優先して取り組むべきこと

- ・給与所得者、年金生活者とのバランスがとれるよう、生活保護の給付水準等の適正化
- ・低所得者の就労機会の創出
- ・意欲のある障がい者が独立して開業する際の融資や利子補給など、行政からの支援
- ・次代を担う子どもが増えないと、経済も縮小傾向となるため、子育てしやすい環境や制度の充実
- ・保育園等の質と量の充実のため、各施設の体制整備への支援、管理の

強化

- ・介護、男性の育児およびボランティア休暇の取得推進など、働くことと同様に介護、育児、地域での奉仕が大切であるとの意識の醸成
- ・高齢者、障がい者向けの新しいかたちの公共事業の創設

イ 行政および地域社会とこれまで以上に連携して企業が取り組めること

- ・事業活動の拠点となる地域を大切にすることは、企業のイメージアップにもつながることから、地域の清掃、除排雪、公園整備や花壇作り、避難訓練などへの積極的参加
- ・高齢化の中、夏祭りなどの地域行事に活気を生むため、その地域の企業の若手による企画段階からの参加
- ・行政の情報共有体制の構築と、その情報提供を前提とした、地域の実情を把握した支援や貢献

ウ 高齢者や子育て世帯などが孤立しないために今後必要だと思う取組

- ・情報技術を活用した見守り体制の整備
- ・人間関係の希薄な状況を改善するため、地域の世帯の小規模なネットワークづくり、町内会長と民生委員の情報交換が必要
- ・巡回中、聞こえてきた子どもの泣き声などで虐待の兆候をつかむ可能性があるため、配達業務のある企業の買い物代行サービスなどによる、高齢者宅の見回り

エ 災害時の避難支援のために今後必要だと思う取組

- ・社屋を一時的な待避所としたり、空きスペースを食料の備蓄施設とするなど企業設備の提供、企業の自衛消防組織の活用による地域住民への支援
- ・被害想定などから重点的な取組が必要と思われる地区について、行政から事業者への協力要請
- ・行政による企業向けの災害時の対応についての講習会の開催、避難支援のための企業ボランティア募集および行政、住民、企業が協力して地域のニーズを探り支援内容を決める体制の整備

オ 本市の経済状況が家計や地域に与える影響や意見・提言

- ・人口減少、企業の転出、廃業などにより税収が減り、一方で行政コストが増加しており、今後の福祉の将来が懸念される。
- ・行政には一層の経費削減と費用対効果に優れた事業展開による行政運営を望みたい。現状の財政を堅持して市民サービスの維持を図るとともに、創造性豊かな政策に取り組んでもらいたい。
- ・大都市への一極集中が進むばかり、大規模企業の誘致より地域の企業の育成に力を入れ、雇用拡大や所得増加を図るべき。

- ・一部建設業等で震災からの復興需要があるが、政府の経済対策は、現在のところ、実体経済として地元企業までは効果がおよんでいない。
- ・高度経済成長期は、誰もが収入が右肩上がり、活発な地域活動につながっていたと思う。現在は、夫婦共稼ぎで収入300万円以下の世帯も多く、余裕はない。
- ・最近、低価格の住宅の販売が伸びている。これは、住宅ローンを返済できる金額であり、世帯収入の減少を感じている。
- ・地域の活動に参加したり、様々なかたちで支援したりすることは企業のあるべき姿だと思う。
- ・問題が山積する中、とりわけ地方経済の立て直し、地方自治体の在り方の再考が急務である。これらを解決することで福祉も前進すると考える。

地域福祉ワークショップの概要

1 目的

市民の主体的な参加により、第2次計画の重点事業の検証を行うとともに、生活課題や地域の課題を抽出し、課題解決策を検討すること

2 実施状況

【第1回：地域福祉に関する生活課題】

[平成25年7月12日(金) 参加者29人]

Aグループでの意見交換結果

・ **地域・行政** が解決できる生活課題

買い物弱者

- ・ 買い物が大変（店舗が少ない。スーパーまで遠く、坂道がきつい）
- ・ 買い物や通院などの際の移送支援が必要となっている

孤立防止

- ・ (高齢者の) ひとり暮らし多い…**地域、行政**
- ・ 高齢者の孤立防止…**地域、行政**
- ・ ひとり暮らし高齢者などの見守りによる孤立死防止…**地域、行政**
- ・ 育児ママや高齢者など、いつでも開かれている居場所づくり…**地域**



地域の絆づくり

- ・ マンション住人の地域への順化（適応）促進…**地域、行政**
- ・ アパート住人が町内会未加入である…**地域、行政**
- ・ 若い世代が班長等の役割を拒否する…**地域**
- ・ 世代間交流等による地域内での絆づくりの促進…**地域**
- ・ 近所付き合いが希薄。声かけなどの見守りネット（が必要）…**地域**

避難支援

- ・ 災害時の避難支援体制の充実が必要

高齢者世帯の除排雪

- ・ (玄関前や自宅の敷地内などの) 除雪が困難である…**地域、行政**
- ・ 速やかな除雪による生活道路の確保、除雪後の雪搬出…**行政**

・ **地域** が解決できる生活課題

社会参加

- ・ 地域デビュー、社会参加したいが何から（始めればよいか）？

孤立防止（再掲）

- ・ 育児ママや高齢者などに、いつでも開かれている居場所づくり

地域の絆づくり（再掲）

- ・ 若い世代が班長等の役割を拒否する
- ・ 世代間交流等による地域内での絆づくりの促進
- ・ 近所付き合いが希薄。声かけや見守りを含む近隣ネット（が必要）

・ 行政 が解決できる生活課題**少子高齢化**

- ・ 高齢者が多く限界集落化している地域の改善（過疎化対策）
- ・ 住民が少なく、町内会がなくなってしまう

高齢者世帯の除排雪（再掲）

- ・ 速やかな除雪による生活道路の確保、除雪後の雪搬出

Bグループでの意見交換結果**・ 地域・行政 が解決できる生活課題****町内会の担い手不足**

- ・ 役員のなり手不足への支援
- ・ 不活発な町内会の原因追及とその対策
- ・ 公務員の退職者の地域貢献

在宅高齢者への支援

- ・ 認知症や足腰の不自由な方が増加し、サポートが必要
- ・ ひとり暮らし高齢者の実情が、市外に住む家族に理解されていない

除雪対策

- ・ 道路除雪後の排雪を統一してほしい
- ・ 狭い私道の奥にある、ひとり暮らし高齢者宅が除雪してもらえず、いざというときの救難が困難
- ・ 冬場の高齢者、障がい者宅の除雪が必要

・ 地域 が解決できる生活課題**地域での孤立**

- ・ ひきこもり高齢者が年々増加傾向であり、いかにサロン活動に出てもらおうか
- ・ 引きこもっている子育て家庭への支援（アパート・マンション、情報が入りづらい）
- ・ 公民館等が遠く、気軽に集まって話せる場所がほしい

買い物弱者

- ・ 買い物弱者への支援が必要

・ **行政 が解決できる生活課題**

健康増進のための屋外施設

- ・ グラウンドゴルフ場など、健康維持のための屋外軽運動施設の設置

危険行為への対策

- ・ 早朝、黄昏時の（認知症高齢者等の）危険行為への対策

災害時の避難支援

- ・ 災害時要援護者の避難支援活動が（町内会、連合会等で）進んでいない（ので、説明会開催等が必要）

・ **その他**

自助も大切！

- ・（できることは）自分でやる
- ・ 困った状態に慣れる
- ・ 金銭で解決しない（公的サービスや予算事業だけでなく、人とのつながりが大切）
- ・ 知らない人と話をする（自ら心を開く）
- ・（元気な時から）助けられる練習をする

Cグループでの意見交換結果

・ **地域・行政 が解決できる生活課題**

いきがづくり

- ・ 高齢者の孤立死対策が必要
- ・ お年寄りにもいきがいが必要

地域の空き家対策

- ・ 高齢者が亡くなったり、施設入所することで、空き家や更地ができてきている

・ **地域 が解決できる生活課題**

高齢者との関わり

- ・ ひとり暮らし高齢者世帯の増加

- ・ひとり暮らし高齢者（60代前後や女性）の個人情報が得られず、手助けをどうすればよいかわからない
- ・声かけや安否確認をしたくても、立ち入ってほしくない高齢者がいて、周囲の住民で心配している
- ・民生委員と町内会長の連携が不十分な地区がある

担い手不足

- ・高齢者や支援が必要な方が増える一方で、支援者も高齢者が進み、人数が不足
- ・高齢化により地域が崩壊してしまうおそれがある
- ・目的達成にむけ、連携を進められるように、各団体の話し合いの場が必要

・ 行政 が解決できる生活課題

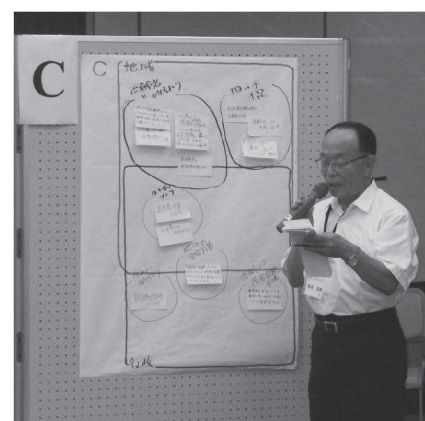
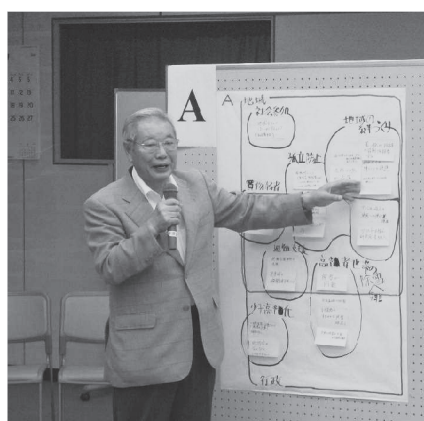
住みよいまちづくり

- ・居住地のバリアフリー

高齢者への除雪の支援

- ・積雪期の玄関前にある雪塊の除去などに、高齢者の多い地域は苦労している

～ワークショップの様子～



【第2回：高齢者などが孤立せずに地域で

安心に暮らせるにはどうすればよいか】

[平成25年7月18日(木) 参加者30人]

Aグループでの意見交換結果

見守り・相談

- ・緊急通報システムの活用
利点：定時通信、カメラ付き、欠点：プライバシー侵害、協力員3名等
 - ・安心キット（救急医療情報キット）の活用・・・外出時でも写しを持参して
 - ・隣近所との関係づくり
 - ・地域内（町内等）の見守り、声かけ

 - ・見守りネットワークの確立・・・町内会、民生委員、近隣、福祉委員ほか
各種集金者、新聞・郵便配達等
老人クラブにも参加を
 - ・見守りの主体に多様な主体を（郵便、宅配、ヤクルトさん、電気検針）
 - ・見守りネットワーク活動の充実（安否確認等声かけ運動）・・・協力員をお願いする
 - ・町内会と関係機関との連携を図る。課題を共有する
地区社協、民生委員、町内会、福祉協力員

 - ・地域包括支援センターの活用・・・普段から集いに参加を
 - ・地域、行政、民間のネットワーク
 - ・関係者、団体の小地域ネットワークの確立 ※プラットフォーム
-
- ・災害時の避難支援体制の確立
 - ・生活福祉地図の作成と活用（自主防災隊をはじめ各団体）

(孤立予防のための)支援

孤立防止

- ・地域が行う集いの場に参加
- ・地区社協、町内会の連携
サロン事業の推進（高齢者の参加を呼びかける）孤立化を防ぐ
- ・種々の催しの不参加者に対する解決方法の検討
- ・居場所づくり
コミセン健康広場の活用、高齢者の集い、サロン、老人クラブへの参画等
- ・行政等による、小規模宅老所などの居場所（地域共生型）の整備促進
- ・小学校区での活性化の取組
地域福祉のコーディネーター配置（当面は市民サービスセンター内へ）

行政・(市)社協の支援

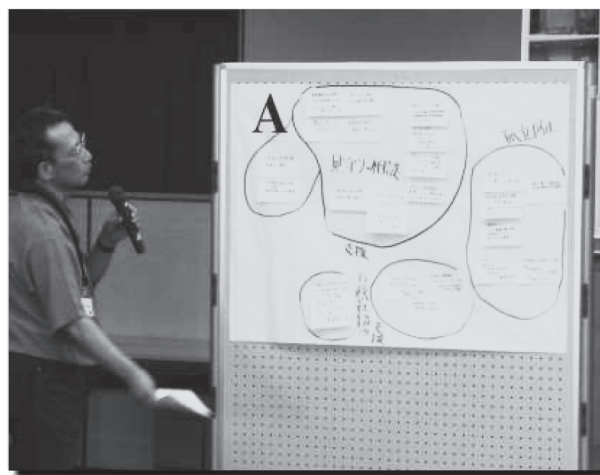
行政

- ・受け皿の整備・支援
退職者、高齢者の就労促進（ボランティア等）
- ・拠点の整備
ボランティア、NPO等の活動の拠点施設（小学校区単位）
- ・補助金、助成制度の周知

(市)社協

- ・「地区社協活動のマニュアル」の作成と支援（職員の担当エリア制）
- ・コミュニティビジネス起業支援
（市社協職員の）早期優遇退職制度の導入

～ Aグループのワークショップ風景 ～



Bグループでの意見交換結果

そもそも(自助)

- ・「孤立(ひとり)」は長い。死は1回。
- ・(孤立して)困るのはだれ
- ・お互いに「わかってくれない」(がスタート地点)
- ・来訪者を受けたくない高齢者がいる
- ・引きこもりがちの高齢者は心理的に問題があるのでは

となり近所

- ・見守りをされる方の本来の隣近所との関係が重要(付き合いなしなど)
- ・日頃からの隣家などへの気遣いと声かけがベスト(隣家とトラブルがある場合も)
- ・向こう三軒両隣の声かけ、あいさつ運動
- ・声かけを朝、夜の定時と決めておくとういのは
- ・自分の買い物の時など、声をかけ、(一緒に行くなどの)要望がないか確認する

町内会

- ・町内会で各班ごとに隣近所の動向に目を配る
生ゴミの出し方、玄関前の清掃等
雪よせができていない
- ・町内会の区割りで見守りと声かけ
配布物などは置いてくるだけでなく、
ひと声かけて渡すようにする
- ・同地区に住んでいるというつながりをもって見守る環境づくり
見守られて暮らしているという雰囲気をつくり出す

アパート

- ・アパート住人を町内会の行事に参加させるには、どうすればよいか

施設との連携

- ・町内にある施設(短期、軽)の民謡会、昔話し会などに誘う

サロン

- ・サロン、居場所の開催・・・PR、自由にいつでも参加できる・しやすい
- ・高齢者同士が実行委員となり、集いの場をつくる(お客さんにならない)

公的な対応

- ・町中に、ゆっくり座って話しのできる場所をつくる
- ・エイジフレンドリーシティ(のまちづくり)を駅周辺だけでなく、各地区で広げてほしい
- ・孤立者の症状が一定基準以上と診断されたら、親族の了解を得て施設に入居させる(入居費用も課題)

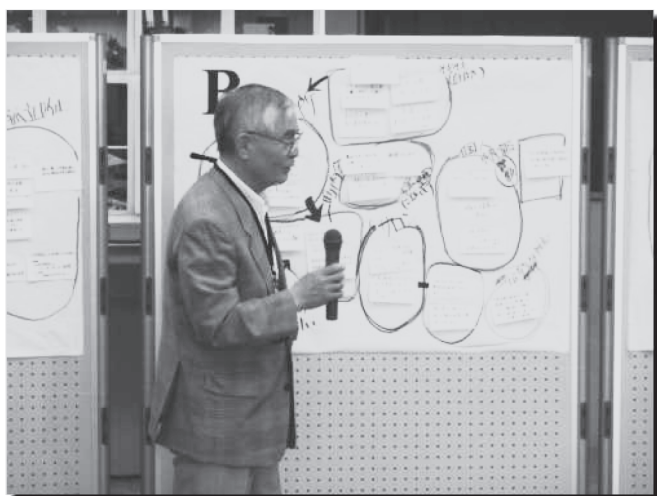
（課題）担い手

- ・訪問先の高齢者から信頼されるようにすることが大事である
- ・福祉協力員のなり手がいない ・見守りをするボランティアの高齢化が問題

（課題）個人情報

- ・個人情報がかべ ・見守り対象者について、担当民生委員と町内会の情報共有
- ・同意、不同意に関係なく情報が必要な時はある（声だけはかけるなど）

- ・第2次地域福祉計画の取組における課題解決策の検討と再挑戦

～ Bグループのワークショップ風景 ～

Cグループでの意見交換結果

現状把握

- ・現状把握のための勉強会の開催
- ・地域全体だとなかなかまとまらない。小グループ（町内会の班）で話し合うとよい

居場所づくり

- ・高齢者の交流の場の提供
- ・町内会では高齢者の居場所として町内会館を利用
- ・憩いの場・・・型にはまらず、一服できる場所
- ・60歳以上高齢者を対象に年3回お楽しみ会を実施（孤立予防も兼ねている）
- ・町内会の世代間交流の促進（情報交換）
- ・世代間交流で高齢者に生きがいを醸成する

見守り

とない近所による

- ・見守り活動と隣近所との連携
- ・お総菜のおすそわけを持って行きながら安否確認の声かけ
- ・適度なおせっかいも必要（信頼を得ていくきっかけになる）
男性のひとり暮らしには抵抗もあるが・・・。

相互支援

- ・見守り対象者のグループ化（お互いに元気づける、役立つ）
※居場所づくりに含まれる

地域組織による

- ・見守りネットワークの充実
町内会、社協、民児協、市民憲章協議会等の各種団体が集まる会をつくる
- ・民生委員と町内福祉協力員で見守りをしている（必要と思った人を対象）
- ・町内会では隣近所の協力が必要と思う。見守り協力員があったほうがよい
- ・各種チラシなどの配付時の見守りなどで確認する

緊急事態の早期発見

- ・緊急通報システムの活用
- ・非常時用の電話設置
本人 → 地域包括支援センター → 119番 → 民生委員、支援者

課題

- ・見守りや気配りをお節介ととらえている人がいる

～ Cグループのワークショップ風景 ～



【第3回：災害時に高齢者等が無事避難できる

ようにするためにはどうすればよいか】

[平成25年7月26日(金) 参加者26人]

Aグループでの意見交換結果

自助

- ・自らの防災対策（自助）
家族との話し合いを常に行う、避難所の確認
- ・自分の命は自分で守る、一時避難場所の確認

共助

訓練・教育

- ・定期的な避難訓練、防災訓練の実施
- ・普段から防災訓練の繰り返し
反復することで慣れる
- ・訓練に、支援が必要な方が参加
- ・身体・知的障がい者の避難訓練
- ・平時からの防災教育（＝義務づけ）

課題解決

- ・時間ごと（昼、夜）の対応を想定しておくことが必要
- ・地区で（避難時）鉄道線路、踏切で車いすを使用できるか、陸橋をくぐるか心配
- ・地区の公園の法面（土手）が崩れないか心配
→ 避難ルートは2、3通り想定

個別避難支援プラン

- ・避難支援対象者名簿の作成と備え付けが必要
（担当区域、町内会での要援護者の把握）
- ・町内会役員以外の情報共有（町内の取組状況がわからない）
- ・福祉災害マップによる把握として、全戸配付
- ・避難場所の確定（一時的な避難場所等の取り決めが必要）
- ・（町内会の）班単位で、具体策の役割分担を行う
- ・町内の女性の活用（婦人部、福祉協力員等）
- ・個別避難支援プラン（具体的計画の作成）
 - ① 要援護者避難情報および連絡網整備
 - ② 班単位で予め支援者を確保、支援者マップの作成
 - ③ 要援護者支援マニュアル作成（マップ含む）
地域実情に応じた安否確認など
 - ④ マップ等の点検・更新・継続的改善 ……
 - 防災・災害マップ
 - 福祉・要援護者マップ
 - 支援者マップ

避難所

- ・避難所運営（地区）マニュアルの作成
 - ① 福祉関係事業者からの人的・物的資源の提供
 - ② 福祉関係事業者による、避難所でのケア・相談体制の提供

支援ネットワーク

- ・町内会、自主防災組織など、地域の関係団体との連携強化
- ・自主防災隊等に登録しておく
- ・「支援ネットワークの組織化」……………実質的、年齢、体力
 - 自主防災組織・町内会（班） ○NPO・ボランティア
 - 地区社協・民生児童委員 ○福祉事業者その他

公助

- ・避難所設置・運営のための必要資財・物資の備蓄等
- ・指定避難所施設での井戸掘削、プロパンガス
- ・井戸所有者への管理費用の一部補助（水質検査費用ほか）
- ・大災害を想定し、ヘリコプターの活用・ヘリポートを設置可能な場所の確保

～ Aグループのワークショップ風景 ～



Bグループでの意見交換結果

日頃の声かけ、要援護者の把握

- ・ 普段交流のない方にも声かけをする
- ・ 防災、災害について、要援護者等に普段から声かけをする
- ・ 誰が誰を助けるかや災害時の声かけの担当者を日頃から決めておく
- ・ 町内の役員や福祉協力員に予め、ひとり暮らし高齢者を割りあてておき、災害時に責任を持ってサポートする
- ・ 隣近所（5～10戸）で見守りグループを結成。日頃から異常時の連絡対応を訓練
- ・ 要援護者宅のマップを町内防災担当者に配付する
- ・ 行政からの要援護者情報を町内会長・民生委員で情報共有しているが、近所の方々も、（もともと）おおよそ把握している。
- ・ 町内会の班ごとなど、単位内の在宅者を把握しておく

自助を促す

- ・ 要援護者は自助ができない。誰かが見てあげる必要があり、制度化できないか
- ・ 自助、自助と言うよりも、備えができていないか、防災担当者が見回りをする
- ・ 要援護者宅を訪問し、事前に家具の転倒防止等の備えを促す
- ・ 「市災害対策基本条例」を市民に徹底する。特に、市民の自助の項目について、各世帯の自宅に貼れるように、パンフレットをつくり、配布する。
 - ・ 町内会で購入し、各世帯に火災報知器を設置した事例も
 - ・ 高齢者などの中には干渉されたくない人もいるのが課題

避難訓練

- ・ 避難訓練を何回も行う。改善点を見つけてその都度改善していくことが大事
- ・ 地域全体で避難訓練を実施する。特に、高齢者等を訓練に誘い出すことが必要

避難場所の確保、避難方法・経路の確認

- ・ 避難場所がわからない人が多い。マップづくりなどにより、避難場所の周知が必要
～ 玄関の見える位置に、「避難場所は〇〇」というシールを貼るなど
- ・ （町内会等の）一時避難場所の確保（トイレ、ストーブ、水）
- ・ 暖や食事のため、避難場所に、トイレ、薪ストーブ、鋸、ナタを常備する
- ・ 予め決めた（一時的避難）場所への誘導路の確認
- ・ 避難手段、方法の確認と実施
 - 携行品（車イス、ランプ、ラジオ、薬、メガネ、補聴器、身の回り品など）
- ・ 指定避難所だけでなく、住居が避難施設になることも（避難場所まで危険等）
- ・ 自宅より快適だから、避難所に避難する

人材の確保

- ・災害時に避難に協力できる人が何人集まるかわからない
- ・(町内の)保健師、看護師などで現職を離れた在宅の人をリスト化し、災害時に健康管理に協力してもらう

課題

- ・自主防災隊は、町内会長の交代などで忘れられてないか
- ・避難所に(避難者がいる際)情報を流してもらう
- ・2次避難場所(指定避難場所)の決定と手段方法
学校等と地域と日頃からの連携がないと対応できない
- ・避難後の留守宅の火災予防対策(ガスなど)

→ **避難場所の確保、避難方法・経路の確認**
につながる

その他(気構え)

- ・(戦争を経験した、)超高齢者は、「(災害は)こわくない」(という人もいる)

～ Bグループのワークショップ風景 ～



Cグループでの意見交換結果

災害時

- ・ **自助** 要援護者を助ける（支える）人数を確保する
- ・ 災害の状況を正しく伝える（要援護者に対して）

備え

個人の備え

- ・ 大型 懐中電灯を予備も含めて備えておく
- ・ 高齢者等が、助けられやすい準備をしておく
ハキモノ、着物、安心キットなど
- ・ 部屋の隅に、家具が転倒してガラスが割れた時にはけるように、スリッパを常に用意しておく

地域の備え

- ・ 災害に対する意識を高めるための教育訓練が大事
- ・ 要支援者情報の共有で、提供される名簿の活用範囲はどこまでか

- ・ 現状把握（どこにどんな要援護者がいるのか）
- ・ 防災の資材置き場の対応（分散化）
- ・ 隣接する自主防災組織等との連携を密にしておく（情報を共有する）
- ・ 避難場所の学校との連携をとっておく
- ・ 避難場所が近くになく、どこに行くのかわかっていない人が多い
- ・ 町内会館が手狭である

組織化

- ・ 支援可能者の情報が少ない。特に若い人の動向が不明
- ・ （自主防災）隊長と町内会長の2人が、各班の担当者に指示して救援する
- ・ 支援者の組織化
小グループ化がよいのでは（向こう三軒両隣）

【第4回：町内会等の地域コミュニティ活動を 活性化するためにはどうすればよいか】

[平成25年8月2日(金) 参加者28人]

Aグループでの意見交換結果

基本

- ・(再確認) 町内会と班は、どんな組織でもかなわない最大の強みを持つ!

個々の世帯に基礎をおく、永続的な組織

…きめの細かい、隣人への配慮は、この組織にしかできない

課題に応じた活動を!

- ・課題に応じた活動を!

活動スタイルの転換＝行政による上から下への情報伝達ルートとなるだけでなく、地域課題に応じた事業実施団体化

- ・小学校区単位での地域福祉の展開

{ 地域福祉の拠点づくり
福祉横断的総合相談窓口設置
デイサービス・居場所開設支援

- ・学校と地域の連携

学校ボランティア等はあるが…

参加しやすい行事を

- ・町内会の行事(ナベッコ・花見等)を企画し、参加を呼び掛ける
- ・共助 自主活動において、皆さんが気軽に参加できる事業をつくる
- ・町内会(自治会)の行事として、若い世代が参加しやすいイベントの開催
健康スポーツ大会の開催(協議内容や順位にこだわらない)

コミセンの活用

- ・コミセンでの各サークルからの参加呼びかけ
- ・コミセン、町内会集会所の活用(サークル活動)

高齢者と若者が一緒に参加(知識と体力)

- | | |
|---|---------------------------------|
| 自 | ・自ら率先参加、若者に手本を示す(いずれ世話になる身) |
| | ・高齢者の人生経験(知識)、若者の体力との合体 |
| 助 | ・近隣者との普段からの絆とつき合い(遠くの親戚より近くの他人) |

担い手の確保

- ・公助 町内会等の運営に市職OBの参加の義務づけを
- ・公助 町の要請に応じて指導員の派遣を
- ・人材の活用 地域で活動できる体制づくり
- ・婦人会って何？ 活動が見えるものにする
- ・ボランティア／有償・・・明示する
- ・どんな組織があるかわかりやすくする（地域町内活動）
- ・（担い手がいないなら）多様な組織（NPO等）との協働で担い合う
テーマ型組織（NPO等）との協働により、共同の目的を担い合うことができる可能性がある
コミュニティ活動の活性化があつて、はじめて担い手が出現する
地域デビュー先の選定は、どこでもよいわけではない！自己実現が可能な分野と本人の適性とのマッチング。単なる地域資源としか見ない組織は、袖にされて当然

各種団体の連携

- ・町内会を含め、地域内にある各種団体の連携、協働
- ・地域内の各種団体と連携合同会議を定期的に
- ・地域内にある福祉施設（主に障害者施設）の活用と町内会の連携
- ・アパートの、①管理業会社 ②大家 ③町内 との町内への関わり確認
- ・（負の側面）振興会・町内会は、「コミュニティ組織の中心」を担う組織であるとの自覚に欠けている。・・・市民活動やNPOなどを“敵視”？
- ・（対応策）ネットワークの組織化
テーマ型NPO、ボランティア、福祉事業者等
・・・共同事業のパートナーとして認知、相互理解の醸成
- ・（対応策）地域住民自治協議会など住民の実質的参加・協働
従来からの振興会連合的な組織に代えて、地域住民、コミュニティ組織、NPO等の参加、女性参画など地域を代表する組織に改編＝住民参加を担保
市民参加の正当性を欠く運用実態を解消
 { 有力団体の推薦者たちで占める運用実態
 高齢男性に偏重する運用実態

Bグループでの意見交換結果

市と町内会はパートナーと言うけれど・・・

- ・市と町内会の関係の明確化（組織と認知）・・・市政協力員など
- ・町内会活性化条例の制定
 - － 町内会活動の基本目標
 - － 町内会長にそれなりの手当支給
 - － 住民に入会の義務付け・・・罰則なし

町内会長を
大事に

活性化支援

- ・近い将来の町内役員、会長育成のため、40～50代世代（女性を含む）に研修を実施
- ・活性化促進のため、その道の専門家が、希望する町内の調査・分析→対策を樹立

関係団体の強化と連携

- ・地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、市民憲章地区協議会等との連携
- ・老人、婦人、子ども会等への育成強化
- ・子ども会に町内会が援助することで、人材の発掘を図る
- ・市、市社協、地域内諸団体との共催による敬老会
- ・地域内小学校同窓会とともに同窓会入会式、歓迎音楽会の開催
- ・地域内の施設とともに、避難訓練、お祭りなど
- ・地域内の医師・整体師による健康相談・講演会や保健師による食生活向上のための料理教室など
- ・地域内小学校、体協、育成会との地区大運動会
 - 学齢前から高齢者まで
 - 学校内の競争 } 順位づけ
 - 町内会の競争 }

担い手確保のために

- ・役員選任にあたって
 - 交流ない方でも話し合ってみると引き受けてくれる方もいる（家族によく理解していただくことが大事）
 - 人を選びすぎたり、第一印象で人を決めつけない
 - 家に閉じこもると老けるのが早い、役員を務める方は実年齢より若々しいので、（役員活動は）健康に良いことを市の広報に載せて宣伝したらどうか
- ・近い将来の町内役員、会長育成のため、40～50代世代（女性を含む）に研修を実施【再掲】

加入促進(徳と得)

- ・町内会の必要性和町内会に加入しないことのデメリットを説明する
ごみ置き場の使用・掃除当番制、街灯の設置・運営、子ども会の運営など

徳がある人が加入を**説く**と未加入者も加入する
得(メリット)があると未加入者が気持ちを**解く**

- ・集合住宅の未加入者への一層の加入促進(建築確認時の周知など)

マンション住民は孤高の人 = (達観し)一人高いところに住む人
アパート住民は出家の人 = 煩悩等で、家(実家など)を出た人

行事・活動への呼びかけ

- ・市の職員の地域活動等への参加
- ・町内で行う行事に関心を持ってもらうことで、行事参加者を多くする
- ・行事を行う場合、回覧板だけでなく、町内会役員はもちろん、普段交際している方々が誘い合う

～ Bグループのワークショップ風景 ～



Cグループでの意見交換結果

交流行事の充実

- ・和と輪を広げる（イベント、レクリエーション等）
- ・町内行事の内容に、参加者が興味を持ち、満足してくれている
班のまとまりが重要！！ 景品目当てに来る人もいる
- ・伝統行事への老若の参加、祭りごとを通しての活動が活性化につながる
- ・町内会の世代間交流の促進
- ・町内の活性化は日ごろのあいさつ、声掛けから
- ・“飲みにけーしょん”による、和・輪の大切さ

子ども会

- ・町内会活動は、子ども会活動から（昔と今との違い）
- ・町内会活動は、子ども中心にする
- ・子ども会行事に参加する
- ・子育て世代の行事参加を促進する（子どもの活用）

行政

・活動の活性化ありきでなく、そもそも地域に必要なことが何かについて、住民自らがその必要性を再発見する

- ・地域活動への公的助成金の見直し
- ・世代間交流活動の促進のための（町内会における）助成金
- ・行政からの指導が必要（建設許可書などで）

- ・アパート住民は独身者が多く町内行事は未参加だが、管理者から一括して年会費を確保

人材発掘

人材育成

組織体制の見直し

- ・役員の定年制の実施
- ・1年交代の班長が翌年員となり、スムーズに確保している
- ・役員等への若手、女性の登用
 - ・女性のリーダー養成が必要（リーダーになりたがらない）
 - ・役員構成の男女を同率にする、副会長に女性（民生委員）をいれる
 - ・女性役員を受入れてくれない
 - ・青年会の結成 ・若者育成・・・（行事参加時に）顔見知りになるこのとすすめ

組織体制の強化

- ・高齢者は会長、副会長はフットワークの軽い若い年代の人を
- ・役員負担軽減、役割の分担制

【第5回：これから地域福祉を進めていくにはどうしたらよいか】

[平成25年8月9日(金) 参加者29人]

Aグループでの意見交換結果

キャッチフレーズ：「幸」齢社会の主役はわたしたちです。

基本理念

- ・地域福祉とは、「高齢者が生きがいを持って健康的に暮らすには」
 - ◎自立した生活ができるか
 - その1 だれもが医療を受けられること（保険の加入）
 - 2 誰もが介護（要支援→地方に移譲）を受けられること
- ・高齢者社会がますます進むことを見込む都市計画ができるか



地域の包括支援ネットワークの構築

- ・例：勝平地域包括支援ネットワークの構築（人口14,000人 16町内会 5,500世帯）
 - ★地域包括支援センターの配置（福祉横断的総合相談→個別支援へ）
併設：NPO等の活動の場となる拠点
（厚生労働省整備費支援 @新設 3,000万円）
 - ★地域福祉コーディネーターの設置
 - ★地域密着型サービスの整備（指定・支援）
小規模多機能型居宅介護の公募数の増
ミニデイサービス、宅幼老所、居場所など共生型施設への支援拡充
 - ★見守り・配食・買い物・移動など多様な生活支援サービスの確保支援
 - ★ネットワークキング
振興会呼びかけの「地域ケア推進住民プラットフォーム」
- ・地域団体の連携が大切。特に町内会の活性化に対して、町内会連合会のリーダーシップが求められる
- ・地域福祉について、各種団体合同研修会を開催し、目線を合わせる
- ・基本理念、基本目標の共有
- ・目標をはっきり示し、意見交換の上、共同作業を（理解の上、着手）
- ・基本目標（1…、2…、3…、4…）、達成目標を明確にし、行動する
- ・「まずはやってみよう」から事に対処することが必要（実行に移す努力が必要）
- ・地域全員参加のための役割分担を明確にする（一人ひとりの役割）
- ・地域コミュニティの活性化
世代間交流での絆づくり
 - ・サロン活動
 - ・福祉施設の開放（地域、町内会に）
- ・実行したことに対し、反省の積み重ねがよい結果につながっていく



施策のたて方

- ・ 目標ごとの施策、組織編成
- ・ 他の計画との関係、位置づけを分かり易く
 - 2次計画規定 = 2 計画の位置づけ（第2次地域福祉計画書11ページ）
 - エイジフレンドリーシティ行動計画
 - 秋田市高齢者プランほか下部計画
- ・ 如何に創るか“過程”重要
 - 地域住民・事業者の参加の法規定化
 - 形式的なものでよいはずがない！
 - ・ 公募委員がいればよい？
 - ・ ワークショップを公募すればよい？
 - ・ 十分な時間と情報、テーマが限定されない、合意形成が担保されている？
 - 批判的な人を含めて様々な住民の声を大切にする視点・手立てを
 - ・ 町内会などの既成の団体に「属さない」市民が大量化
 - ・ 地域「有識者」・団体の参加をもって市民参加の正当性が得られない状況
- ・ 日常生活圏域（地区）福祉計画づくり先行を
 - 2次計画関連規定＝施策5（第2次地域福祉計画書74ページ）
 - 重点事業（同上96，98ページ）
- ・ 国民会議報告への対応を盛った計画に！
 - 団塊世代後期高齢者：2025年問題
 - 過疎化、高齢化、自殺者率…全国有数秋田県の中心都市にふさわしい計画を！
- ・ 秋田型・方式と呼ばれる先駆的施策の推進を！
 - 過疎化、高齢化、自殺者率…全国有数秋田県の中心都市の先駆性、「福祉特区」
 - など、創意的な計画を
 - 要支援者サービスの代替事業どうする？

その他

- ・ 秋田市地域内分権は、行政機構再編だったのか？
 - セーフティネットの張り直しだったはず？
 - 「地域づくり組織」結成の取組は？
 - 「権限委譲・予算配分」と地域の意見反映システムは機能？

Bグループでの意見交換結果

キャッチフレーズ 町内会が基本！対等の立場で市がバックアップ 最後は「自分力」

エイジフレンドリーシティの推進

- ・エイジフレンドリーあきた市民の会の取組をもっとPRしては
- ・エイジフレンドリーあきた市民の会の地域委員をつくる（などで取組を広げては）

町内会が基本

- ・町内会等の地域コミュニティの強化（世代間の交流）
- ・町内会活動の活性化
- ・町内会 事業がなくて ああ平和

誰もが役割

- ・ボランティア的なものなど、高齢者に役割を持たせる
- ・担い手の育成（諸団体の役員のなり手）
- ・市民の自立精神を高める

地域福祉の意識

- ・地域福祉の問題は、毎日の生活の問題
 - ・人知れず 見えない福祉 人に有り
- （※介護、障がい者等だけでなく、地域福祉は見えないところを含め、遍在している）

子ども・教育 地域福祉

- ・地域福祉に関心を持たせるため、学校教育に、今回のようなワークショップ（課題）を取り入れる（小中学校、高校）
- ・生きがい教育の推進
- ・ひとり暮らし高齢者と子ども・中学生の交流の事例もある
- ・小学校、児童館、育成会、児童委員などとの連携（子育ても大事！）

関係機関との連携

- ・地域内の包括支援センターや既設の福祉施設との連携

居場所街づくり

- ・地域内のサロンの拡大・充実
数、内容、資金の裏付け（行政からの助太刀？）
空き家の利用など
- ・健康維持・増進施策の推進 ～ 身近な場所での軽運動施設等の整備

高齢者にやさしい街づくり・

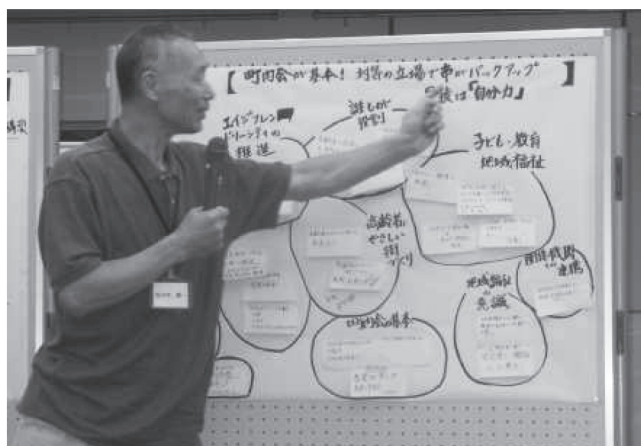
- ・ 高齢者にやさしい街づくり
 - ・ 歩道（デザインでなく歩きやすさを重視するなど）
 - ・ 民間の利用（スーパーに休める場所を設置するなど）

※通町まちの駅などの事例もある

行政の支援

- ・ 行政による（地域に対する）指導、教育等のアプローチに期待
- ・ （計画書）印刷は 支援B型 ほっとする
（※第2次計画の冊子は、障がい者の就労支援B型施設で印刷されている）
- ・ これからも 「個別計画」 避難中
（※第2次計画の重点事業「災害時の要援護者の避難支援」における、「個別計画（要援護者一人ひとりの避難計画）」作成の作業は、これからもまだまだ続いていくものである）

～ Bグループのワークショップ風景 ～



Cグループでの意見交換結果

キャッチフレーズ：一人ひとりがつくる豊かな街

地域での支え合い

人材育成

- ・人材の発掘と登用を
- ・各活動団体の長は、
高い意識とリーダーシップを

団体の連携

- ・地域の各団体の連携が大事
同じような活動をそれぞれがやっているような状況
- ・各種団体の連携
→（意見・情報）交換の場の造成
- ・世代間交流の促進

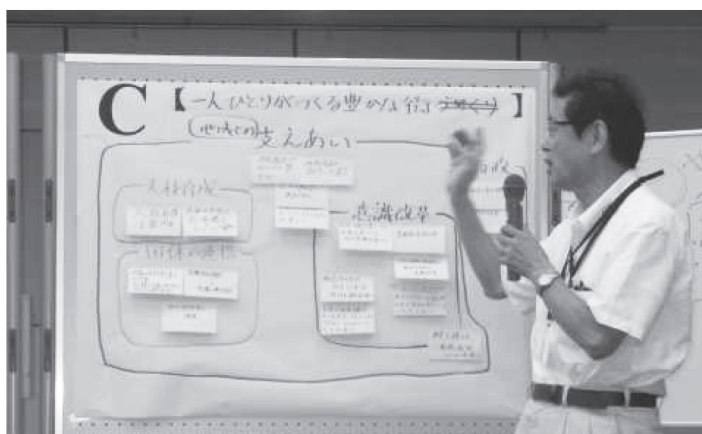
意識改革

- ・地域の構成員としての自覚を持つ
（参加意識を持つ）
- ・高齢者の意識改革
- ・福祉サービスの双方向発信
（サービスの受け手も提供する側へ）
- ・自分の役割（価値）を認めるための意識改革
- ・各自ができることは必ずある。他人任せではなくその中のひとりになる気持ちで
- ・「人は一人つきりでは生きていけない」地域の中で生かされていることを忘れない

行政

- ・身の丈に合った街づくり
- ・少子化対策

～ Cグループのワークショップ風景 ～



第3次秋田市地域福祉計画の策定経過

《平成24年度》

- 平成24年6月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
11月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
12月 市民意識調査(アンケート調査) [ニーズ調査]
平成25年3月 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
『地域福祉計画策定方針』決定

《平成25年度》

- 平成25年5月 第1回秋田市社会福祉審議会 [諮問]
6月 第1回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [基本方針審議]
7月 第1回地域福祉計画等推進庁内連絡会 [基本方針確認]
ヒアリング(聞き取り)調査 [ニーズ調査]
ワークショップ(5回) [ニーズ調査]
11月 第2回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [素案(部分)審議]
12月 平成25年11月市議会定例会厚生委員会 [進捗状況報告]
第2回地域福祉計画等推進庁内連絡会 [素案作成]
平成26年2月 第3回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [素案審議]
市議会厚生委員会 [素案報告]
説明会(2回) [意見公募]
パブリックコメント [意見公募]
3月 第4回秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 [答申案審議]
平成26年2月市議会定例会厚生委員会 [答申案報告]
第3回地域福祉計画等推進庁内連絡会 [答申案報告]
第2回秋田市社会福祉審議会 [答申]
『第3次秋田市地域福祉計画』決定

秋田市社会福祉審議会条例

平成12年3月27日条例第9号

改正 平成26年3月25日条例第35号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。（平12条例48・一部改正）

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。（平12条例48・一部改正）

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。（平25条例50・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員52人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。（平26条例35・一部改正）

(委員長の職務を行う委員)

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員および臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員および臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項および第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員又は臨時委員として任命されている者の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成12年5月8日までとする。

(秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

3 秋田市社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例（平成 8 年秋田市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成12. 9. 29条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25. 9. 30条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26. 3. 25条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障がい者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障がい者専門分科会

障がい者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第4条 身体障がい者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障がい者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障がい者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項および令第3条第3項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(母子保健部会)

第5条 母子保健に関する事項を調査審議するため、児童専門分科会に母子保健部会を設置する。

(部会)

第6条 審議会が必要と認めるときは、審査部会および母子保健部会のほかに、専門分科会に部会を設置することができる。

2 部会（審査部会および母子保健部会を含む。以下同じ。）に委員の互選による部会長1人を置き、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議)

第7条 専門分科会および部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる専門分科会および部会の専門分科会長および部会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合は、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 審査部会

(任期)

資料編

第8条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月9日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成9年5月9日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

氏名	所属団体等	備考
石沢真貴	国立大学法人秋田大学教育文化学部准教授	専門分科会長
野口良孝	秋田市社会福祉協議会会長	副専門分科会長
池田重子	秋田市保育協議会副会長	平成25年5月まで
佐藤チエ子	秋田市保育協議会副会長	平成25年5月から
遠藤善衛	秋田市ボランティア連絡協議会副会長	
加賀谷俊雄	北部地域住民自治協議会会長	
佐藤保	秋田市民生児童委員協議会会長	平成26年2月まで
土肥良三	秋田市民生児童委員協議会会長	平成26年2月から
佐藤広美	秋田市老人福祉施設連絡協議会会長	
澤田賢一	国立大学法人秋田大学医学部学部長	
進藤香代子	秋田県知的障害者福祉協会会員	
花田正志	秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会会員・監事	
蓬田興信	社会福祉法人グリーンローズ常務理事	
渡邊剛	秋田経済同友会常任幹事（秋田ゼロックス株式会社取締役相談役）	

秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 秋田市地域福祉計画ならびに秋田市地域福祉計画を上位計画とする秋田市高齢者プランおよび秋田市障がい者プラン（以下「地域福祉計画等という。」）の推進を図るため、秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会の所管事務は、次の各号に掲げる事項に関し、庁内の連絡および調整を図ることとする。

- (1) 地域福祉計画等の施策および事業の実施
- (2) 地域福祉計画等の進行管理
- (3) 地域福祉計画等の見直し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の推進についての必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長、副会長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 会長 鎌田副市長
- (2) 副会長 福祉保健部長
- (3) 委員 福祉保健部次長、福祉総務課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、保護第一課長、保護第二課長、介護保険課長、監査指導室長および各部局の連絡調整課長

3 会長が必要と認めたときは、連絡会に臨時の委員を置くことができる。

(会長および副会長)

第4条 会長は、連絡会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 連絡会に次の各号に定める部会を置き、事務を分掌させる。

- (1) 高齢者プラン部会
第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市高齢者プランに関するもの
- (2) 障がい者プラン部会

第2条各号に掲げる事務のうち、秋田市障がい者プランに関するもの

- 2 部会は、部会長および部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、副会長をもって充て、部会の会務を総理する。
- 4 部会員は、委員のうちから部会長が指名する。
- 5 部会長不在のときは、部会長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第7条 連絡会に幹事会を置き、第2条各号に掲げる事務のうち、重点事業に関する事務を分掌させる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、福祉保健部次長をもって充て、副幹事長および幹事は、委員のうちから幹事長が指名する。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長が必要と認めたときは、幹事会に臨時の幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、福祉総務課地域福祉推進室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月9日から施行する。
- 2 秋田市高齢者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成11年4月21日施行）および秋田市障害者プラン見直し庁内連絡会設置要綱（平成13年4月16日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

資料編

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

第3次秋田市地域福祉計画
平成26年3月発行

【編集・発行】

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-866-2090

ファクス 018-866-2417

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/plan/>

【印刷・製本】

秋田県身体障害者福祉協会「秋田ワークセンター」

秋田市では、障害者就労施設等で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、物品やサービスを調達する際は、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進しています。